

監査結果公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人西野裕久から監査の結果に関する報告の提出があったので、同法第252条の38第3項の規定により次のとおり公表します。

平成24年4月6日

奈良県監査委員	廣	野	隆	信
同	南	田	昭	典
同	井	岡	正	徳
同	森	川	喜	之

監査テーマ

産業・雇用振興施策に関する財務事務の執行について

平成23年度

包括外部監査結果報告書

平成24年 3月

奈良県包括外部監査人

西野 裕久

包括外部監査結果報告書 目次

「産業・雇用振興施策に関する財務事務の執行について」

第1. 包括外部監査の概要	1
1. 監査の種類	1
2. 選定した特定の事件	1
(1) 包括外部監査対象	1
(2) 包括外部監査対象期間	1
3. 事件を選定した理由	1
4. 包括外部監査の方法	2
(1) 監査対象機関	2
(2) 監査要点	2
(3) 主な監査手続	2
5. 包括外部監査の実施期間	3
6. 包括外部監査人を補助した者	3
7. 利害関係	3
第2. 監査対象の概要	4
1. 奈良県の概要	4
(1) 地理的特性	4
(2) 人口特性	6
(3) 産業特性	6
(4) 工業の状況	7
(5) 商業の状況	10
(6) 雇用の状況	11
(7) 財政状態	11
2. 産業・雇用振興施策の概要	19
(1) 産業・雇用振興部の組織概要	19
(2) 中小企業施策に関する法令と基本理念	20
(3) 産業・雇用振興施策の概要	21
(4) 平成22年度に実施した事業及び監査の対象とした事業	24

3.	他の府県との産業雇用振興行政施策の比較.....	28
	(1) 比較対象とする府県	28
	(2) 産業・雇用振興行政コストの比較.....	29
	(3) 組織の比較	29
	(4) 人員数の比較.....	31
	(5) 主要施策の平成 22 年度における予算規模の比較	32
第 3.	監査の結果及び意見.....	33
1.	地域産業課	33
	(1) 課の役割	33
	(2) 課が実施する事業の一覧.....	33
	(3) 商工会等経営改善普及事業.....	34
	(4) 高度化資金貸付金	37
2.	商業振興課	42
	(1) 課の役割	42
	(2) 課が実施する事業の一覧.....	42
	(3) おもてなし産業強化資金利子補助事業	43
	(4) 平城遷都 1300 年記念プレミアム商品券発行.....	45
3.	工業振興課	52
	(1) 課の役割	52
	(2) 課が実施する事業の一覧.....	53
	(3) リーディングカンパニー創設事業.....	54
	(4) 奈良発ニュービジネス発掘・育成補助金.....	58
	(5) EC（電子商取引）コーディネーター設置事業	60
	(6) 未就職者企業研修委託事業	62
	(7) 中小企業支援センター事業	64
	(8) 県庁力活用リエゾン事業.....	66
	(9) 起業家支援・創業促進の施策	68
4.	企業立地推進課	71
	(1) 課の役割	71
	(2) 課が実施する事業の一覧.....	71

(3) 県の産業用地に関する地理的特性	73
(4) 戦略的企業誘致事業	76
(5) 企業立地促進補助事業	79
(6) 立地企業人材確保支援事業	89
(7) 奈良県進出企業支援融資制度	92
(8) ならの企業魅力体感ツアー実施事業	95
(9) 県営プール跡地ホテル誘致事業	97
5. 雇用労政課	102
(1) 課の役割	102
(2) 県における雇用に関する現状と課題	102
(3) 雇用労政施策に係る、国・地方公共団体の役割	106
(4) 課が実施する事業の一覧	108
(5) 新卒学生等地元就職応援事業	111
(6) 奈良県就職ポータルサイト作成事業	112
(7) しごと i センター運営事業及び就職支援技術講習事業（しごと i センター）	114
(8) 就労困難者在宅就業支援事業	117
(9) 障害者職業能力開発訓練委託事業	120
(10) 民間教育訓練施設等活用型職業訓練事業	121
(11) ふるさと雇用再生特別基金事業	123
(12) 緊急雇用創出事業	125
6. 財団法人奈良県中小企業支援センター	135
(1) 支援センターの概要	136
(2) 組織概要	137
(3) 主な事業内容	139
(4) 平成 22 年度法人決算状況	140
(5) 中小企業支援センター事業補助金	142
(6) 地域産業支援事業	143
(7) なら農商工ファンド事業	144
(8) 設備貸与事業	145
(9) ベンチャー企業創出支援事業	149

(10) ベンチャー企業育成ファンド出資事業.....	150
(11) 他の機関との連携.....	152
(12) 他府県の中小企業支援センターとの比較.....	153
7. 奈良県信用保証協会.....	155
(1) 信用保証協会及び信用保証制度の概要.....	155
(2) 他府県保証協会との比較.....	156
(3) 結果及び意見.....	156
第4. 総括意見.....	161
1. 産業振興施策について.....	161
2. 雇用労政施策への取組について.....	163
3. 産業・雇用振興部全体の連携について.....	164

(本報告書の各表に表示されている合計数値は、端数処理の関係上、その内訳の単純合計と一致しない場合があります。)

第 1 . 包括外部監査の概要

1 . 監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び奈良県外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条の規定に基づく包括外部監査である。

2 . 選定した特定の事件

(1) 包括外部監査対象

産業・雇用振興施策に関する財務事務の執行について

(2) 包括外部監査対象期間

平成 22 年度（自平成 22 年 4 月 1 日 至平成 23 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成 23 年度の一部についても監査対象とする。

3 . 事件を選定した理由

奈良県では、県民一人当たり県内総生産が全国的にも低い水準となっている。また、県内の雇用情勢も厳しい状況にある。そのため、経済活性化・雇用創出が奈良県の大きな課題となっている。産業・雇用の振興は県の重点項目として位置付けられている施策であり、これまで様々な取組が進められている。

これまでの産業・雇用振興施策について、委託費や補助金等の執行状況に加えて、財団法人奈良県中小企業支援センターなど関連する団体が実施する事業も含め、3E（経済性・効率性・有効性）の観点から幅広く検討することは県民の関心も高く、奈良県の行財政運営に資すると考えられるため、「産業・雇用振興施策に関する財務事務の執行について」を監査テーマとして選定した。

4. 包括外部監査の方法

(1) 監査対象機関

産業・雇用振興部及び財団法人奈良県中小企業支援センター並びに奈良県信用保証協会その他関係部局

(2) 監査要点

- ① 施策の目的に照らした事業効果の測定は行われているか。
- ② 施策について、他府県と比較して県の特徴はなにか。
- ③ 委託先の選定方法や業務の履行確認は適切に行われているか。
- ④ 長期間継続や随意契約している委託業務の理由に合理性・妥当性があるか。
- ⑤ 見直しが必要な補助金はないか。
- ⑥ 補助事業の補助対象経費の審査は適切に行われているか。
- ⑦ 財団法人奈良県中小企業支援センターの貸付業務等の審査は適正な基準に基づき、適切な審査体制により行われているか。また支援業務の効果はどうか。
- ⑧ 奈良県信用保証協会の保証業務等の審査は適正な基準に基づき、適切な審査体制により行われているか。また今後の回収見込や対応に問題点はないか。

(3) 主な監査手続

- ① 産業・雇用振興施策に関する県としての長期的ビジョンやそのあり方についての関係資料の閲覧やヒアリングを行う。
- ② 産業・雇用振興施策に関する事業について、規程や資料の閲覧及び検討を行う。
- ③ 産業・雇用振興施策に関する事業について、目的適合性や成果測定方法の検討を行う。
- ④ 産業・雇用振興施策に関して、他県が実施している施策との比較検討を行う。
- ⑤ 補助対象費用の審査体制、効果の測定に関して、関連資料の閲覧やヒアリングを行う。
- ⑥ 財団法人奈良県中小企業支援センターの貸付業務等の審査体制や債権管理について、関連資料の閲覧やヒアリングを行う。

⑦ 奈良県信用保証協会の保証業務等の審査体制や債権管理について、関連資料の閲覧やヒアリングを行う。

⑧ その他監査人が必要と認めた監査手続きを実施する。

5. 包括外部監査の実施期間

自 平成 23 年 6 月 28 日 至 平成 24 年 3 月 19 日

6. 包括外部監査人を補助した者

公認会計士 蔵口 康裕

公認会計士 上森太一郎

公認会計士 平岩 雅司

公認会計士 高橋貴久子

公認会計士 平川 理恵

弁護士 佐藤 竜一

会計士補 田重田勝弘

公認会計士試験合格者 有馬 浩二

公認会計士試験合格者 中原 純一

7. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

第 2 . 監査対象の概要

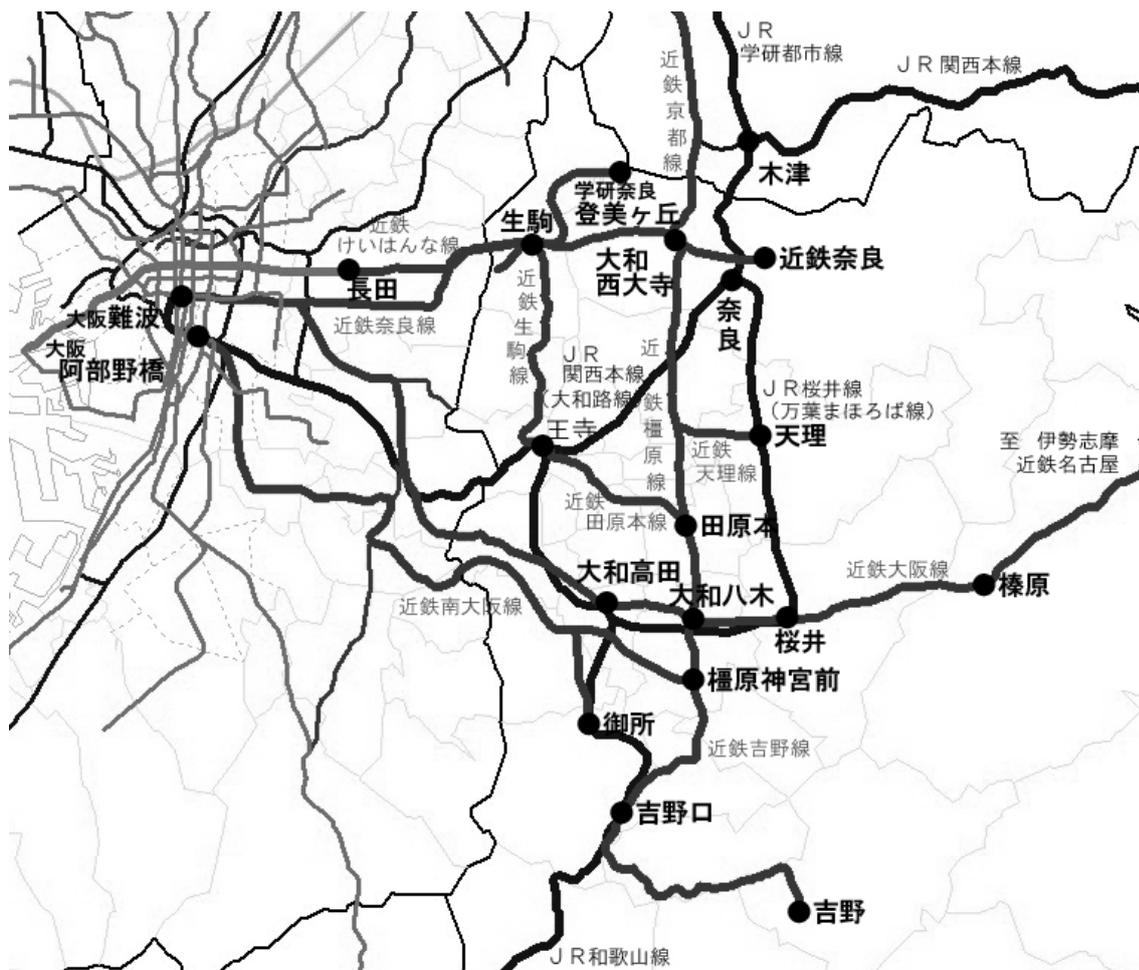
1 . 奈良県の概要

(1) 地理的特性

奈良県（以下「県」という。）は近畿地方のほぼ中央に位置し、周囲を山岳に囲まれた内陸県である。総面積は、3,691.09 km²（全国面積の約 1%、全国第 40 位）、うち可住地面積は約 851 km²で総面積の 23.0%に過ぎない。南北間の長さは 103.6 km、東西 78.5km と南北に細長い形となっている。地形、地質上から見ると、吉野川に沿って走る中央構造線により、奈良盆地を中心とした北部低地と南部吉野山地とに大別できる。前者は、大阪府や京都府への通勤圏として人口や事業所が集中している。南北 80km、東西 70km にわたって広がり、県土面積の約 2/3 を占めている後者は、豊かな自然に恵まれ、林業や果樹生産を中心とした農業が行なわれている一方で、道路網が十分に整備されておらず、人口過疎地域でもある。

また、上述の通り、奈良盆地を中心とした北部低地には人口や事業所が集中しており、道路に関しては西からは第二阪奈有料道路が、北からは京奈和自動車道が奈良市近郊まで開通しているが、京奈和自動車道が県を南北に繋ぐまでにはまだ数年を要する状況となっている。鉄道に関しては、奈良～大阪間で、西日本旅客鉄道(株)(以下「JR」という。)1 路線・近畿日本鉄道(株)（以下「近鉄」という。）4 路線が、奈良～京都間では JR が 1 路線・近鉄が 1 路線開通している状況となっており、大阪、京都に近い北部で鉄道網が発達している。上記の状況から、奈良県が、近郊の大都市圏のベッドタウンとして発達してきたことが分かる。

県全域の交通整備状況及び路線図を示した図は以下のとおりである。



(2) 人口特性

県内の市町村は、約 37 万人の奈良市をはじめ 12 市 15 町 12 村で構成されており、平成 21 年 10 月 1 日現在の県の人口は約 140 万人で全国総人口の約 1.1%を占めている。対平成 20 年の人口増加率は△0.3%で全国第 20 位であった。

(3) 産業特性

平成 21 年度においては、事業所数は 52,342 事業所で、従業者数は 497,634 人となっている。

< 県内業種別事業所数、従業者数 (平成 21 年 7 月 1 日現在) >

業 種 等	事業所数		従業者数	
	実 数	構成比 (%)	実 数	構成比 (%)
全 産 業	52,342	100.0	497,634	100.0
第 1 次 産 業	141	0.3	1,256	0.3
農 業	75	0.1	777	0.2
林 業	55	0.1	432	0.1

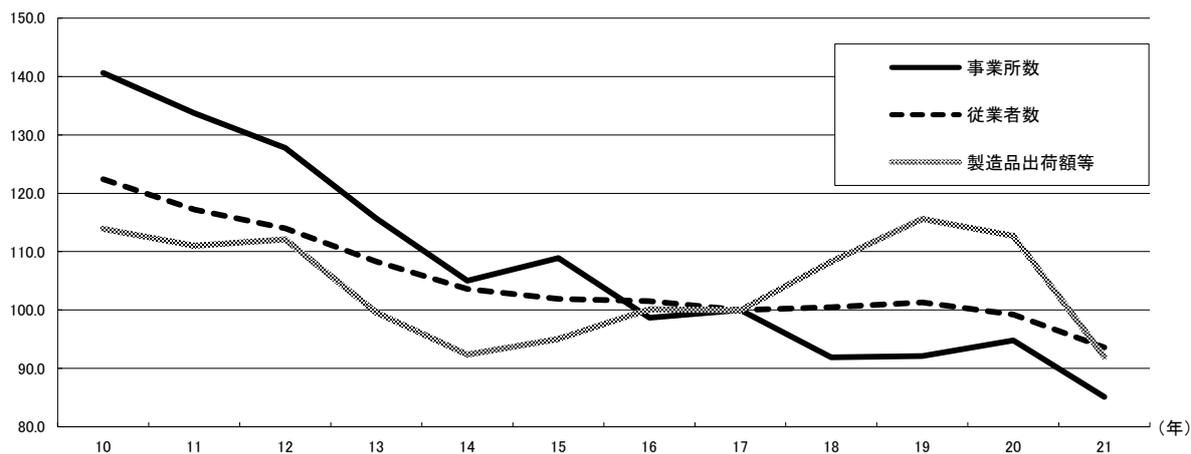
漁業	11	0.0	47	0.0
第2次産業	9,827	18.8	103,699	20.8
鉱業	5	0.0	29	0.0
建設業	4,394	8.4	26,457	5.3
製造業	5,428	10.4	77,213	15.5
第3次産業	42,374	81.0	392,679	78.9
電気・ガス・熱供給、水道業	89	0.2	2,473	0.5
運輸・通信業	1,169	2.2	24,520	4.9
卸売・小売業、飲食店	14,078	26.9	105,537	21.2
金融・保険業	732	1.4	10,774	2.2
不動産業	3,292	6.3	11,649	2.3
サービス業	22,540	43.1	221,233	44.5
公務 (他に分類されないもの)	474	0.9	16,493	3.3

(出典：総務省「経済センサス・基礎調査」)

(4) 工業の状況

県の平成21年工業統計調査結果によると、事業所数(従業者4人以上の事務所)は、平成10年以降、全体としての傾向は右肩下がりであり、従業者数についても減少傾向にある。製造品出荷額等は、機械器具、電気機械・情報通信他が約半数を占めており、平成21年度は、非鉄金属や情報通信機械器具が大きく減少している。

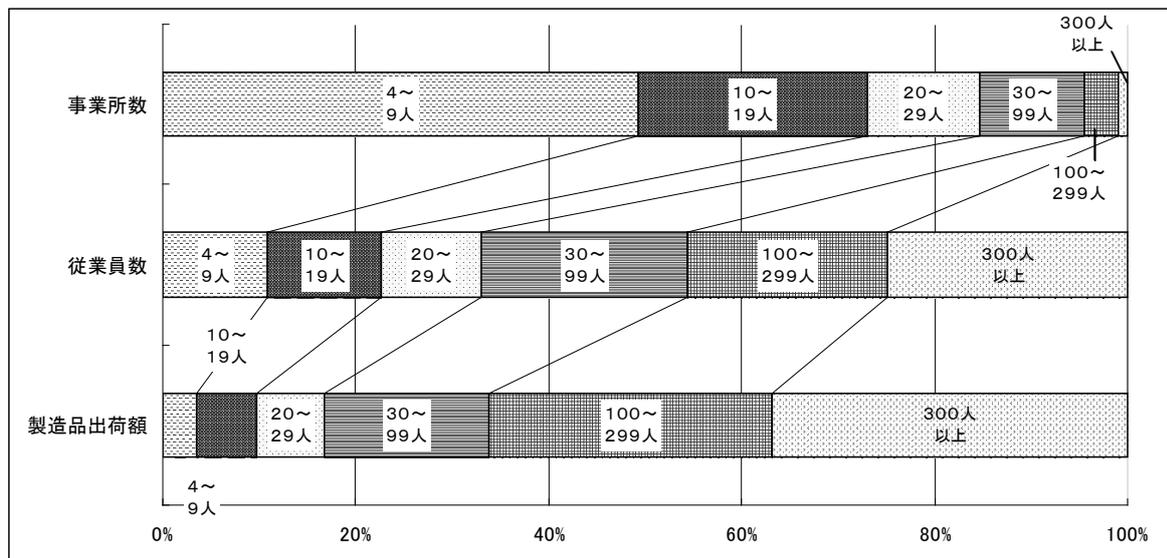
<奈良県の工業推移(平成17年=100)>



(出典：県統計課「奈良県工業統計調査」)

県工業を従業員規模別で見ると、中小企業（4～299人）の事業所数が2,366事業所で全体の99%、同従業員数は4万9千人で全体の75%を占める。一方で、製造品出荷額等を見ると、中小企業は63%にとどまり、大企業（300人以上）が4割弱を占めている。

<規模別構成>



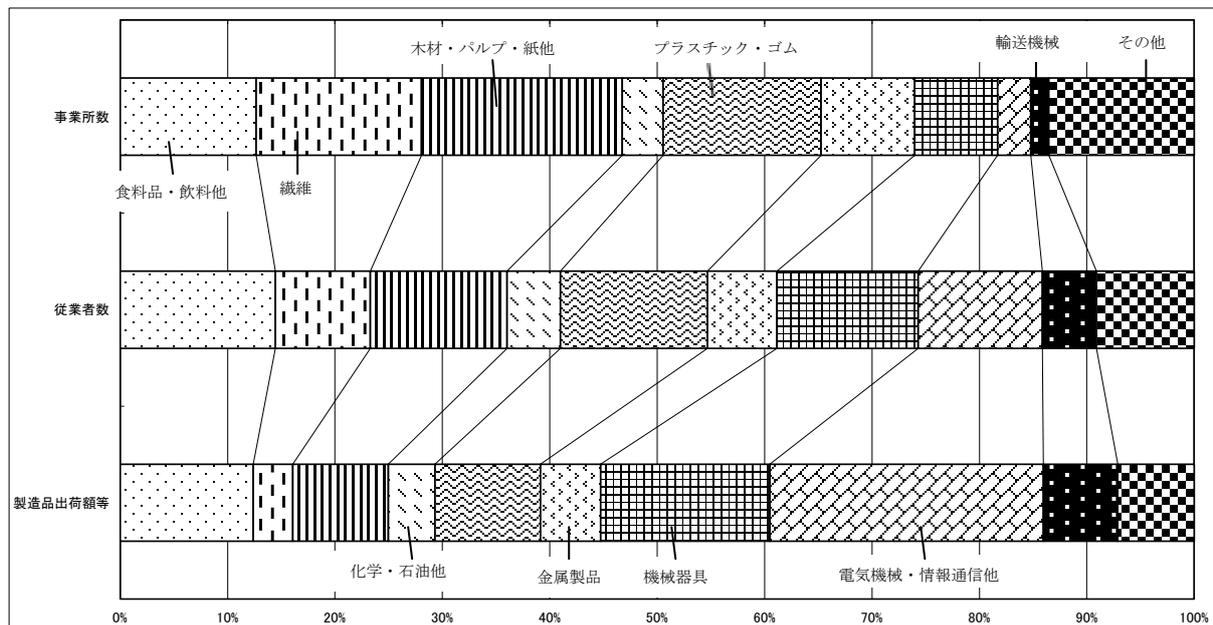
業種別で見ると、県製造業に占める機械・金属製造業の割合は、企業数 24%、従業員数 38%、出荷額 56%であり主要な基幹産業である。出荷額を機械類と金属類に分類すると、機械が 86%、金属は 14%となっており、機械類のウェートが高い。当業界では、大半の中小企業は企業基盤の脆弱な下請企業が多く、長引く景気低迷と先行き不透明な中、受注の減少、価格の低迷等苦しい経営を強いられている。

繊維関連業種が県製造業に占める割合は企業数で 15%、従業員数で 9%、出荷額で 4%となっており、主な業種は織物、靴下製造、ニット製造業、染色整理業があげられる。

その他、小規模零細地場産業には、サンダルや軽装履、紳士靴等の履物産業、野球用グローブ・ミット、スキー靴等のスポーツ用品産業、毛皮革産業等品種別に 12 業種がある。

伝統工芸品産業は、シルクロード諸国の文化と日本固有の文化の融合により、新しい文化が創成された歴史と風土に培われ、日常生活の中で生まれながら受け継がれてきたものが多く、奈良筆や高山茶釜は経済産業大臣から伝統工芸品として指定され、奈良晒、赤膚焼等 16 品目は県が伝統工芸品として指定している。

<産業別構成>



※ 産業分類（中分類）をもとに、便宜的に分類した

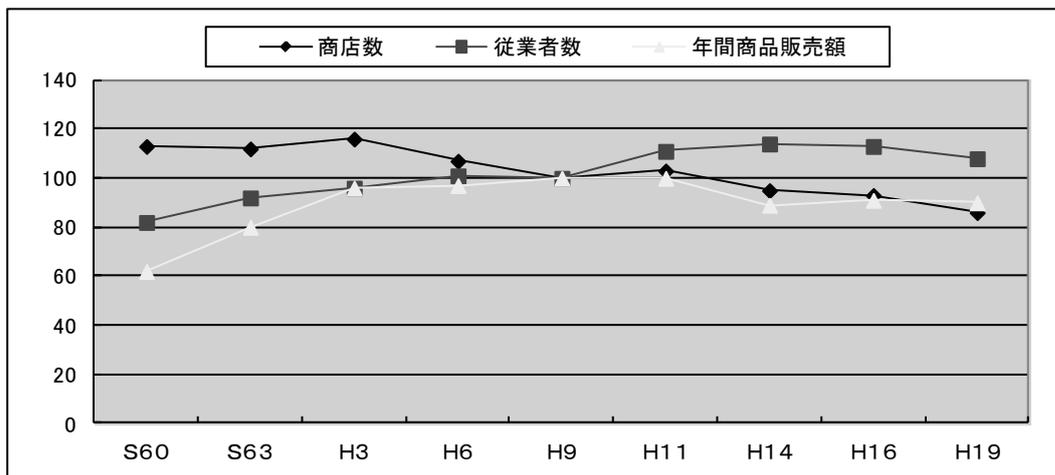
(5) 商業の状況

県の平成 19 年商業統計によると、昭和 60 年から平成 14 年までは従業者数は増加傾向にある一方で、商店数は減少傾向をしており、平成 14 年以降には従業者数も減少している。これは、昨今の経営環境に大きな変化が生じており、多様化する消費者ニーズや流通構造の変革への対応等多くの課題を抱えていることによるものと考えられる。

平成 19 年においては、奈良県の商業は、商店数 13,460 店（前回（平成 16 年）比△7.2%）、従業者数 93,360 人（同△4.3%）、年間商品販売額 2,126,234 百万円（同△0.9%）といずれも前回は下回っている。

全国では商店数 1,472,658 店（同△8.7%）、従業者数 11,105,669 人（同△4.0%）、年間商品販売額 548,237,119 百万円（同+1.8%）となっている。

<奈良県商業の推移>



注) H9年度を100としている。

なお、近畿 2 府 4 県の商店数、年間消費販売額及び 1 店あたり販売額は次のとおりである。

<近畿 2 府 4 県 商業の状況>

	商店数			年間商品販売額			1店あたり販売額	
	(店)	19/16年	全国シェア	(百万円)	19/16年	全国シェア	(万円)	全国比
奈良	13,460	-7.2%	0.9%	2,126,234	-0.9%	0.4%	15,797	42.4%
滋賀	14,008	-8.5%	1.0%	2,516,575	0.0%	0.5%	17,965	48.3%
京都	34,767	-7.0%	2.4%	7,396,170	-0.7%	1.3%	21,274	57.1%
大阪	107,650	-10.5%	7.3%	61,660,209	2.6%	11.2%	57,278	153.9%
兵庫	61,597	-7.0%	4.2%	13,269,264	2.7%	2.4%	21,542	57.9%
和歌山	14,871	-11.2%	1.0%	1,866,101	0.6%	0.3%	12,549	33.7%
近畿合計	246,353	-8.9%	16.7%	88,834,553	2.1%	16.2%	36,060	96.9%
全国	1,472,658	-8.7%	100.0%	548,237,119	1.8%	100.0%	37,228	100.0%

(6) 雇用の状況

平成 17 年の国勢調査によれば、県における労働力人口は 67 万人であり、平成 7 年を境に減少している。県人口に占める高齢者の割合が増加していることが主な要因であり、これは全国平均の労働力人口の推移とほぼ同様の動きとなっている。

完全失業率については、ほぼ全国平均の推移と同様の動きで推移しており、平成 22 年に県では過去 6 年で最高水準の 4.8%に達している。

また、奈良の有効求人倍率は、金融危機を契機として平成 21 年度 0.47 倍と全国平均の 0.45 倍を若干上回るも、過去 5 年で最低値となり、平成 22 年度も 0.55 倍と改善の状況は見られるものの、依然として低迷している。

	単位	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度
完全失業者数 (全国) ※1	万人	289	271	255	275	343	329
完全失業率 (全国) ※1	%	4.3	4.1	3.8	4.1	5.2	5.0
有効求人倍率 (全国)	倍	0.98	1.06	1.02	0.77	0.45	0.52
有効求職者数 (奈良)	人	292,319	266,287	254,855	266,461	327,001	315,552
有効求人数 (奈良)	人	218,916	222,404	200,068	180,515	152,468	172,317
有効求人倍率 (奈良)	倍	0.75	0.84	0.79	0.68	0.47	0.55
完全失業者数 (奈良) ※2	万人	2.9	2.8	2.5	2.5	3.2	3.2
完全失業率 (奈良) ※2	%	4.2	4.1	3.7	3.7	4.8	4.8

※1 完全失業者数及び完全失業率の H22 年度平均値は、H22.4～H23.2 の 11 ヶ月平均。

(東日本大震災の影響により、岩手、宮城、福島の前年度の H22.3 月の調査がなされていないため)

※2 出典：総務省「労働力調査都道府県別結果 (モデル推計値)」

(7) 財政状態

①平成 22 年度一般会計・特別会計予算の状況

県における平成 21 年度・平成 22 年度の一般会計及び特別会計の予算の状況は以下のとおりである。

(単位：百万円)

区 分	平成 21 年度予算	平成 22 年度予算	増減	
			増減額	増減率 (%)
一 般 会 計	462,036	465,318	3,282	0.7
特 別 会 計				
公立大学法人奈良県立 医科大学関係経費	7,123	6,254	△ 869	△ 12.2
奈良県営競輪事業費	15,246	16,344	1,098	7.2
奈良県観光自動車駐車場費	363	366	3	0.8
奈良県母子寡婦 福祉資金貸付金	128	120	△ 8	△ 6.1
奈良県農業改良資金貸付金	503	298	△ 205	△ 40.7
奈良県中小企業 振興資金貸付金	2,530	890	△ 1,640	△ 64.8
奈良県証紙収入	4,831	5,100	269	5.6
奈良県流域下水道事業費	11,706	11,259	△ 447	△ 3.8

奈良県林業改善資金貸付金	425	125	△ 300	△ 70.6
奈良県中央卸売市場事業費	663	638	△ 25	△ 3.8
奈良県公債管理	122,062	101,449	△ 20,613	△ 16.9
奈良県育成奨学金貸付金	214	271	57	26.6
計	165,794	143,114	△ 22,680	△ 13.7
企業会計				
奈良県水道用水供給事業費	29,884	21,214	△ 8,670	△ 29.0
奈良県病院事業費	25,165	22,486	△ 2,679	△ 10.6
計	55,049	43,700	△ 11,349	△ 20.6
総計	682,879	652,132	△ 30,747	△ 4.5
(純計)	585,073	557,536	△ 27,537	△ 4.7

(出典：平成22年度一般会計特別会計予算案の概要)

②平成22年度一般会計予算歳入の款別内訳

県における平成21年度の一般会計歳入予算及び平成22年度の一般会計歳入予算・決算の款別内訳は以下のとおりである。

(単位：百万円)

区 分	平成21年度		平成22年度			
	予 算	構成比(%)	予 算	構成比(%)	決 算	構成比(%)
1 県 税	114,200	24.7	100,600	21.6	105,024	21.7
2 地方消費税 精 算 金	23,284	5.0	20,462	4.4	21,750	4.5
3 地方譲与税	9,618	2.1	14,050	3.0	15,556	3.2
4 地方特例交付金	1,300	0.3	1,600	0.3	1,697	0.3
5 地方交付税	127,700	27.6	133,800	28.7	143,776	29.7
6 交通安全対策 特別交付金	420	0.1	420	0.1	443	0.1
7 分担金及び 負 担 金	2,289	0.5	1,234	0.3	1,259	0.3
8 使用料及び 手 数 料	8,656	1.9	6,042	1.3	5,731	1.2
9 国庫支出金	58,520	12.7	59,626	12.8	72,477	15.0
10 財産収入	1,959	0.4	1,721	0.4	823	0.2
11 寄 附 金	532	0.1	815	0.2	410	0.1
12 繰 入 金	9,469	2.0	20,902	4.5	15,676	3.2
13 繰 越 金	500	0.1	500	0.1	5,125	1.1
14 諸 収 入	15,957	3.5	12,401	2.7	9,895	2.0
15 県 債	87,632	19.0	91,145	19.6	84,518	17.4
合 計	462,036	100.0	465,318	100.0	484,160	100.0

(出典：平成22年度一般会計特別会計予算案の概要、平成22年度決算の概要/財政課ホームページ)

③平成 22 年度一般会計予算歳出の款別内訳

県における平成 21 年度の一般会計歳出予算及び平成 22 年度の一般会計歳出予算・決算の款別内訳は以下のとおりである。

(単位：百万円)

区 分	平成 21 年度		平成 22 年度			
	予 算	構成比(%)	予 算	構成比(%)	決 算	構成比(%)
1 議 会 費	1,200	0.3	1,184	0.3	1,150	0.2
2 総 務 費	28,467	6.2	30,007	6.5	32,170	6.8
3 地 域 振 興 費	12,739	2.7	12,784	2.7	11,791	2.5
4 健 康 福 祉 費 (H21：福祉費)	57,546	12.4	68,418	14.7	67,965	14.3
5 医 療 政 策 費 (H21：健康安全費)	13,034	2.8	16,102	3.5	22,621	4.8
6 くらし創造費	4,516	1.0	6,124	1.3	6,248	1.3
7 雇 用 政 策 費 (H21：労働費)	1,743	0.4	3,769	0.8	4,950	1.1
8 農 林 水 産 業 費	16,712	3.6	17,412	3.7	16,256	3.4
9 産 業 振 興 費 (H21：商工費)	6,857	1.5	4,814	1.0	3,997	0.8
10 土 木 費	65,630	14.2	57,550	12.4	62,637	13.2
11 警 察 費	30,561	6.6	28,917	6.2	27,862	5.9
12 教 育 費	123,449	26.7	119,602	25.7	115,941	24.4
13 災 害 復 旧 費	1,292	0.3	1,383	0.3	679	0.2
14 公 債 費	74,264	16.1	74,979	16.1	77,864	16.4
15 諸 支 出 金	23,926	5.2	22,173	4.8	22,470	4.7
16 予 備 費	100	0.0	100	0.0	0	0.0
合 計	462,036	100.0	465,318	100	474,601	100.0

(出典：平成 22 年度一般会計特別会計予算案の概要、平成 22 年度決算の概要/財政課ホームページ)

④平成 18～22 年度一般会計歳出決算の款別内訳

県における平成 18～22 年度の一般会計歳出決算の款別内訳を比較したものは以下のとおりである。

(単位：百万円)

区 分	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
1 議 会 費	1,179	1,144	1,166	1,128	1,150
2 総 務 費	24,870	27,586	25,511	32,364	32,170
3 地 域 振 興 費 (H19：企画費)	5,256	4,923	8,330	11,911	11,791
4 健 康 福 祉 費 (H21：福祉費)	50,680	52,185	57,287	74,736	67,965
5 医 療 政 策 費 (H21：健康安全費)	10,319	9,768	11,136	25,391	22,621
6 くらし創造費 (H19：生活環境費)	3,968	3,724	4,388	5,472	6,248
7 雇 用 政 策 費 (H21：労働費)	912	832	ア) 7,640	7,014	4,950

8	農林水産業費	20,310	19,260	17,181	19,151	16,256
9	産業振興費 (H21:商工費)	3,276	3,089	3,112	イ) 5,577	3,997
10	土木費	74,363	69,156	66,661	72,153	62,637
11	警察費	29,823	30,414	29,412	28,766	27,862
12	教育費	124,980	123,354	120,324	117,586	115,941
13	災害復旧費	1,615	1,497	454	524	679
14	公債費	72,211	69,676	72,144	72,086	77,864
15	諸支出金	37,200	33,747	28,369	23,831	22,470
16	予備費	0	0	0	0	0
	合計	460,962	450,355	453,115	497,690	474,601

(出典：各年度 一般会計決算の概要/財政課ホームページ)

※1 () 内は、旧名称。

※2 包括外部監査対象は、産業・雇用振興施策に関する財務事務の執行であるため、上記の7雇用労政費(労働費)と9産業振興費(商工費)が監査対象となる。

平成 22 年度の雇用政策費及び産業振興費の各担当課の歳出状況は下記のとおりである。
なお、雇用政策費には労働委員会費が 129 百万円含まれているため、雇用労政課での事業に係る歳出は 4,821 百万円となっている。

(単位：百万円)

区分	担当課	平成 22 年度	参照ページ
雇用政策費	雇用労政課	4,950	108
産業振興費	企画管理室	97	-
	地域産業課	1,875	33
	商業振興課	688	42
	工業振興課	1,010	53
	企業立地推進課	327	71
	産業振興費合計	3,997	

ア) 平成 20 年度における雇用政策費の増加要因

平成 20 年度の雇用政策費は 7,640 百万円と前年度比 6,808 百万円増加しているが、これは国からの「ふるさと雇用再生特別交付金」5,010 百万円及び「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」1,860 百万円による影響である。当該交付金については、平成 23 年度までの基金となっている。

各交付金に係る事業の概要等については、第 3. 監査の結果 5. 雇用労政課で後述する。

イ) 平成 21 年度における商工費(産業振興費)の増加要因

平成 21 年度における商工費(産業振興費)は 5,577 百万円と前年度比 2,645 百万円増加しているが、これは平成 21 年に中小企業支援センターに農商工ファンドとして 2,250 百万円を貸付けたことによる影響である。

なら農商工ファンド事業の概要等については、第 3. 監査の結果及び意見 6. 財団法人奈良県中小企業支援センター(7)において後述する。

⑤平成 22 年度中小企業振興資金貸付金特別会計予算決算の状況

監査対象となっているのは、一般会計に係る事業が中心であるが、一部、特別会計における中小企業高度化対策事業も監査対象にしている。

県における中小企業振興資金貸付金特別会計の平成 21 年度の予算及び平成 22 年度の予算決算の主な内訳は以下のとおりである。

(単位：百万円)

区分		平成 21 年度	平成 22 年度		
		予 算	予 算	決 算	
歳	1	繰越金	1,802	217	1,023
	2	諸収入	668	673	557
		(主な内訳)			
入	1	繰越金	1,802	217	1,023
	2	諸収入	668	673	557
	2	貸付金元利収入	665	671	536
	1	中小企業振興資金貸付金元利収入	665	671	536
歳	1	産業振興費	2,530	891	404
			(主な内訳)		
出	1	中小企業振興資金貸付事業費	2,530	891	404
	1	中小企業高度化資金貸付事業費	248	268	124
	2	小規模企業者等設備導入資金貸付事業費	1,421	621	279
	3	中小企業店舗高度化資金貸付事業費	861	-	-

(出典：平成 21 年度・平成 22 年度一般会計・特別会計歳入歳出決算概要説明書)

⑥平成 20～22 年度 産業振興行政コストの状況

新地方公会計の総務省方式改訂モデルに基づく、平成 20～22 年度の産業振興にかかる行政コストの推移は以下のとおりである。

【経常行政コスト】		(単位：百万円)		
産業振興※1		平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
人にかかるコスト	(1) 人件費	6,027	5,618	5,821
	(2) 退職給付引当金繰入等	517	618	511
	(3) 賞与引当金繰入額	357	337	333
	小 計	6,901	6,573	6,664
物にかかるコスト	(1) 物件費	813	2,139	3,921
	(2) 維持補修費	3	406	15
	(3) 減価償却費	10,889	10,781	10,601
	小 計	11,705	13,326	14,537
移転支的 なコスト	(1) 社会保障給付	-	-	-
	(2) 補助金等	4,214	5,899	6,658
	(3) 他会計等への支出額	34	87	397
	(4) 他団体への公共資産整備補助金等	5,271	4,994	4,644
	小 計	9,520	10,980	11,700
その他の コスト	(1) 支払利息	-	-	-
	(2) 回収不能見込計上額	-	-	-
	(3) その他行政コスト	0	0	0
	小 計	0	0	0
産業振興に係る経常行政コスト a		28,126	30,879	32,901
産業振興に係る行政コスト/県全体の行政コスト		7.8%	8.2%	8.8%
【経常収益】				
1	使用料・手数料 b	94	105	130
2	分担金・負担金・寄附金 c	96	4	△ 22
経常収益合計 (b + c) = d		190	109	108
受益者負担比率 d / a		0.7%	0.4%	0.3%
(差引) 純経常行政コスト a - d		27,936	30,770	32,793

(出典：奈良県ホームページ)

※1：決算統計における、農林水産業費、労働費、商工費の合計

県全体の経常行政コストに占める産業振興の行政コストの割合は平成 20 年度 7.8%から平成 22 年度 8.8%に増加しており、特に物にかかるコストが増加している。これは、物件費の増加が主要因であり、具体的には、「緊急雇用」及び「ふるさと雇用」の事業実施による影響である。

「産業振興」に分類される行政コストには、商工業振興にかかる費用及び雇用労政費のみならず、農林水産業及び観光にかかる費用も含まれている。本報告書では商工業振興及び雇用労政費のみを監査対象としているため、上記数値が商工業振興及び雇用労政費にかかるコストとイコールではないが、一定程度、商工業振興及び雇用労政費への配分が増加しているものと考えられる。

他府県の産業振興にかかる行政コストについては、3. 他の府県との産業雇用振興行政施策の比較（2）産業・雇用振興行政コストの比較で後述する。

⑦平成 19～22 年度 決算に基づく財政健全化比率

平成 19～22 年度の決算に基づく財政健全化比率と早期健全化基準については、以下のとおりである。

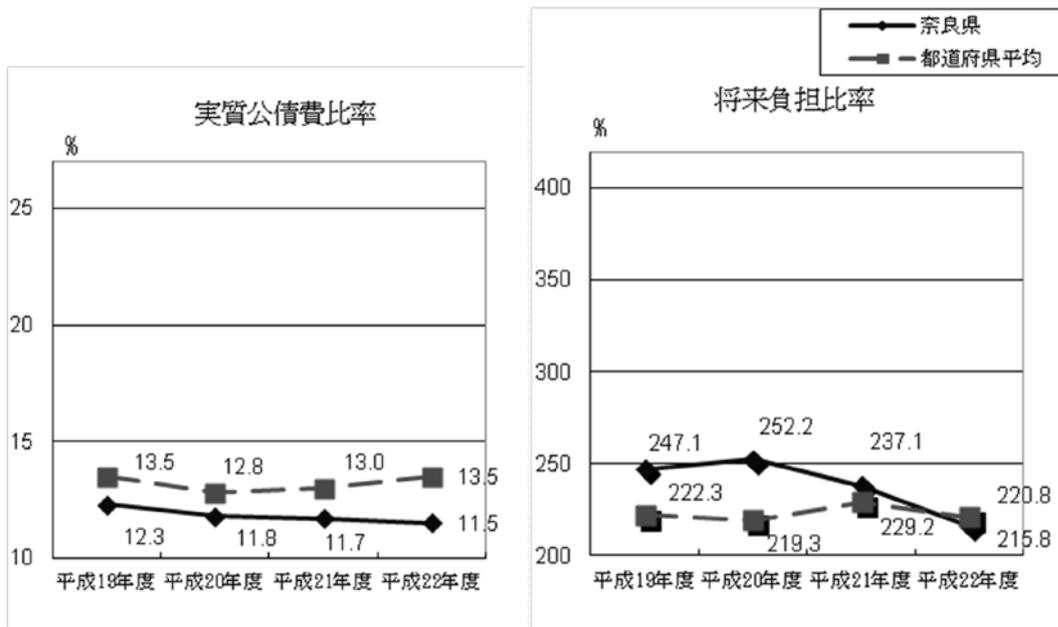
比率名		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	早期健全化基準 (※5)
実質赤字比率 (※1)		- (△0.33%)	- (△0.35%)	- (△0.82%)	- (△1.76%)	3.75%
連結実質赤字比率 (※2)		- (△6.73%)	- (△6.61%)	- (△7.02%)	- (△7.59%)	8.75%
実質公債費比率 (※3)	奈良県	12.3%	11.8%	11.7%	11.5%	25.0%
	都道府県平均	13.5%	12.8%	13.0%	13.5%	
将来負担比率 (※4)	奈良県	247.1%	252.2%	237.1%	215.8%	400.0%
	都道府県平均	222.3%	219.3%	229.2%	220.8%	

(出典：奈良県ホームページより作成)

- ※1 地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標である。県の実質収支は黒字であるため、対外的には公表されていないが、参考値を記載している。
- ※2 すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標である。県の連結実質収支は黒字であるため、対外的には公表されていないが、参考値を記載している。
- ※3 借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標である。
- ※4 地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である。
- ※5 地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準である。

上記のとおり、県における実質収支は黒字であるため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されていない。また、実質公債費比率及び将来負担比率においても、早期健全化基準を下回っており、財政状態は悪化していないと考えられる。

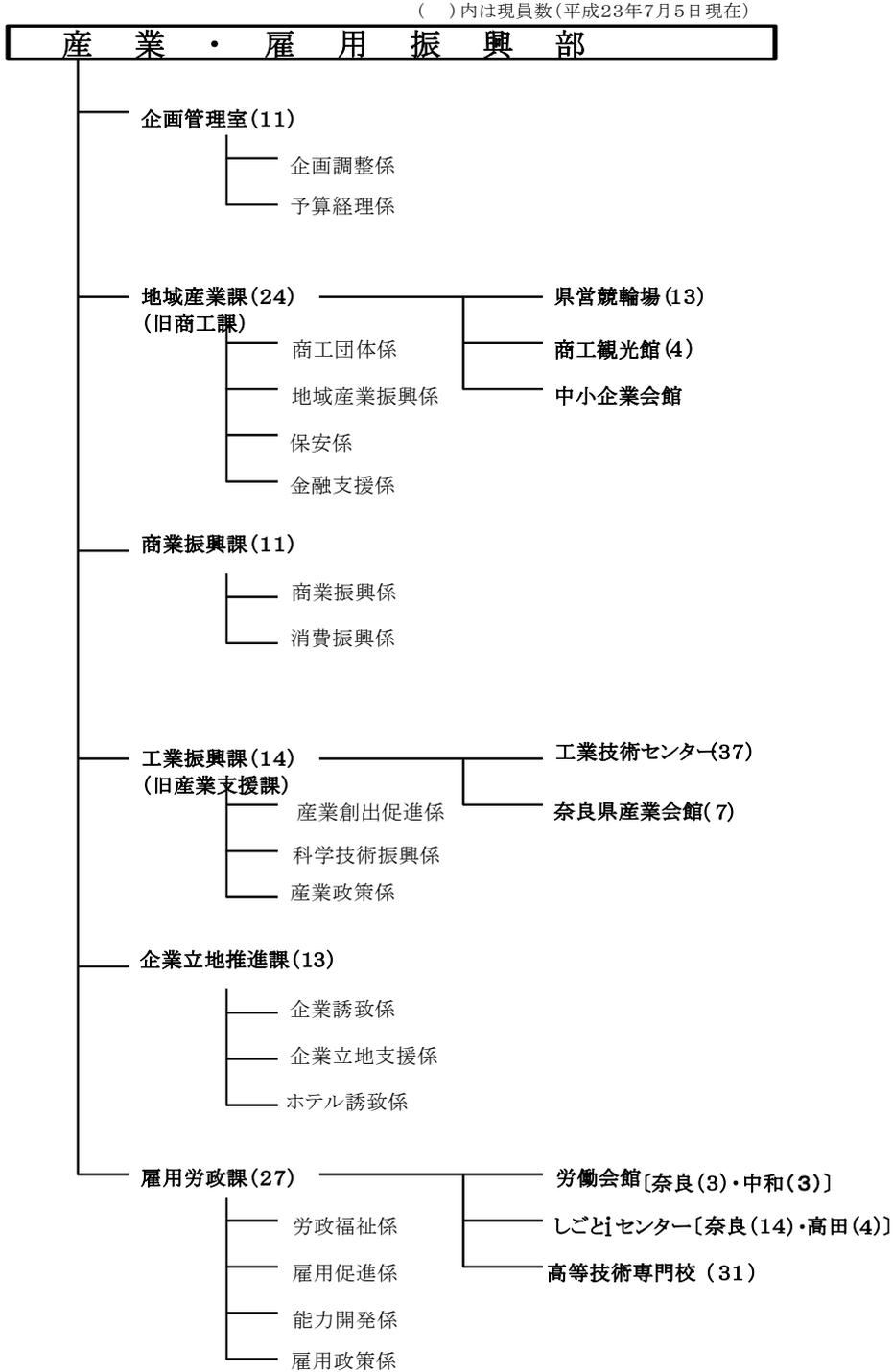
実質公債費比率及び将来負担比率と都道府県平均をグラフに表すと以下のとおりとなる。



実質公債費比率及び将来負担比率と都道府県平均との比較をすると、実質公債費比率は都道府県比較より下回っており、良好と言える。また、将来負担比率は平成21年度まで都道府県平均より高い比率となっていたが、平成22年度においては、215.8%と都道府県平均を下回り改善された。これは、平成22年度において、普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額が増額され、標準財政規模が増加したためと考えられる。

2. 産業・雇用振興施策の概要

(1) 産業・雇用振興部の組織概要



(2) 中小企業施策に関する法令と基本理念

中小企業施策に関する法体系は、中小企業基本法を頂点として、中小企業信用保険法、中小企業金融公庫法、中小企業支援法、中小企業経営革新支援法等の中小企業に関する施策を個別に規定する多数の法令によって成り立っている。そして、中小企業基本法は、中小企業の基本理念・基本方針を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を規定している。

<基本理念>

中小企業については、以下により日本経済の基盤を形成するものであり、

- ・多様な事業の分野において特色ある事業活動を行い、
- ・多様な就業の機会を提供し、
- ・個人がその能力を発揮しつつ事業を行う機会を提供する

中小企業の使命を下記の通り位置付けている。

- ・新たな産業の創出
- ・就業の機会の増大
- ・市場における競争の促進
- ・地域における経済の活性化の促進

そして、独立した中小企業者の自主的な努力が助長されることを旨とし、下記により多様で活力ある成長発展を図ることを基本理念として定めている。

- ・その経営の革新及び創業の促進
- ・その経営基盤の強化
- ・経済的社会的環境の変化への適応の円滑化

<基本方針>

- ①中小企業者の経営の革新及び創業の促進並びに創造的な事業活動の促進を図ること。
- ②中小企業の経営資源の確保の円滑化を図ること、中小企業に関する取引の適正化を図ること等により、中小企業の経営基盤の強化を図ること。
- ③経済的社会的環境の変化に即応し、中小企業の経営の安定を図ること、事業の転換の円滑化を図ること等により、その変化への適応の円滑化を図ること。
- ④中小企業に対する資金の供給の円滑化及び中小企業の自己資本の充実を図ること。

< 地方公共団体の責務 >

地方公共団体は、基本理念にのっとり、中小企業に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(3) 産業・雇用振興施策の概要

県内の中小企業は、近年の経済分野における国際競争の激化、急速な少子高齢化の進展により経済的社会的環境が大きく変化する中、極めて厳しい経営環境にある。

そこで、県は、将来にわたり活力ある奈良県を築くためには、中小企業者の自主的な努力を基本としつつ、経営の向上に意欲的に取り組む中小企業者を社会全体で支援することにより、中小企業の振興を図ることが重要であるとして、奈良県中小企業振興基本条例に基づき、県内の中小企業の振興を県政の重要な課題として位置づけ、中小企業の振興に関する施策を主に産業・雇用振興部が中心となり推進している。

平成20年4月には奈良経済発展戦略を策定し、県の経済発展の基盤を確立するための4つの目標指標（県内総生産、県内雇用、県内消費、企業立地）及び目標達成に向けた取組方策・工程表を作成し、進捗状況のフォロー、次年度以降の予算・施策に反映する取り組みを行ってきたが、現在は、県全体の「主な政策集」にこれらの取り組みが反映・移行されている。

「主な政策集」とは、県の中期的（4年間）に今後取り組むべき主な政策について、毎年度公表されているものであり、そこでは、県の「財政の健全化と必要な施策の実現」という基本方針の下、「地域の自立を図り、くらしやすい奈良を創る」ために県政課題に取り組むことが謳われ、課題毎の目指す姿、目標、戦略、取組等がとりまとめられている。

主な政策集に記載されている産業・雇用施策のうち産業・雇用振興部にかかる部分は以下の通りである。

< 経済の活性化 >

【地域産業の支援・創出】

ターゲットを絞った産業支援	
目指す姿	新しい産業を創り、また地域産業を伸ばすためのターゲットを絞った産業支援を行うことにより、新たな雇用を創出し、かつ経済を活性化させることで、奈良でくらし奈良で働くことができ、投資、雇用、消

	費が活発に県内で循環する社会を目指す。
目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 1社当たりの製造品出荷額（従業員100人未満）を平成23年度までに10%アップする。 ● 平成23年～平成26年までの4年間で100件の企業立地を図る。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 産学官連携による新しい成長産業の創出 ● 産産連携や効果的な支援による既存企業・業種の育成 ● 起業の促進 ● 戦略的な企業誘致
戦略1	意欲ある企業・起業家へ重点的に支援する。
目標1	<ul style="list-style-type: none"> ● 先端技術やデザインの活用等により、企業の新商品開発を支援する。 ● 展示商談会等により、企業の国内外への販路開拓を支援する。 ● 優良な事業計画の発掘等により、起業を促進する。 ● セミナー方式の勉強会の開催等により、企業の経営品質の向上を促進する。 ● 職業紹介の推進等により、企業の人材確保・育成を促進する。
取組1	<ul style="list-style-type: none"> ● 付加価値獲得の支援 ● 国内外への販路開拓支援 ● 意欲ある起業家への支援
戦略2	企業誘致の推進を図る。
目標2	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成23年～平成26年までの4年間で、100件以上の企業立地と、それに伴う2,000人の雇用創出を図る。
取組2	<ul style="list-style-type: none"> ● 企業立地促進補助金など優遇制度の拡充。 ● 成長分野に重点を置いた戦略的企業誘致活動の展開 ● 立地企業の人材確保支援及び周辺環境整備による定着促進 ● 誘致に向けた産業用地の確保

【観光の振興】

ポスト1300年観光戦略アクションプランによる展開	
目指す姿	新しい魅力づくりを進め、ゆっくりじっくりと楽しめる観光県を目指す。
目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成24年度までに、観光入込客数を4,000万人、外国人観光客数100万人にする。
課題	<ul style="list-style-type: none"> ● 観光地としての魅力づくり ● 滞在型観光の促進～中南和への誘客～ ● オフシーズン対策 ● 効果的な情報発信
戦略1	“巡る奈良”をテーマに周遊型観光地としての魅力を高める。
目標1	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成24年度までに、観光入込客数を4,000万人、外国人観光客数100万人にする。
取組1	<ul style="list-style-type: none"> ● 良質ホテルの誘致とホテルを核とする賑わいと交流の拠点整備 ● 宿泊力の強化 ● 意欲ある起業家への支援

【県内消費の拡大】

県内で消費する楽しみを提供	
目指す姿	商店街等小売業の活性化や観光産業の振興を積極的に推進することに

	より、県内での消費が活発になり、新規開業や雇用が創出され、経済が好循環する社会を目指す。
目標	● 県内消費率を平成 23 年度までに 88%にする。
課題	● 地域のニーズに応じた商業集積づくり ● 魅力のある製品の開発 ● 魅力のある飲食店の誘致 ● 良質なホテルの誘致や多様な宿泊施設の充実
戦略 1	商店外の活性化・サービス業の開業促進、消費拡大を促進する。
目標 1	● 商業モデル地区を 5 地区選定し、平成 24 年度までに事業実践する。
取組 1	● プレミアム商品券の発行
戦略 2	観光産業の活性化を図り、宿泊観光客の増加を推進する。
目標 2	● 県営プール跡地へ良質ホテルを誘致する。
取組 2	● 良質ホテルの誘致とホテルを核とする賑わいと交流の拠点整備 ● 多様な宿泊施設の創出を総合的に支援 ● 奈良の宿のおもてなし向上 ● 宿泊施設・飲食店の創業や現事業者の多角化を支援 ● 「奈良の贈り物」（土産物）の開発

【雇用対策の推進】

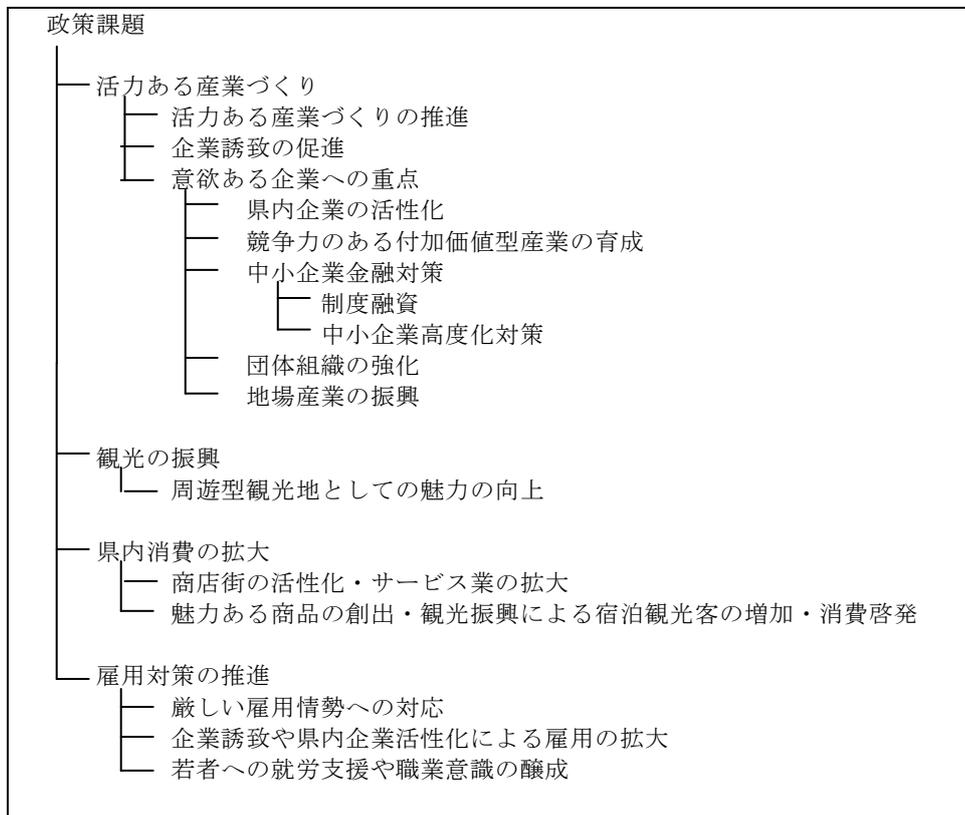
雇用のミスマッチの解消と就業支援	
目指す姿	働く意欲を持つすべての人々が、希望する働き方が可能となる雇用環境の実現を目指す。
目標	● 平成 24 年度までに職業訓練修了者及びジョブカフェ登録者の正規雇用就職率を 50%にする。 ● 平成 27 年までに女性の就業率（対象 20～64 歳）を全国平均まで高める。
課題	● 多様なニーズに対応した雇用機会の創出 ● 雇用のミスマッチの解消 ● 仕事と生活の調和を図るための環境整備
戦略 1	厳しい雇用情勢に積極的に対応し、雇用創出を図る。
目標 1	● 厳しい雇用失業情勢に積極的に対応し、平成 21 年度から平成 24 年度までに 8,000 人の雇用創出を図る。
取組 1	● 基金を活用した雇用創出の取組 ● 求職者に対する相談支援の強化 ● 新卒未就職者対策の実施
戦略 2	雇用のミスマッチの解消を図る。
目標 2	● 就業を希望する県民等と人材を求める企業とのマッチング支援や求職者のスキルアップ支援等を充実する。
取組 2	● 雇用の掘り起こしとマッチング支援（職業紹介の実施） ● 職業キャリア形成の支援
戦略 3	仕事と生活の調和を推進し、女性の就業率の向上を図る。
目標 3	● 全国平均と比べて落ち込みが大きい 35～39 歳女性の就業率を平成 27 年までに全国平均まで高める。
取組 3	● 女性の再就職の支援 ● 仕事と生活の調和の推進
戦略 4	若者への就労支援や就業意識の醸成を図る。
目標 4	● 若者に対する地元企業の魅力発信やスキルアップ支援等により県内就職を促進する。

取組 4	<ul style="list-style-type: none"> ● 県内就職の促進 ● 相談支援とスキルアップ支援の強化 ● 新卒未就職者対策の実施（再掲） ● 職業意識の醸成
------	---

(4) 平成 22 年度に実施した事業及び監査の対象とした事業

県は、「奈良県行政運営プラン 2010」の中で、「地域の自立を図り、くらしやすい奈良を創る」ため、「経済活性化」と「くらしの向上」を 2 本柱とし、平成 22 年度において「経済活性化」に係る政策課題として「①活力ある産業づくり」、「②観光の振興」、「③県内消費の拡大と④雇用対策」及び「農林業の振興」を挙げた。

産業・雇用振興部では政策課題について次のとおりに方向性を打ち出した上で事業に取組んだ。



なお、産業・雇用振興部の取組んだ主な事業は下記表のとおりであるが、金額的重要性及び質的重要性を勘案して、一部の事業を監査の対象とした。この監査の対象とした事業については下記表の「監査対象事業」欄に「○」を付し、報告が必要と認められた事業については本報告書の参照ページを記載している。

① 活力ある産業づくり

ア) 活力ある産業づくりの推進

事業名	予算 (千円)	監査対 象事業	参照 ページ	担当課
奈良県産業活性化懇談会等開催事業	4,864			企画 管理室
奈良県産業活性化会議開催事業	1,500			工業 振興課
奈良県産業実態調査事業	13,500			企画 管理室
計	19,864			

イ) 企業誘致の推進

事業名	予算 (千円)	監査対 象事業	参照 ページ	担当課
戦略的企業誘致事業	21,181	○	76	企業立 地推進 課
企業立地促進補助事業	900,000	○	79	
進出企業支援融資利子補給事業	5,655	○	92	
立地企業人材確保支援事業	10,000	○	89	
ならの企業魅力体感ツアー事業[ふるさと雇用]	15,814	○	95	
大和高原工業団地開発推進事業	2,000	○		
計	954,650			

ウ) 意欲のある企業への重点支援

a. 県内企業の活性化

事業名	予算 (千円)	監査対 象事業	参照 ページ	担当課
奈良経済発展戦略支援事業	14,400	○		工業 振興課
ものづくり人材育成・確保事業	4,000			
大都市圏販路支援事業	3,300			
経済交流団派遣事業	2,355			
中小企業支援センター事業	82,310	○	64	
中小企業支援センター機能強化事業[ふるさと雇用]	11,994	○		
EC(電子商取引)コーディネート設置事業[ふるさと雇用]	17,043	○	60	
未就職者企業研修委託事業[緊急雇用]	84,000	○	62	
計	219,402			

b. 競争力のある付加価値型産業の育成

事業名	予算 (千円)	監査対 象事業	参照 ページ	担当課
リーディングカンパニー創設事業	10,550	○	54	工業 振興課
県庁力活用リエゾン事業	19,577	○	66	
知的財産戦略推進事業	11,857			
地域イノベーション創出支援事業	7,000			
産学官共同研究拠点整備事業	4,644			
地域結集型研究開発プログラム地域 COE 構築事業	3,915			
奈良高専技術情報活用支援事業	1,734			
振動下での製品評価方法の開発	27,200			
バイオリファイナー技術の研究開発(再掲)	6,000			
工業技術センター本館空調更新事業[環境保全]	44,861			
計	137,338			

c. 中小企業金融対策

i. 制度融資

事業名	予算 (千円)	監査対 象事業	参照 ページ	担当課
組織強化育成資金	12,328	○	155	地域 産業課
経営強化資金	44,500			
小規模事業者小口簡易資金	2,104			
短期経営安定資金	1,698			
長期安定経営資金	6,619			
小口零細特別資金	2,092			
地域産業振興資金	52,156			
経済変動対策資金	32,582			
セーフティネット対策資金	12,595			
緊急特別対策資金	325,719			
再生支援資金	470			
創業支援資金	5,781			
経営革新支援資金	1,136			
フロンティア支援資金	1,437			
再チャレンジ支援資金	790			
企業立地促進資金	5,900			
おもてなし産業強化資金	7,669			
小規模事業者小口保証料特別補給	702			
宿泊施設支援資金（過年度分）	80			
部落産業特別融資（過年度分）	163			
計	516,521			

ii. 中小企業高度化対策

事業名	予算 (千円)	監査対 象事業	参照 ページ	担当課
中小企業高度化資金貸付金（一般会計）	4,600			地域 産業課
設備導入資金貸付金（特別会計）設備貸与事業	420,000	○	145	
設備導入資金貸付金（特別会計）設備資金貸付事業	200,000	○		
計	624,600			

d. 団体組織の強化

事業名	予算 (千円)	監査対 象事業	参照 ページ	担当課
商工会等経営改善普及事業補助	1,176,750	○	34	地域 産業課
中小企業連携組織対策事業補助	86,945	○		
計	1,263,695			

e. 地場産業の振興

事業名	予算 (千円)	監査対 象事業	参照 ページ	担当課
販売力強化支援事業[ふるさと雇用]	14,671	○		工業 振興課
御所市産業振興センター事業費補助	10,000	○		地域 産業課
宇陀市下水前処理施設維持管理費補助	21,533	○		
地場産業振興補助事業	13,168	○		
奈良県産業会館運営事業	79,966			工業 振興課
計	139,338			

② 観光の振興

ア) 周遊型観光地としての魅力の向上

事業名	予算 (千円)	監査対 象事業	参照 ページ	担当課
宿泊施設総合支援事業	1,638			企業立地 推進課
ならの宿泊力強化事業	2,000	○		
おもてなし産業強化資金利子補助事業	35,476	※	43	商業 振興課 企業立地 推進課
奈良の宿おもてなし向上対策事業	172,324	○		企業立地 推進課
計	211,438			

※「おもてなし産業強化資金利子補助事業（35,476千円）」のうち、商業振興課における「奈良の魅力あるレストラン創業支援資金に係る利子補助事業（4,707千円）」を監査の対象とした。

③ 県内消費の拡大

ア) 商店街の活性化・サービス業の拡大

事業名	予算 (千円)	監査対 象事業	参照 ページ	担当課
商店街トライアル事業	6,500	○		商業 振興課
商店街農産物直売店モデル構築事業	2,700	○		
高齢者にやさしい宅配サービス事業[ふるさと雇用]	15,232	○		
商工まつり・技能フェスティバル開催補助事業	5,810			地域 産業課 雇用 労政課
平城遷都1300年記念プレミアム商品券発行事業（平成21年2月補正）	394,000	○	45	商業 振興課
計	424,242			

イ) 魅力ある商品の創出・観光振興による宿泊観光客の増加・消費啓発

事業名	予算 (千円)	監査対 象事業	参照 ページ	担当課
「奈良ブランド」開発支援事業	7,400			商業 振興課
「大和のうま酒」新商品開発支援[ふるさと雇用]	12,079	○		工業 振興課
「ナラノヤエザクラ酵母」商品開発事業[ふるさと雇用]	12,615			
計	32,094			

④ 雇用対策の推進

ア) 厳しい雇用情勢への対応

事業名	予算 (千円)	監査対 象事業	参照 ページ	担当課
ふるさと雇用再生特別対策事業	2,026,158	○	123	雇用 労政課
緊急雇用創出事業	3,071,689	○	125	
奈良県就職ポータルサイト作成事業[緊急雇用]	5,384	○	112	
民間教育訓練施設等活用型職業訓練事業	377,912	○	121	
就労困難者在宅就業支援事業[安心こども]	71,000	○	117	
職業能力開発訓練手当給付事業	41,451	○		
高等技術専門学校における障害者職業訓練事業	15,094	○		

障害者職業能力開発訓練委託事業	16,167	○	120	
計	5,624,855			

イ) 若者への就労支援や職業意識の醸成

事業名	予算 (千円)	監査対 象事業	参照 ページ	担当課
ならの企業魅力体感ツアー実施事業（再掲）[ふるさと雇用]	15,814			企業立地 推進課
新卒学生等地元就職応援事業[ふるさと雇用]	59,740	○	111	雇用労政 課
認定職業訓練校在職者訓練実施事業	19,081	○		
若年者雇用対策推進事業	1,192			
人材確保対策事業	7,626			
しごと i センター運営事業	34,306	○	114	
計	137,759			

ウ) 労働環境の充実

事業名	予算 (千円)	監査対 象事業	参照 ページ	担当課
企業内人権問題推進事業	6,368			地域 産業課
社員・シャイン職場づくり推進事業	528			雇用 労政課
テレワーク導入企業モデル事業[緊急雇用]	12,336			
計	19,232			

※[]は、基金事業である。

※上表に掲げられていない事業であっても、一部監査対象とした事業がある。

3. 他の府県との産業雇用振興行政施策の比較

奈良県と類似他府県との施策を比較し、奈良県の産業・雇用振興施策が抱える課題を検討する。

(1) 比較対象とする府県

奈良県は「1. (1) 地理的特性」で述べた通り、近畿地方に属する内陸県であり、近隣に大阪府や京都府などといった大規模な産業を有する府県と接している。そのため、雇用施策や企業立地施策等では近畿地方の他の自治体と施策が類似もしくは競合するとともに、工業の方向性としては同様の内陸県である滋賀県と類似すると考えられる。

以上から、比較対象とする自治体を近畿 2 府 4 県の大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県及び和歌山県とした。

また、比較する情報として、総務省方式改訂モデルによる総行政コストに対する産業・雇用振興にかかる行政コストの占める割合、組織、人員数、主要施策に対する予算規模を対象とした。

(2) 産業・雇用振興行政コストの比較

新地方公会計の総務省方式改訂モデルに基づき、比較対象として選定した近畿2府4県につき、産業・雇用振興にかかるコスト及び総行政コストに占める産業・雇用振興費の割合は以下のとおりである。

(平成21年度、単位：億円)

	奈良県	大阪府	兵庫県	京都府	滋賀県	和歌山県
1 人件費 ※1	14	76	66	36	19	20
2 物件費 ※1	13	27	61	38	20	7
3 維持補修費※1	4	0	7	0	0	0
4 補助金等 ※1	40	264	152	65	57	47
労働費及び商工費 合計額	71	367	285	139	97	74
総行政コスト※2	3,773	17,574	13,449	6,474	4,034	3,677
	1.87%	2.09%	2.12%	2.14%	2.40%	2.02%

※1 決算統計より、労働費及び商工費(観光費を除く)の該当する費用を、総務省方式改訂モデルに準じて抽出して集計した。

※2 大阪府を除く1府4県は総務省方式改訂モデルによる行政コスト計算書の総行政コストの金額
大阪府は独自の簡易モデルによる行政コスト計算書の経常行政費用の金額

当該比較では、奈良県は今回比較した2府4県の中で産業振興にかかる行政コストが71億円と最も低く、また、総行政コストに占める産業振興費の割合においても、1.87%と比較対象とした2府4県の中で最も低くなっている。

(3) 組織の比較

2府4県の産業雇用振興にかかる組織図を比較したものが次頁である。

産業雇用振興にかかる部は、大きく産業振興、雇用、観光の3つの部署にわけることができる。2府4県の中では、奈良県及び大阪府が、観光の部を産業雇用振興とは切り離している。

また、雇用の部について、奈良県のほか和歌山県及び滋賀県が一課体制であるが、大阪府、兵庫県、京都府では複数課体制である。

【2府4県の産業雇用振興に係る部の組織体制】

(平成23年4月1日現在)

自治体	奈良県	大阪府	京都府
分類	産業・雇用振興部	商工労働部	商工労働観光部
産業振興	企画管理室 工業振興課 商業振興課 地域産業課 企業立地推進課	商工労働総務課 企業誘致推進課 新エネルギー産業課 バイオ振興課 金融支援課 貸金業対策課 商工振興室 ものづくり支援課 産業支援課 経営支援課 経済交流促進課	産業労働総務課 経営支援課 ものづくり振興課 染織・工芸課 企業立地推進課 貿易・商業課
雇用	雇用労政課	雇用推進室 労政課 雇用対策課 人材育成課	総合就業支援室 労政課 緊急経済・雇用対策課
観光			観光課

自治体	兵庫県	滋賀県	和歌山県
分類	産業労働部	商工観光労働部	商工観光労働部
産業振興	産業振興局 経営商業課 工業振興課 新産業情報課 産業保安課 政策労働局 総務課 産業政策課	商工政策課 商業振興課 新産業振興課 企業誘致推進室	企業政策局 企業振興課 産業美術政策課 企業立地課 商工労働政策局 商工観光労働総務課 償還指導室 商工振興課 公営企業課 労働政策課
雇用	しごと支援課 労政福祉課 能力開発課	労働雇用政策課	
観光	観光・国際局 国際交流課 国際経済課 観光交流課 観光振興課	観光交流局 しがの魅力企画室 観光室 国際室 旅券室	観光局 観光振興課 観光交流課

※ 奈良県及び大阪府は、観光の部を産業雇用振興の部と別としているため、斜線で示した

(出典：監査人が各自治体の組織図を独自に集計して作成)

(4) 人員数の比較

県と、大阪府及び兵庫県について、人的資源の投入量を比較するため、配置されている職員数を業務区分ごとに分類したものが下記の表である。

県は昨今、企業誘致に重点を置いており、また職員をホテル誘致係として専門的に配置していることもあり、比較対象とした大阪府及び兵庫県に比べ、企業誘致に対する人員配置が厚い。

また、産業振興については、合計人数で比較した場合には3自治体とも50%前後の人員構成割合を投入しておりほぼ同じであったが、さらにその内容を工業振興と商業振興と地域産業振興に細分した場合、自治体によって業務区分が異なるため単純比較はできないものの、県は相対的に地域産業振興に対する人員配置が厚いものと考えられる。

反面、企画立案を担当する企画管理室や、雇用労政課に対する人員配置が相対的にやや薄くなっているものと考えられる。

【県と大阪府及び兵庫県の職員配置数の比較】

業務区分	府県名		奈良県		大阪府		兵庫県	
	人数	(割合)	人数	(割合)	人数	(割合)	人数	(割合)
企画総務	11	(11.0%)	51	(15.0%)	19	(11.9%)		
産業振興 小計	49	(49.0%)	167	(49.1%)	81	(50.6%)		
工業振興	14	(14.0%)	57	(16.8%)	※ 43	※ (26.9%)		
商業振興	11	(11.0%)	39	(11.5%)	※ 28	※ (17.5%)		
地域産業振興	24	(24.0%)	81	(20.9%)	※ 10	※ (6.3%)		
企業誘致	13	(13.0%)	16	(4.7%)	12	(7.5%)		
雇用対策	27	(27.0%)	106	(31.2%)	48	(30.0%)		
合計	100	(100.0%)	340	(100.0%)	160	(100.0%)		

※ 兵庫県は奈良県の地域産業課が実施している業務のうち、同課の保安係が実施している業務を除く部分については、工業振興課または経営商業課が分担して実施している。そのため、当該表では、兵庫県の地域産業振興の区分には便宜的に同県の産業保安課の人数のみを分類しているため、正確な比較とはなっていない。

(奈良県は平成23年7月5日現在、大阪府は平成23年4月18日現在、兵庫県は平成23年4月1日現在)

(5) 主要施策の平成 22 年度における予算規模の比較

各自治体の主要な産業雇用施策の当初予算規模を比較すると下記のとおりである。

ここから読み取れる県の施策の傾向は以下のとおりである。

- ① 中小企業向け金融支援について、融資枠で比較したところ、県は 2 府 4 県の最下位となっている。
- ② 企業立地補助事業について、予算額で 2 府 4 県で 5 番目となっている。しかしながら、同事業が奈良県は最後発であって平成 20 年度に新設されたことを踏まえれば、拡充されつつあるものと考えられる。
- ③ 商工会等に対する補助につき、比較できる 2 府 3 県は予算規模がすべて 10 億円以上 20 億円未満であり、自治体による大きな差は特に認められなかった。
- ④ 雇用対策については、緊急雇用対策基金事業及びふるさと再生特別基金事業をもとに比較を行ったところ、滋賀県を上回り和歌山県と同程度の予算が投じられている。
- ⑤ 平城遷都 1300 年記念事業の一環である「平城遷都 1300 年記念プレミアム商品券」は県独自のものであるが、京都府においても小規模ながら同種の事業が存在する。

【近畿 2 府 4 県の主要な産業雇用施策の平成 22 年度当初予算】

(単位：百万円)

		奈良県	大阪府	兵庫県	京都府	滋賀県	和歌山県
金融支援	融資枠	62,000	1,400,000	530,000	600,000	134,050	90,000
企業立地	企業立地補助事業	900	4,220	3,719	350	1,709	1,234
地域産業支援	商工会等補助事業	1,177	1,963	※1	1,611	1,608	1,369
雇用対策	緊急雇用対策基金事業	3,072	15,643	8,401	5,800	2,060	3,480
	ふるさと再生特別基金事業	2,026	3,128	2,120	1,643 ※2	940	1,909
消費振興	プレミアム商品券事業	463	-	-	30	-	-
(参考)	人口(万人)	140.0	886.5	558.8	263.6	141.0	100.2

※ 1 兵庫県の商工会議所補助について予算額は確認できなかった。

※ 2 京都府のふるさと再生特別基金事業は、予算額ではなく計画事業額を記載している。

(出典：各自治体の公表予算資料をもとに監査人が独自に集計。人口は平成 22 年度国税調査による)

第3. 監査の結果及び意見

1. 地域産業課

(1) 課の役割

地域産業課は、地域産業振興係、商工団体係、金融支援係、保安係の4つの係で組織され、その役割としては、県内の小規模零細地場産業の振興、商工団体組織の強化、小規模零細企業・中小企業の経営支援等が挙げられる。また、旧金融課の流れを汲み、金融支援係が、県内中小企業・小規模零細企業の資金調達の円滑化を図るため、制度融資や金融相談に関する事業を管轄してほか、保安係は、ガス、火薬類、電気などの製造・販売の規制や保安検査を行っている。

(2) 課が実施する事業の一覧

地域産業課が実施する事業の決算状況は次のとおりである。

(単位：千円)

目名称	事業名称	人件費	物件費	補助費	その他	総計
商工振興費		4,627	428	1,233,774		1,238,829
	企業内人権問題推進事業	4,627	407	939		5,973
	商工まつり・技能フェスティバル開催補助事業			4,828		4,828
	商工会等経営改善普及事業補助			1,134,527		1,134,527
	中小企業連携組織対策事業補助			84,378		84,378
	その他		21	9,102		9,123
商工総務費		152,080	3,961	2,071	2,376	160,488
	その他	152,080	3,961	2,071	2,376	160,488
地域産業振興費		2,303	5,707	46,591	1,659	56,260
	宇陀市下水前処理施設維持管理費補助			21,533		21,533
	御所市産業振興センター事業費補助			10,000		10,000
	地場産業振興補助事業			10,587		10,587
	その他	2,303	5,707	4,471	1,659	14,140
中小企業会館管理費		2,361	18,498	741		21,600
	その他	2,361	18,498	741		21,600
中小企業金融対策費		2,310	576	393,261	1,600	397,747
	制度融資			194,446		194,446
	中小企業高度化資金貸付金				1,600	1,600
	その他	2,310	576	198,815		201,701
	奈良県信用保証協会損失補償			14,276		14,276
	保証料補給金			178,588		178,588
総計		163,681	29,170	1,676,438	5,635	1,874,924

(出典：予算決算表)

(3) 商工会等経営改善普及事業

(単位：千円)

事業名(所管課所管係)		商工会等経営改善普及事業補助(地域産業課商工団体係)			
事業目的		小規模事業者の経営や技術の改善・向上を促進し、地域商工業の総合的な改善発達に資する。			
事業内容		県下の商工会等が行う経営改善普及事業に対して補助を行う。			
事業主体		県			
事業開始年度		昭和45年から			
補助期間		各年度毎			
補助率		奈良県小規模事業経営支援事業費補助金運用五に定める率			
交付先(上位3件)(平成22年度)		相手先		金額	
		1 奈良県商工会連合会		937,835	
		2 奈良商工会議所		72,066	
		3 大和高田商工会議所		38,436	
事業費	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	予算	1,254,327	1,227,785	1,176,750	1,130,477
	実績	1,219,171	1,178,683	1,134,527	-
財源	国	-	-	-	-
	一般財源	1,254,327	1,227,785	1,176,750	1,130,477
	その他	-	-	-	-
数値目標又は管理指標の内容		経営指導率(1補助対象職員当たりの指導件数)			
数値目標又は管理指標	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	目標又は計画	-	-	-	-
	実績	388	391	374	388
今後の事業の方向性		維持 (理由) 県内の小規模事業者は、長引く経済不況や震災の影響を受け厳しい経営状況にあり、また、経営者の世代交代期にあたる中、後継者難や円滑な事業継承の困難から休・廃業に至る事業所も少なくない。こうした状況を踏まえ、県は、小規模事業者へのきめ細やかな経営支援を行う商工会等を引き続き支援していく必要がある。			

①事業の目的

県では、「奈良県中小企業振興基本条例 第5条」で中小企業施策の基本方針を定めており、その中で、中小企業者の経営革新の促進及び中小企業の経営資源の確保を図るという項目が定められている。この方針に従い、中小企業を支援する組織として条例に位置付けされている県内商工会等の活動に対する運営費補助を行っている。

ここで商工会とは「商工会法」を根拠とする法人であり、その目的は「地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、あわせて社会一般の福祉の増進に資する」(同法第3条)とされ、また、「商工業に関し、相談に応じ、又は指導を行う」(同法第10条第1項第1号)ため、経営指導員や経営支援員を設置している。

②商工会の現状

県下の 8 市 15 町 12 村で 34 商工会があり、それらを統括する県商工会連合会がある。また、県下の 4 市に 4 商工会議所がある。

商工会の地区は原則として一の町村の区域とされ、商工業の状況により必要があるときは、一の市又は二以上の市町村の区域とすることができる（同法第 7 条第 1 項）。

多くの商工会が小規模で事業者支援を行うには不十分であったことから、県では平成 14 年度に、地域事業者のニーズの高度化・多様化に対応できる体制を構築するため、「商工会・商工会議所の広域的実施体制に係るマスタープラン」を策定し、商工会広域化への取り組みが行われた。この結果、平成 16 年度から平成 19 年度にかけて、広域協議会が県下 8 ブロックに相次いで設置された。

③予算額算定方法の見直し（意見）

商工会等経営改善普及事業に対して年間 11 億円の予算が配分されているが、その大半は人件費補助であり、主に小規模事業者数から必要人員を算出（小規模事業者 1,000 に対して 1 名）し、予算額を決定している。

当該事業について、従前、国から国庫補助金として「小規模事業指導費補助金（商工会・商工会議所の経営指導員等分）」が交付されていたが、平成 5 年度から 7 年度にかけて当該補助金が廃止され、地方交付税措置等により一般財源化されている。県では②に記載のとおり、商工会の広域化を実施し、組織の効率化を図ったものの、予算額の決定方法については、従前の方法を継続しているところである。

当該補助金は多額であり、その効果が補助額に見合ったものとなっているのかの十分な検証が必要と考えられる。また、近年の技術革新や情報化の進展を背景として小規模事業者の支援ニーズが多様化・高度化している中、商工会がこれらの支援ニーズに十分に合致した事業を展開していくことが求められる。

国庫補助金から一般財源化されたことにより、県の弾力的な予算執行が可能となり、大阪府や長野県では人件費そのものを補助するのではなく支援ニーズに応じた事業費を補助する方法に変更している。県においても、従来通りの予算額算定方法ではなく、適切な効果測定を行った上で、予算配分方法を検討する必要があると考える。

④加入率の推移（意見）

商工会の自己収入は、組合員の会費であるが、個人で年間 2 千円～4 千円、法人が年間 1 万円～2 万円程度である。自己収入を増加させるには、組合員数の増加、加入率アップが不可欠であるが、下表のとおり、加入率は最近 5 年間で大きな変化はない。

年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
加入率	58.1%	56.5%	58.9%	57.7%	56.3%

年会費は、決して高額でないが、それでも小規模事業者の約半数が加入しないのは、商工会に入会することの有用性・メリットを感じていないためと考えられる。商工会が提供する経営相談業務や経営支援業務が加入者に有用なものであれば、加入率が向上し、結果的に自己財源が増加するため、県からの補助金削減を検討することが可能となる。加入することのメリットを訴求し、商工会の加入率を継続的に管理する目標指標として活用することが必要と考えられる。

⑤効果測定指標（意見）

当該補助事業は、小規模事業者の経営や技術の改善・向上を促進し、地域商工業の総合的な改善発達に資するという目的を達成するため、商工会の運営費補助という形で実行されている。具体的な数値目標管理指標では、1 補助対象職員あたりの指導件数を挙げているが、指導件数が多いことは、必ずしも経営改善に効果があると判断できるわけではなく、結果として業績の改善に結びつく指導を行えているのか、会員の役に立っているのかといったことに、より焦点を当てる必要がある。

平成 22 年度より、各商工会では巡回訪問件数の目標設定や訪問内容の評価等をするとともに、巡回訪問時に事業者のニーズ把握にも努めているが、今後、さらに効果的な予算配分を実現するためには、それらの成果を基に、会員数増加や、商工会が提供する事業内容の改善に役立てる必要がある。

(4) 高度化資金貸付金

① 高度化資金貸付金の概要

高度化資金貸付金とは、住工混在の解消や商店街の活性化を目的とする集団化、集積区域整備などの実施にあたり、都道府県が独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）と一体になって診断助言や貸付けなどを行う高度化事業に係る貸付金をいい、この貸付対象となる事業には中小企業者が実施する集団化事業、集積区域整備事業、共同施設事業及び施設集約化事業や第3セクター等が実施する商店街整備等支援事業、地域産業創造基盤整備事業等がある。

この高度化事業に係る貸付制度の特徴は次のとおりである。

政策性の高い制度	組合などによる 集団化、共同化、協業化などの事業や第三セクターなどが中小企業者を支援する事業など、政策性の高いものを対象としている。
貸付条件の優遇	貸付条件は、長期・低利の固定利率となっており優遇されている。また、特別の法律に基づく事業などは無利子となっている。 貸付期間は、20年以内。
コンサルティングの実施	貸付けを行うにあたっては、事前に事業計画について専門的な立場から適切なアドバイスが行われる。そのため、過大な投資などが避けられるだけでなく、他の成功事例を踏まえた助言が受けられ、事業の円滑な実施が可能となる。 また、診断助言は貸付後も随時行われる。
都道府県が窓口	高度化資金は、一般的に都道府県が貸付けの窓口となっており、都道府県と中小機構が協調して貸付けを行う。
各種税制の特例措置	集団化事業等で、現在の施設を売却して移転しようとする場合、その施設売却に伴う譲渡益に対しては、課税が繰り延べられる（買い換え資産の特例）など、税制面で多くの優遇措置が用意されている。

② 県の貸付残高の推移等

県においても中小機構の高度化資金事業の制度を利用し、県内の組合等の実施する高度化事業に対して貸付を実施しているが、直近5年間の貸付残高の推移は次のとおりで、県の貸付の財源のうち概ね3分の2については中小機構からの借入である。

(単位：千円)

年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
貸付残高	5,121,942	4,973,687	4,836,298	4,675,366	4,560,326

平成16年度以降は新規貸付を実施していないため、貸付残高は減少傾向にあるが、平成22年度末残高4,560,326千円のうち、延滞先に対する残高が3,567,193千円（残

高合計の 78.2%)、条件変更先に対する残高 377,348 千円 (同 8.3%) と多く、今後の回収可能性が懸念される。

③ 延滞先の状況

高度化資金貸付の約定返済の履行されていない延滞先は次のとおりである。

(単位：千円)

貸付先	貸付年度 (※1)	最終期限 (※2)	貸付額	平成 22 年 度返済額	平成 22 年 度末残高 (a)	担保評価額 (b)	担保不足額 (b-a)
A 組合	昭和 42 年	昭和 56 年 1 月	10,480	-	10,426	-	△10,426
B 組合	昭和 46 年	昭和 59 年 12 月	53,720	100	27,928	-	△ 27,928
C 組合	昭和 48 年	昭和 59 年 7 月	50,400	-	41,235	-	△ 41,235
D 組合	平成元年	平成 23 年 2 月 (平成 19 年 7 月繰 上償還命令)	2,000,000	4,606	1,931,926	-	△ 1,931,926
E 組合 F 組合 (※3)	-	-	2,154,750	29,221	1,498,076	1,006,825	△ 548,851
合 計			4,269,350	33,927	3,567,193	1,006,825	△ 2,560,366

※1 同一の相手先に複数の貸付のある場合、最も古い貸付年度を記載。

※2 同一の相手先に複数の貸付のある場合、最も新しい最終期限を記載。

※3 事業継続中の相手先について合算した金額を記載。

ア) 時効経過に伴う債権放棄の検討 (意見)

A 組合に対して設備資金として昭和 42 年度及び昭和 43 年度に合計 10,480 千円貸付けたが、販売不振により延滞が生じ、その後、法的破綻はしていないものの法人の実体は無くなっており貸付残高は 10,426 千円となっている。

保全として機械を物的担保としていたが陳腐化のため無価値となっており、また、当初の連帯保証人 5 名は死亡しているため、県としては今後連帯保証人の相続人と回収交渉を進めることとしている。

しかしながら、A 組合の返済の最終期限は昭和 55 年 3 月及び昭和 56 年 1 月で、消滅時効期間 10 年が満了しており、平成 10 年頃の当時の代表者との接触を最後に交渉を行っていない。連帯保証人の相続人とは粘り強い交渉が必要であり、相続人の返済意思、返済能力、返済期間等を勘案の上、回収可能な部分については回収すべきである

が、回収可能性が極めて低い場合は、債権放棄も視野に入れた対応が必要と考えられる。

イ) 早期の対応方針の検討（意見）

B 組合及び C 組合は事実上倒産し組合の実体がなく、また、組合財産もないことから、県としては組合員であった連帯保証人及びその相続人と回収交渉を進めることとしている。

なお、B 組合については、1 名の保証人から毎年 100 千円の返済を受けているだけで、当初の連帯保証人 5 名のうち 3 名は死亡、1 名は行方不明となっている。

また、C 組合については、平成 19 年度に連帯保証人の 1 人から 250 千円回収したのを最後にその後の回収は進んでおらず、当初の連帯保証人 5 名のうち 4 名は死亡、1 名の保証人は連帯保証債務を否定していて、県は死亡した連帯保証人のうち 1 名の事業を引き継いだ相続人として回収交渉を進めておらず、同人は保証債務についていまだ返済に応じていない状況である。

一般的に、債務者や連帯保証人について返済能力があるにも係わらず支払わないケースや、保証意思そのものを否定するケースでは法的措置も含めて検討していくこととなるが、本ケースではそのような対応方針の決定の遅れが債権回収を困難にしていると思われるので、今後の延滞発生時には早期に対応方針を検討するとともに、各事例に応じた適宜、適切な対応をすることが必要と考える。

ウ) 訴訟の結果を受けた今後の対応（意見）

D 組合に対して、当該組合が建設する製造ラインと公害対策設備を有する工場建設資金として平成元年度及び平成 2 年度に合計 2,000,000 千円を貸付けたが、輸入競合製品の増加などによる売上減少により延滞となり、平成 22 年度末の貸付残高は 1,931,926 千円となっている。

同組合は破産しており、物的担保であった土地及び建物については平成 21 年 1 月に競売が実施され 51,450 千円で落札されている。また、連帯保証人は当初 4 名であったが、1 名は自己破産しており、県は平成 22 年度には連帯保証人の財産処分により 4,606 千円を回収し、今後も連帯保証人の財産を調査することとしている。

なお、当該貸付に関する債権管理について、平成 14 年 8 月に住民訴訟が提起されており、この訴訟の概要は次のとおりである。

時期	事柄
平成 14 年 8 月	住民 18 名が原告として提訴。被告は県知事及び県商工労働部長、前県知事等の個人 4 名並びに D 組合。 (請求概要) a. 被告（県知事、商工労働部長）が組合に対して、支払請求及び抵当権の実行、増担保又は代替担保の請求、保証人に対する請求等の回収行為を怠っていることは違法であることの確認。 b. 被告（前知事等 4 名）は県に対し損害賠償金を支払え。 c. 被告（組合）は、県に対して未償還金及び違約金を支払え。
平成 19 年 3 月	地方裁判所判決 (判決概要) a. について、平成 12 年度まで条件変更を承認したことは適法だが、平成 13 年度以降正常な債権回収が到底できない状況にありながら、履行期限の繰上や強制執行等を行わないのは失当。 b. について、原告主張の損害は、組合が約定どおりに償還できることを前提としており、理由のないことから請求棄却。 c. について、県の締結した契約に基づく債務履行を求める代位請求ができるのは、償還期限が到来した元金に対する違約金に限られることから、原告の請求を変更して容認。
平成 19 年 4 月	原告、被告ともに控訴
平成 21 年 12 月	高等裁判所判決 (判決概要) a. について、平成 19 年 7 月に組合が銀行取引停止処分を受け、県は組合・連帯保証人に対し繰上一括償還請求、組合に対し抵当権実行、組合及び理事長に対して破産申立を実施し、連帯保証人についても強制執行等による回収を実施し、1 審原告が平成 21 年 10 月に訴えを取り下げたため、判決無し。 b. について、前知事等の個人被告については、平成 13 年以降強制執行等の措置をとらず違法に債権管理を怠っていたと評価せざるを得ないが、1 審原告が主張する損害の発生には理由がないため、請求を棄却。 c. について、県が組合の破産を申立て、平成 21 年 8 月に残余財産のないことから破産手続の異時廃止が決定され、組合の法人格消滅により訴訟終了。
平成 21 年 12 月	原告が上告。
平成 23 年 6 月	最高裁判所が上告を棄却

この訴訟において、原告の請求は棄却され県は勝訴したと評価できるが、一方、原告の「県知事、商工労働部長が組合に対して、支払請求及び抵当権の実行、増担保又は代替担保の請求、保証人に対する請求等の回収行為を怠っていることは違法であることの確認」請求に対して、地方裁判所が「平成 13 年度以降正常な債権回収が到底できない状況にありながら、履行期限の繰上や強制執行等を行わないのは失当」と判断したことや、高等裁判所が「平成 13 年以降強制執行等の措置をとらず違法に債権管理を怠っていたと評価せざるを得ない」との判断もされていることから、これらを十分に考慮した上で、他の延滞債権の適切な管理が必要である。

エ) 保全対策の検討（意見）

E 組合及び F 組合は何れも事業を継続中で、毎年一定額の償還がされているが、その償還額は貸付残高と比較すると少額である。

また、物的担保の評価額は貸付残高を下回っており、平成 22 年度末において E 組合及び F 組合の何れも担保不足でその金額は両組合合計で△548,851 千円となっている。この担保評価は土地について路線価評価の 70%の価額、建物については取得価額と耐用年数を考慮した価額を評価額としているが、より正確な鑑定評価によると担保不足額が大きくなる可能性もある。

県としては毎年の償還金の増額を求める方針であるが、大幅な経営環境の改善が見られない限り、償還金の増額にも限度があり、全額回収に要する期間は単純計算で何れも 40 年超の相当の年数が必要と考えられる。現在の物的担保だけでは債権の全額を保全することは出来ないため、組合財産や連帯保証人の財産について把握し保全対策を講じることが必要と考える。

④ 条件変更先の状況

高度化資金貸付の返済条件が変更されている条件変更先は次のとおりである。

(単位：千円)

貸付先	貸付年度	最終期限	貸付額	平成 22 年度 返済額	平成 22 年度 末残高 (a)	担保評価額 (b)	担保不足額 (b-a)
G 組合 H 組合 I 組合 J 組合 (※)	-	-	961,930	14,954	377,348	302,020	△114,048

※ 事業継続中の相手先について合算した金額を記載。

ア) 保全対策の検討（意見）

条件変更先については、当初の約定が履行されていないものの毎年返済額を見直し、また、最終期限を延長すること等により相手方の返済能力に応じて回収を図っているところで、最終期限については制度上 10 年の延長が認められている。

しかしながら、現在の年間返済額を前提とすると最終期限を最大に延長しても H 組合及び J 組合については期間内の全額回収が困難となりまた担保不足になると考えられ、

改めて償還条件の見直しの検討が必要となる可能性もあるが、相手方の事業活動による返済能力だけでは全額回収が困難で担保不足となることが予想される先については、経営状況の把握だけでなく組合財産や連帯保証人の財産状況を把握し必要に応じて保全対策を図る必要があると考える。

イ) プロラタ返済の交渉（意見）

Ｊ 組合は県だけでなく公的金融機関や地方銀行から借入があり、県以外の金融機関に対する返済をしているが、平成 21 年度末の県からの借入残高割合 16.6%に対して、平成 21 年度の県への返済額の割合は 9.1%と 7 ポイント低かった。

県からの借入は無利息なので返済が後回しにされるおそれがあるため、「複数の金融機関から借入をしている際に、借入金額に応じて比例的に返済額を決める」いわゆるプロラタ返済の交渉を進めるべきと考える。

2. 商業振興課

(1) 課の役割

商業振興課では、奈良経済発展戦略に基づき、県内消費拡大のための取組や多様なサービス産業の創造に努めることを目標としており、特に、魅力的な消費機会の提供に関する施策への取組を行っている。

(2) 課が実施する事業の一覧

商業振興課が実施する事業の決算状況は次のとおりである。

(単位：千円)

目名称	事業名	人件費	物件費	補助費	その他	総計
商業振興費		70,214	482,070	135,472	570	688,326
	「奈良ブランド」開発支援事業		1,907	3,565		5,472
	おもてなし産業強化資金利子補給事業			674		674
	高齢者にやさしい宅配サービス事業		6,986			6,986
	商店街トライアル事業			4,756		4,756
	商店街農産物直売所モデル構築事業			1,701		1,701
	その他	70,214	473,177	124,776	570	668,737
	プレミアム商品券調査事業報償費			200		200
	運輸事業振興助成補助金			121,315		121,315
	平城遷都1300年記念プレミアム商品券発行事業		462,575			462,575
総計		70,214	482,070	135,472	570	688,326

(出典：予算決算表)

(3) おもてなし産業強化資金利子補助事業

(単位：千円)

事業名 (所管課所管係)		おもてなし産業強化資金利子補助事業			
事業目的		魅力ある飲食店の数を増やし、県内消費拡大につなげる			
事業内容		融資実行から5年間、事業者に2%を上限に利子補助			
事業主体		県			
事業開始年度		平成21年度			
補助期間		5年間			
補助率		事業者に2%を上限に利子補助			
交付先 (上位3件) (平成22年度)		相手先		金額	
		1 A社		253	
		2 B社		150	
		3 C社		64	
事業費	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	予算	-	-	4,707	4,482
	実績	-	-	674	-
財源	国	-	-	-	-
	一般財源	-	-	4,707	4,482
	その他	-	-	-	-
数値目標又は管理指標の内容		数値目標はないが、当分の間、毎年、8店舗程度、対象店舗を増加させたい。			
数値目標又は管理指標	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	目標又は計画	-	-	-	-
	実績	-	-	-	-
今後の事業の方向性		維持 (理由) 人口当たり飲食店が全国一少なく、また、奈良にうまいものなしという風聞もあるので、特色ある店舗を増やす方針である。			

①事業の目的

県においては、県内消費を拡大するため、小売・サービス業の活性化は大きな課題となっている。特に飲食店については、人口当たりの店舗数が全国でも最下位レベル（遊興飲食店を含めた飲食店全体の事業所数 5,092 店舗：千人あたり 3.60 店舗→全国順位 47 位）となっていることから、魅力あるレストラン・飲食店の創業を促進し、観光客や県民の県内の消費を高めたいと考えている。

そのため、平成21年度に創設した「奈良の魅力あるレストラン創業支援資金」を活用し、創業を行おうとする者に対し、直接利子補助することにより創業促進を図っている。

②制度の概要

当補助事業は、奈良の魅力あるレストラン創業支援資金に係る利子補助である。融資対象としては、県内で魅力ある飲食店を創業しようとする者でその事業計画について知事の認定を受けたものに限定しており、下記の創業者のいずれかに該当する者である。

- ア) 事業を営んでいない個人であって、借入額と同額以上の自己資金を有し、一ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する者
- イ) 事業を営んでいない個人であって、借入額と同額以上の自己資金を有し、二ヶ月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有する者
- ウ) 中小企業者である会社であって、事業の全部又は一部を継続実施しつつ、新たに中小企業者である会社を設立し、当該新たに設立される会社が、事業を開始する具体的計画を有する者

また、元本の資金使途は設備・運転資金に限定し、融資限度は個人 2,500 万円（ただし、対象事業費の 50%）法人 1,500 万円、融資期間は、設備 7 年以内、運転 5 年以内となっている。利子補助については、上表にあるとおり、融資実行から 5 年間、事業者には 2% を上限としている。

③審査体制の見直し（意見）

本補助事業の採択にあたっては、県の職員に加えて、外部の審査員も招いて、奈良の魅力あるレストラン創業に合致しているかどうかを、審査基準（運営、外装、内装、食材、メニューの 5 つの審査ポイントを設置）を設け、総合的な審査を実施し、合議により決定している。

しかし、審査の議事録を閲覧したところ、審査の過程で、申請案件のどこに奈良の魅力があり、どのような理由で認定されたかが明確にされておらず、認定採択に至った経緯が不明瞭であった。

平成 22 年度に審査を行った申請案件については、全て認定採択されているが、今後の審査において認定されない事業があった場合、総合的な判断と説明するだけでは申請者に対して説明が不十分であるため、審査基準項目ごとに点数化するなどして、意思決定の内容をより明確にする必要があると考える。

(4) 平城遷都 1300 年記念プレミアム商品券発行

(単位：千円)

事業名 (所管課所管係)		平城遷都 1300 年記念プレミアム商品券発行事業			
事業目的		県内小売・サービス業の活性化を図り、県内消費拡大			
事業内容		県内で使用できる商品券を発行			
事業主体		県			
事業開始年度		平成 22 年度			
契約方法		その他			
事業費	年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	予算	-	-	463,170	384,000
	実績	-	-	462,575	-
財源	国	-	-	463,170	384,000
	一般財源	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
数値目標又は管理指標の内容		県民等に対して、公平に商品券を完売すること			
数値目標又は管理指標	年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	目標又は計画	-	-	-	-
	実績	-	-	-	-
今後の事業の方向性		その他 (理由) H22 年度実施の消費実態調査をもとに事業検討			

①事業の目的、概要

県においては、県内の消費拡大を目指して、平成 22 年実施の平城遷都 1300 年記念事業の一環として「平城遷都 1300 年記念プレミアム商品券」を発行している。本事業を通じ、商品券の発行による経済効果（消費拡大効果、消費行動等の誘導により地域経済に与えた効果）を調査・分析し、今後の消費拡大に向けた施策につなげることを目的とする。

なお、商品券事業の財源は国負担となっており、商品券は県内の事業参加店舗のみで使用可能となっている。また、消費者は、1セット 11,500 円分を 10,000 円（県、店舗で 15%のプレミアム負担）で購入可能である。

商品券事業の概要は以下のとおりである。

名称	平城遷都 1300 年記念プレミアム商品券
発行者	奈良県
発行冊数等	総数 36 万セット（第 1 回目 21 万セット 第 2 回目 15 万セット） （1 セット 11,500 円、額面 1,000 円×11 枚、500 円×1 枚、12 枚綴り） 発行総額 41 億 4 千万円（第 1 回目 24 億 1 千 5 百万円 第 2 回目 17 億 2 千 5 百万円） ※商品券は第 1 回目と第 2 回目の 2 種類発行
販売価額	1 セット 11,500 円分を 10,000 円で販売
プレミアム	15%：県 10%、参加店舗 5%負担
有効期間	第 1 回目：平成 22 年 10 月 1 日（金）～平成 22 年 12 月 10 日（金）
	第 2 回目：平成 23 年 2 月 1 日（火）～平成 23 年 3 月 10 日（木）

販売	商工会議所・商工会…10月1日～2日2日間。2月1日のみ（原則）
	その他大型店舗等 （1回目）10月1日から一斉販売。 （2回目）2月1日から発売。
購入限度	各回、1人10セットまで
参加店舗 募集期間	第1回目募集 平成22年7月29日～9月24日 第2回目募集 平成22年11月15日～12月15日
参加店舗	第1回目 約2,000店舗 第2回目 約2,100店舗
販売店舗	第1回目 140ヶ所 第2回目 111ヶ所

②販売実績、使用実績

商品券は販売開始から数日で完売し、多くの販売所で行列ができ、午前中に売り切れとなった。これは、15%のプレミアムのあったこと、1人10冊（10万円）まで購入可能であったこと及び県内の多くの店舗（小売・サービス）で利用できる利便性が背景にあったと考えられる。

また、多くの民間販売場所のある奈良市での販売が40%を占めた一方で、民間の販売がない地域での販売数量は少なく、また、利用できる店舗が周辺にあまりない山間部等においては、少なかった。

使用額実績は、販売総額41億4,000万円に対して、41億3,414万7,500円（使用率：99.9%）とほぼ100%の使用率となった。

以下、使用額の業種・業態別、市町村別の上位は以下のとおりである。

	業種・業態		市町村	
	1位	総合店舗・百貨店	約35.9%	奈良市
2位	家電量販店	約29.1%	橿原市	約11.6%
3位	スーパー	約23.1%	大和郡山市	約9.3%

③経済効果及び県外消費額

県は、本事業により「商品券の使用により、通常（予定）よりも多め・高めに消費した金額」（消費喚起額）と、「商品券が無ければ、奈良県外で消費したと考えられる金額」（消費流出抑制額）がもたらした経済波及効果の試算を行っている。その試算結果は以下のとおりである。なお、効果試算にあたっては、「平成17年奈良県産業連関表経済波及効果分析ツール（108部門）」を活用して、生産誘発額、GDP誘発額（付加価値額）を算出している。

【消費喚起による生産誘発額の試算結果】

(単位：千円)

①	プレミアム分の負担額	540,000
	うち、奈良県の負担分	360,000
	うち、商業者の負担分	180,000
②	消費喚起額 (36 万冊分)	1,037,943
③	消費流出抑制額 (36 万冊分)	920,911
④	消費喚起額と流出抑制額の合計 (36 万冊分)	1,958,854
⑤	消費喚起額によってもたらされる生産誘発効果 (奈良県内) 生産誘発額	814,726
	うち、GDP 誘発額 (付加価値額)	486,335

本事業による消費喚起額は約 10 億円であった。政府のエコポイント制度の影響もあり、「家電製品」において特に消費拡大の効果が見られている。消費流出抑制額は約 9 億円であり、消費喚起額と合わせた本事業の効果は約 19 億円となった。

また、平成 20 年 10 月に県民の消費動向の調査・分析を行った結果、県外への消費流出額は県全体で年間約 4,850 億円（商品購入額：約 3,000 億円、サービス消費額：約 1,850 億円）となっている。

県外への消費流出額に焦点をあてると、全体の約 4,850 億円に対して本事業の消費流出抑制額は約 9 億円とわずか約 0.19%の流出抑制効果にしかなっていないが、商品券による経済波及効果については、県の負担額（約 4 億円（※））の約 2 倍にあたる約 8 億円の生産誘発効果があり、昨今の経済事情のなか、経済対策の面からは本事業は一定の効果があったと考えられる。

(※) 県負担額の主な内訳は以下のとおりである。

目 的	支出金額 (千円)
コールセンター設置、参加店舗登録業務委託	15,435
商品券印刷及びデータ管理業務委託	24,765
商品券流通業務委託	403,099
ホームページ作成業務	557
参加店舗管理システム作成業務	191
商品券発行による経済効果調査・分析業務委託	3,969
商品券に係る広告費	11,473
合 計	459,489

※プレミアム分含む

④アンケート結果

県は当該事業の満足度調査のため、アンケート調査を実施している。参加店舗、消費者双方のアンケート結果のうち、主な項目については以下のとおりとなっている。

ア) 参加店舗のアンケート結果(1124 店舗中 128 店 回収率：11.4%)

a. 商品券事業の効果：

項目	売上の増加(%)	利益の増加(%)	来客数の増加(%)	新規顧客の増加(%)
非常に効果があった	1.6	0.0	3.1	0.8
効果があった	40.6	21.1	28.9	27.3
あまり効果がなかった	40.6	46.9	47.7	42.2
全く効果がなかった	14.8	27.3	17.2	23.4
分からない	2.3	4.7	3.1	6.3

大型店では、「売上の増加」の効果は高かったが、「利益の増加」への効果は低かった。商店街では、「売上の増加」の効果が大きく、「利益の増加」については、「効果があった」と「全くなかった」とは均衡している。

b. 商品券のプレミアム5%負担に対する考え：

項目	割合(%)
もっと減らして欲しい	65.6
適度である	34.4
もっと増やして欲しい	0.0

いずれの店舗形態においても、「もっと減らして欲しい」が高くなっている。その中でも特に「複合店」、「大型店舗等」において、割合が高い。

c. 商品券の使用期間に対する考え：

項目	割合(%)
もっと長くして欲しい	21.3
適度である	66.9
もっと短くして欲しい	11.8

「大型店舗等」以外は「適度である」が高くなっている。「大型店舗等」は「もっと短くて良い」が高くなっている。

d. 商品券事業について改善すべき点：複数回答可

項目	割合(%)
広報が不十分	53.0
商品券の切り離し無効が使いにくい	41.0
換金について(換金期間が短いなど)	41.0
参加店募集について(募集期間が短いなど)	9.4
その他	9.4

「商店街」、「個別店舗」においては、「広報が不十分」が最も高い。また、「大型店舗等」、「複合店」では、「商品券の切り離し無効が使いにくい」が最

も高い。

e. 自由回答：

- ・換金手続きを簡素化して欲しい。
- ・店舗負担を下げたい。
- ・商品券購入の場所・時期が特定の人に限られる。
- ・通常の顧客の使用が多くメリットが薄かった。

イ) 消費者のアンケート結果(4,005人中1,320人 回収率33.0%)

a. 商品券の使用目的：

項目	割合(%)
観光客として商品券を使用	0.1
一般買い物客として商品券を使用	99.9

「一般買い物客として商品券を使用」が圧倒的に高く、「観光客として商品券を使用」は1名のみであった。

b. 商品券を購入した主たる目的：

項目	割合(%)
自らの日用品購入	19.8
自らの特別品購入	11.3
家族全体が使用する日用品購入	70.3
家族全体が使用する特別品(TV等)購入	39.0
自分以外の日用品(子供の日常着等)購入	13.5
自分以外の特別品(プレゼント等)購入	12.0

「家族全体が使用する日用品購入」が圧倒的に高く、次いで「家族全体が使用する特別品(TV等)購入」となっている。

c. 商品券について改善すべき点：複数回答可

項目	割合(%)
商品券の使用期間を長くして欲しい	64.3
商品券を買える店舗を増やして欲しい	45.4
商品券を使える店舗を増やして欲しい	63.6
商品券を冊子から切り離して使えるようにして欲しい	36.6
店舗での対象外の商品をなくして欲しい	17.6
店舗での使用冊数制限をなくして欲しい	10.6
もっと広報して欲しい	12.7
特に無い	2.6
その他	15.9

「商品券の使用期間を長くして欲しい」、「商品券を使える店舗を増やして欲しい」が多く、次いで「商品券を買える店舗を増やして欲しい」となっている。

⑤アンケート結果の反映について（意見）

上記アンケート結果を踏まえ、平成 23 年度においても同様のプレミアム商品券事業を実施している。主な改善点としては、使用期間を従来より 1 ヶ月延ばしたこと、店舗販売から予約販売への変更、購入限度額を下げたことにより多数の消費者に配布、500 円券を 1 枚から 3 枚に増加させたこと等が挙げられる。これらの改善点は、いずれも消費者側の意向を反映したものが中心である。

参加店舗のアンケート結果からは、利益の増加、来客数の増加、新規顧客の増加に「効果があった」とする回答がある一方で、「効果がなかった」という回答もあった。さらに参加店舗側からの「プレミアムの店舗負担軽減」等の要望があまり反映されていない状況であるにもかかわらず、平成 23 年度の参加店舗数は、店舗の入れ替わりもあったが前回とほぼ同じだけの参加数があった。

消費者の約 6 割が「商品券を使える店舗を増やして欲しい」とのアンケート結果があり、参加店舗を増やすために店舗の負担するプレミアムを軽減することが最も効果があると思われるが、事業費の総額が変わらない場合には商品券の発行枚数の減少・経済効果縮小に繋がる可能性もあることから、消費者及び参加店舗双方の意見をバランスよく取り入れる必要がある。

⑥適正利用の確保（意見）

本事業における参加店舗の換金スキームは、参加店舗が消費者から受け取った商品券を商品券取扱金融機関を介して、商品券流通業務受託者に換金依頼を行い、参加店舗に入金が行われるといった流れである。

商品券の販売場所は、商工会議所・商工会や大型店舗での店頭販売が中心となっており、全て個人消費者への販売である。実際に消費者が店舗で消費したかどうかの確認ができないため、仮に、参加店舗が個人消費者として商品券を購入し、他店舗で消費せずに、そのまま換金依頼を行った場合、県負担のプレミアム分 10%を参加店舗が享受できるおそれがある。適正利用を確保する対策の実施は難しいと思われるが、一定の抑制機能を設けて対策を講じる必要がある。

⑦商品券の現物枚数確認（意見）

商品券流通業務受託者は、商品券回収後、商品券の枚数を確認し、支払金額との照合作業等を行い、委託者である県へ使用枚数を報告すると共に、商品券自体を返却している。

県では、不正防止の観点や流通業務受託者の適正な業務遂行を確認するために、商品券の返却枚数の正確性を検証すべきところ、返却枚数について疑義が生じた場合にしか商品券の現物枚数の確認作業がなされていなかった。

全ての商品券の現物枚数確認をすることが実務上、困難であったとしても、返却枚数について疑義がないものについても、最低限、一定程度のサンプルを抽出し、参加店舗ごとに商品券の現物確認を行い、返却枚数の正確性を検証しておく必要がある。

⑧事業継続の判断（意見）

アンケート結果の「商品券を購入した主たる目的」をみると、「家族全体が使用する日用品購入」の割合が約 7 割を占めており、一部の日常消費が商品券に置き換わっているのではないかと考えられるが、経済効果やアンケート結果等から判断しても、景気低迷期など消費意欲が減退している平成 22 年度において、消費刺激策として一定の効果があったと考えられる。

事業継続の判断や新規事業を計画する場合、前年の実施結果も判断根拠としつつ、県内消費拡大という目的をより長期的な視点で達成するために、県が直接事業を実施するかどうかを含めて、継続的に効果が期待される施策も検討する必要があると考える。

3. 工業振興課

(1) 課の役割

工業振興課では、奈良経済発展戦略に基づき、中小企業の生産力・販売力の強化による成長力・競争力の向上を目標としており、特に、県内中小企業の振興に関しては、県の産業を牽引するリーディング企業が求める支援を総合的・効果的に実施することにより、経営力、開発力、販売力の強化を図る取り組みを行っている。

また、県内中小企業に対して、実効性のある支援を実施するため、中核的支援機関(※)である県中小企業支援センターをはじめとする各支援機関と連携を図るという実施体制をとっている。

平成 22 年度においては、さらなる県内の産業活性化や雇用創出を図るため、「産業・雇用振興プロジェクト」を立ち上げ、主としてマクロ経済の視点から県内の産業構造を模索する「地域経済研究会」、産業分野別の産業振興策を検討する「産業政策研究会」及び県内の雇用の質の向上・ミスマッチの解消を目指す「地域雇用研究会」の3つの研究会を開催・有機的に連携し、次年度以降の効果的な産業・雇用振興施策を検討する取り組みが行われた。その結果、県として今後実施していかなければならない施策の方向性が出ており、さらなる検討を進める予定である。

(※) 中核的支援機関：中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づき、新事業支援機関のうち、新事業支援体制の中心として適切かつ確実に機能すると認められるものを中核的支援機関と認定される。

新事業支援機関とは、新たな事業活動を行う者に対して、技術に関する研究開発及びその成果の移転の促進、市場等に関する調査研究及び情報提供、経営能率の向上の促進、資金の融通の円滑化その他の支援の事業（以下「支援事業」という。）を行う者であって、事業環境整備構想において定められるものをいう。奈良県においては、雇用・能力開発機構奈良センター、奈良県商工会連合会、奈良県商工会議所連合会、奈良県中小企業団体中央会、奈良県信用保証協会、(財)奈良先端科学技術大学院大学支援財団他 12 団体が新事業支援機関である。

新事業支援体制とは、適切な支援事業を行うために必要な総合的な支援体制をいう。

(2) 課が実施する事業の一覧

工業振興課が実施する事業の決算状況は次のとおりである。

(単位：千円)

目名称	事業名称	人件費	普通建設	物件費	補助費	その他	総計
工業技術センター費		294,067	68,730	63,487	2,900	2,220	431,404
	バイオリファイナリー技術の研究開発		5,299	180			5,479
	工業技術センター本館空調更新事業		34,967				34,967
	振動下での製品評価方法の開発		21,254	200			21,454
	その他	294,067	7,210	63,107	2,900	2,220	369,504
産業支援総務費		204,416				2,292	206,708
産業支援対策費		9,215	8,584	196,271	157,673	30	371,773
	「ナラノヤエザクラ酵母」商品開発事業			2,868			2,868
	「大和のうま酒」新商品開発支援			12,077			12,077
	E Cコーディネータ設置事業			16,149			16,149
	ものづくり人材育成・確保事業				4,000		4,000
	リーディングカンパニー創設事業			0	8,001		8,001
	経済交流団派遣事業			629	31		660
	県庁力活用リエゾン事業				18,134		18,134
	産学官共同研究拠点整備事業			4,559			4,559
	大都市圏販路支援事業			150	315		465
	知的財産戦略推進事業				11,523		11,523
	地域イノベーション創出支援事業				7,000		7,000
	地域結集型研究開発プログラム地域COE構築事業			3,722			3,722
	中小企業支援センター機能強化事業			10,322			10,322
	中小企業支援センター事業				81,109		81,109
	奈良経済発展戦略支援事業				11,688		11,688
	奈良県産業会館運営事業	9,215		64,799	2,029	30	76,073
	奈良高専技術情報活用支援事業				1,734		1,734
	販売力強化支援事業			8,764			8,764
	未就職者企業研修委託事業			58,983			58,983
	その他		8,584	13,249	12,109		33,942
総計		507,698	77,314	259,758	160,573	4,542	1,009,885

(出典：予算決算表)

(3) リーディングカンパニー創設事業

(単位：千円)

事業名 (所管課所管係)		リーディングカンパニー創設補助 (工業振興課産業創出促進係)			
事業目的		優良な技術を有する企業に積極的な支援を行うことにより、先進的な成功事例を創出し、他企業の模範として産業分野全体の底上げを図る。			
事業内容		技術に特徴のある企業の新規事業化を支援する			
事業主体		県			
事業開始年度		平成 21 年度			
補助期間		1 年			
補助率		2/3			
交付先 (平成 22 年度)		相手先		金額	
		1 A 社		5,000	
		2 B 社		2,957	
事業費	年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	予算	-	9,000	10,550	10,380
	実績	-	8,033	8,001	-
財源	国	-	-	-	-
	一般財源	-	9,000	10,550	10,380
	その他	-	-	-	-
数値目標又は管理指標の内容		応募件数の増			
数値目標又は管理指標	年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	目標又は計画	-	3	3	5
	実績	-	10	3	6
今後の事業の方向性		拡大 (理由) 引き続き、奈良県の産業界を引っ張っていく企業の発掘に努め、その成長を支援していく。			

① 事業の概要

県内に事業所を有する中小企業者等が実施する新技術の開発、技術の向上及び活用、新商品の開発、人材確保に資する調査並びにビジネスモデル構築への取組に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものである。

上記の取組とは、既に優良なコア技術を有する県内中小企業（リーディングカンパニー）が実施する新商品の開発や開発した商品のビジネスモデル構築等を指しており、これらの企業に積極的に支援することにより、先進的な成功事例を創出し、他企業の模範として産業分野全体の底上げを図ることを目的としている。

1 件当たりの上限額は 5 百万円であり、平成 22 年度においては 3 件応募があり、2 件が採択されている。

②管理目標（意見）

管理目標を応募件数としているが、当該事業と類似する（４）奈良発ニュービジネス発掘・育成補助事業に比べて応募件数が少なく、また、初年度の平成 21 年度は 10 件の応募に対して、平成 22 年度は 3 件と激減しているが、その原因分析は十分に行われていない。

さらに、10 年以上前より当該事業と類似する補助事業が実施されてきているが、成功事例（※）は 3 件程度しかなく、その原因分析も十分に行われていない。

日本経済が低迷している中、そのしわ寄せを受ける中小企業は、資金が不足する傾向にあり、新技術開発費用の資金調達手段として補助金は、最も優先順位が高いと考えられる。

それにもかかわらず応募件数が減少していることから、企業側のニーズを探る必要があると考えられる。

企業のニーズがどこにあるのか、企業にとって補助金の交付要件の何が支障となっているのか等検討し、必要があれば補助事業の設計を変更することが必要と考えられる。

この点に関して、補助期間及び補助金額の見直しについて③で検討した。

また、成功事例が 10 年以上も出ていないのは、その原因分析から始まる P D C A のサイクルが不十分ではないかと考えられる。補助対象年度以降も、毎年、企業化等状況報告書を提出させるだけでなく、常に開発状況をモニタリングして成功に結び付かない原因がどこにあるのか分析することで、次年度以降の補助金交付先選定の基準を検討する等の対応も必要と考えられる。

※補助事業終了後、新製品開発等により収益が生じた場合に補助金の全部又は一部が納付された事例

③補助期間の複数年度化及び補助金額の増額（意見）

補助期間及び補助金額は、予算上 1 件当たり上限 5 百万円と設定されている。また、補助期間は、補助金交付決定通知が 6 月に行われるため、実質的には 10 ヶ月間しかない。

しかしながら、新技術の開発や新製品の開発等には、通常は複数年に亘る場合が多く、単年度で開発が終了するケースは非常に少ないと考えられ、また、開発資金が 5 百万円という金額では、新技術が開発できたとしても画期的で産業全体をリードできるほどの開発ではないと思われる。

当該補助事業の成功事例を創出して産業分野全体の底上げを図る目的を達成するためには、複数年及び補助金額の引き上げが必要と考えられる。

補助金額の引き上げが予算上困難であるならば、仮に 3 年間の継続補助を行うことにより、1 千 5 百万円の補助金額となることから、企業の新製品開発のモチベーションが相当上がることを期待できる。

他の都道府県でも類似の補助事業があるが、複数年の補助事業が設定されており、案件別にみると継続案件が新規案件より多いことが見て取れるのも、非常に納得のいく結果である。

また、後述する奈良発ニュービジネス発掘・育成補助金も、新商品・新役務開発等に要する経費が補助対象となっており、リーディングカンパニー創設補助金と非常に類似しており違いがわかりにくいですが、最大の相違点は、リーディングカンパニー創設補助金は、既に優良なコア技術を有している企業を対象としているところである。このような企業にとっての新技術の開発は相当ハードルも高いはずであり、複数年の補助期間とすることにより、奈良発ニュービジネス発掘・育成補助金との補助目的の違いを明確化することができる。

今後、企業にとって魅力のある補助事業にするためには、補助期間の複数年化又は補助金額の増額の検討が必要と考えられる。

④補助事業の選定（意見）

県は、先進的な成功事例を創出することにより、産業分野全体の底上げを図るという大きな目的を達成しようとしているのであるから、どの産業分野に焦点を当てればよいか、産業側のシーズは何かを適切に把握することにより、どこに補助金を投入するのが最も効果的かという産業政策に基づき、補助事業が実施されるべきである。

今後、当該補助事業を効果的なものにするためには、上記のような産業政策を十分に検討した上で補助金交付先の選定を行うべきと考える。

なお、当該産業政策に関しては、平成 22 年度から産業・雇用振興プロジェクトが立ち上げられ、その中で外部委員と庁内委員がメンバーとなり、あるべき奈良県の産業構造や地域経済の活性化の実現に向けて議論されており、平成 23 年度の施策案に生かしていくことが行われている。

今後は、このような産業政策を実現するために、例えば産業分野や研究テーマを絞った補助事業を企画することも検討に値すると思われる。

⑤補助事業遅延等報告書の未入手（結果）

補助事業者を選定された A 社の補助金関係資料を閲覧したところ、本来ならば、補助事業遅延等報告書を入手すべきであるが、入手していなかった。

県は、進捗管理のため、平成 22 年 12 月 20 日に中間調査を実施し、補助事業が計画通り順調に進んでいるか確認している。その際に、当初の計画より大幅に遅れており、年度末までに計画していた試作機の作成が困難となった事実を確認したが、補助事業遅延等報告書を入手しなかった。

補助金交付要綱によると、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない、とされていることから、要綱に準拠していない。

なお、事業遅延等報告書の提出を義務付けている趣旨は、事業が遅延している場合は適時に軌道修正することが必要であり、遅延した補助事業をどのように完了まで導くかを検討するためである。

中間調査は 12 月 20 日に実施されており、その時点では補助事業終了までわずか 3 ヶ月しかなく、試作機の作成に到らなかったが、もっと早い時期に調査していれば、別の解決策が見つかった可能性も否めない。年に 1 度中間調査を実施するだけでなく、常にコミュニケーションを図りタイムリーに状況確認を行うことが必要と考えられる。

⑥補助事業遂行状況報告書の未入手（結果）

補助事業遂行状況報告書については、補助金交付要綱によれば、別に知事が定める日までに知事に提出しなければならないとされている。

しかしながら、補助事業者 2 社から提出されておらず、県は未入手の状態であるため、当該事実是要綱に準拠していない。

交付先に提出を義務付けている趣旨は、県の進捗管理の一環として状況把握を行うためであり、入手する必要がある。

(4) 奈良発ニュービジネス発掘・育成補助金

(単位：千円)

事業名 (所管課所管係)	奈良発ニュービジネス発掘・育成補助金 (工業振興課産業創出促進係)				
事業目的	奈良発の新しい事業活動の発掘・育成を図る。				
事業内容	県内中小企業等が実施する新商品開発、新役務開発、販路開拓に向けた新しい取り組みに対し、開発費、試作費、プロモーション費等の一部を補助。				
事業主体	県				
事業開始年度	平成 21 年度				
補助期間	1 年				
補助率	2/3				
交付先 (上位 3 件) (平成 22 年度)	相手先		金額		
	1	A 社	2,000		
	2	B 社	2,000		
	3	C 社	1,880		
事業費	年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	予算	-	21,000	14,400	5,219
	実績	-	7,899	11,780	-
財源	国	-	-	-	-
	一般財源	-	21,000	14,400	5,219
	その他	-	-	-	-
数値目標又は管理指標の内容	応募件数の増				
数値目標又は管理指標	年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	目標又は計画	-	10	20	20
	実績	-	31	31	12
今後の事業の方向性	縮小				
	(理由) 高付加価値の獲得に向けた新たな取り組みに対して補助金を交付するスキームに統合を図る。				

①事業の概要

県内に事業所を有する中小企業者等が実施する新商品・新役務開発、販路開拓の取組に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものである。

上記の新商品・新役務開発、販路開拓の取組とは、新商品・新役務の開発および販路開拓を目的とした試作品作製、展示会開催等を指しており、奈良発の新しい事業活動の発掘・育成を目的としている。

補助事業者は、リーディングカンパニー創設補助事業と異なり、大学生等の 20 代の若者から応募可能であり、広く門戸が開かれている。補助金額は最大 2 百万円と低く設定されているものの、応募件数は比較的多く、平成 22 年度は目標応募件数 20 件のところ、31 件の実績である。

②補助事業遂行状況報告書の未入手（結果）

補助金交付要綱によれば、補助事業の遂行状況について、別に知事が定める日までに補助事業遂行状況報告書を知事に提出しなければならないとされているが、補助事業者から入手しておらず、要綱に準拠していない。

補助事業者に提出を義務付けている趣旨は、県の進捗管理の一環として状況把握を行うためであり、今後は入手する必要がある。

③中間調査報告書の作成（意見）

補助事業の進捗管理の一環として、県の担当者が補助事業者のところへ出向き、補助事業が当初の計画通りに実施されているか、経理的な問題はないかを確認するために中間調査を実施している。

今回、監査人によるヒアリングの結果、中間調査は全件実施しているものの、中間調査報告書が作成されておらず、調査結果を確認することができなかった。

今後は、調査結果を文書で残し、所定の決裁を受けることが必要と考えられる。

④実績報告書の不適切な保管状況（結果）

補助事業者である C 社の補助事業実績報告書を確認した結果、最終の実績報告書が保管されていないことが判明した。

その経緯は、実績報告書に記載されている補助対象経費の内訳明細の金額と証憑書類の突き合わせを行ったところ、一致しなかったことから、担当課にその理由を尋ねたところ、最終の実績報告書が保管されていなかったというものである。

その後、担当課において、先方から最終の実績報告書を入手してもらったところ、当該明細金額は証憑書類と一致していたが、なぜ最終の実績報告書が保管されていなかったかは不明である。

書類の保管を適切に行う必要がある。

(5) EC（電子商取引）コーディネーター設置事業

(単位：千円)

事業名（所管課所管係）		ECコーディネーター設置事業（ふるさと雇用） （工業振興課産業創出促進係）			
事業目的		電子商取引の導入、活用を促進し、ネット販売による県内企業の売り上げアップを図る。			
事業内容		県内中小企業の電子商取引導入を支援するため専門家を配置			
事業主体		県			
事業開始年度		平成 21 年度			
契約方法		随意契約			
事業費	年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	予算	-	6,744	17,043	17,043
	実績	-	5,010	16,149	-
財源	国	-	6,744	17,043	17,043
	一般財源	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
数値目標又は管理指標の内容		EC 参画企業の増			
数値目標又は管理指標	年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	目標又は計画	-	3	32	34
	実績	-	3	21	-
今後の事業の方向性		廃止 (理由) ふるさと雇用基金事業終了のため。			

① 事業の概要

ふるさと雇用再生特別基金を活用し、奈良県における雇用機会の創出を図るとともに、インターネットを活用した電子商取引について多様な相談ニーズに即応できる体制を整備して、県内中小企業のEC（電子商取引）導入・活用を推進することで県内の産業活性化を目指すという事業である。具体的には、県内中小企業を対象に助言や指導を行う常勤の専門家1名と補助職員1名を配置して、ECを導入したい県内中小企業の発掘と啓蒙活動を実施する事業を民間企業へ委託している。

②委託事業対象経費としての適切性（意見）

委託事業者である A 社の委託業務実施報告書の事業実績書を確認した結果、対象となる経費として、適切かどうか疑義のある経費が計上されていた。

E C（電子商取引）コーディネーター設置業務委託事業の実施要綱によると、対象となる経費は、以下の通り規定されている。

区分	内容
人件費（事業費の2分の1以上）	・賃金、賞与、通勤手当等の諸手当、社会保険料に係る事業主負担分、人件費に係る消費税
その他の経費	・旅費、印刷製本費、賃借料、消耗品費等

委託対象経費として計上されていたのは、福利厚生費であり、上記の区分では、その他の経費の中のその他と位置付けられる。同社は、社内の福利厚生として任意組織を運営しており、社員が会員となり毎月一定額を社員が積立て、慶弔関係やリクリエーション関係の費用を賄っているが、その積立について、社員だけでなく会社も毎月 1 万円負担するというしくみとなっており、当該会社負担額が福利厚生費として計上されている。

通常、会社は社員の福利厚生として様々な取り組みを行っており、経営状況のよい会社であれば福利厚生を充実させて福利厚生費にお金をかける場合もあり、福利厚生費として計上される経費も幅広いものとなる。

県はこれまで、委託対象経費として認められる福利厚生費の範囲を規定していなかったため、明らかに委託対象経費でないと考えられるもの以外は委託対象経費として認めてきており、福利厚生費の範囲がかなり広く捉えられていたのが実態である。

任意組織の負担金は、E Cコーディネーター委託事業と直接関係する費用ではなく、同社にとっては委託事業を実施しなくても費用として計上される固定費であり、その一部（※）を委託事業経費として認めるのは福利厚生費の範囲を広く設定しすぎていると考えられる。

今後は、福利厚生費の範囲を限定し、必要最低限だけ認めるべきである。

なお、平成 23 年度においては、福利厚生費の範囲を見なおし、健康診断に要する費用のみ認めることとされており、改善が図られている。

（※）全社員人件費のうちE Cコーディネーター委託事業に係る人件費の割合を掛けた金額。

$$10,000 \text{ 円} / \text{月} \times 12 \text{ カ月} \times 26.8\% = 32,160 \text{ 円}$$

さらに、委託対象経費のその他の経費としてチラシ作成費用 93,450 円が計上されている。その内容は、同社の会社案内用のパンフレット 100 部を作成した費用であり、パンフレットには会社の沿革として、平成 21 年に EC コーディネート進出という文言を追加した上で作成している。

委託事業として実施したセミナーにおいて、セミナー参加企業にパンフレットを配布していることから、その作成経費を委託対象経費として計上しているものである。セミナーにおいて自社の紹介をすることが、円滑な事業執行に必要とみる面もあるが、会社の宣伝と受け取れないこともないことから、パンフレット作成費用は、セミナーを開催するために必要な経費かどうか疑義がある。

今後、委託対象経費として認めるか否か判断する際は、慎重に判断する必要がある。

③数値目標の設定（意見）

数値目標として電子商取引参加企業の件数が設定されているが、県内中小企業の EC（電子商取引）導入・活用を推進することで県内の産業活性化を目指すという事業であるため、最終的な数値目標は、電子商取引による売上増加の伸び率が設定されるのが妥当と考えられる。

当該事業は 3 年間継続している事業であり、最終年度には、売上増加率を算定し、効果の測定を行うことが必要と考えられる。

（6）未就職者企業研修委託事業

（単位：千円）

事業名（所管課所管係）		未就職者企業研修委託事業（緊急雇用） （工業振興課産業創出促進係）			
事業目的		県内の新規雇用促進と企業技術向上、人材確保を図る。			
事業内容		県内企業が、未就職者を試験的に採用し、職場内外で研修を実施することにより業務に必要な技術や知識を教育、研修終了後も継続雇用することで、雇用対策と人材確保にもつなげる。			
事業主体		県			
事業開始年度		平成 22 年度			
契約方法		随意契約			
事業費	年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	予算	-	-	84,000	84,000
	実績	-	-	58,983	-
財源	国	-	-	84,000	84,000
	一般財源	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-

数値目標又は管理指標の内容		新規雇用者（研修員）の継続雇用			
数値目標又は管理指標	年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	目標又は計画	-	-	13	12
	実績	-	-	12	-
今後の事業の方向性		廃止 (理由) 基金事業が終了するため			

① 事業の概要

緊急雇用創出事業に伴い、県内製造企業等が未就職者を試験的に雇用し、雇用期間中に業務に必要な技術や知識についての研修を職場内外で実施することにより、雇用者の質的向上を図るとともに、雇用創出を図るという事業である。

② 委託事業対象経費としての適切性（意見）

委託事業者である A 社の委託業務実施報告書の事業実績書を確認した結果、委託対象経費として適切かどうか疑義のある経費が事業費として計上されていた。

未就職者企業研修委託事業の仕様書によると、対象となる経費は、以下の通り規定されている。

区分	内容
人件費（事業費の 2 分の 1 以上）	・ 賃金、賞与、通勤手当等の諸手当、社会保険料に係る事業主負担分、
研修費	・ 研修機関の授業料、既存従業員の指導費等

委託事業対象経費の研修費として計上されていたのは、企業指導費（税理士）972 千円であり、その具体的な内容は、税理士による原価計算等の会計実務指導費とされている。

同社の委託事業のテーマは「時代を担う丸編機技術者兼多技能工の研修育成」であり、丸編機技術者だけでなく会計専門知識を身につける人材を育成するというものであり、工業簿記及び原価計算並びに会計ソフト使用方法等の税理士指導を受けるとされている。

そして、事業実績書によると、研修の実績は、税理士による直接指導によって簿記 2 級程度の知識を習得し、工場内の会計業務をある程度任せることが可能な水準に到達したと思われると記載されている。

しかしながら、工業簿記及び原価計算の日商簿記 2 級程度の知識の習得については、民間の会計専門学校や通信教育等の様々な低コストのメニューが用意されており、わざわざコストの高い税理士に直接指導を受ける必要性については疑義のあるところである。

委託事業者は未就職者企業研修委託事業選定審査会において評価づけされており、当該事業者の事業計画は非常に高い評価を得ているため、全体の計画としては問題ないと思われる。しかしながら、審査会は時間的制限もあり、個別の経費の詳細な内容について十分な検討ができない状況が想定される。

今後は、県の担当者が事業計画の詳細内容を詰める際に、委託事業対象経費として認めるか否か慎重に判断する必要がある。

(7) 中小企業支援センター事業

(単位：千円)

事業名 (所管課所管係)		中小企業支援センター事業 (工業振興課産業創出促進係)			
事業目的		県内における創業支援、新商品開発支援、経営支援、販路開拓支援を積極的に展開し、県内産業の活力ある発展を支える。			
事業内容		中小企業支援法に基づく中核的支援機関として、県内中小企業や創業者等の支援拠点としての体制を整備するもの。			
事業主体		県			
事業開始年度		平成 12 年度			
補助期間		1 年			
補助率		全額			
交付先 (平成 22 年度)		相手先		金額	
		1 (財) 奈良県中小企業支援センター		11,677	
事業費	年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	予算	17,459	14,840	13,453	13,091
	実績	15,280	14,192	11,677	-
財源	国	-	-	-	-
	一般財源	17,459	14,840	13,453	13,091
	その他	-	-	-	-
数値目標又は管理指標の内容		専門家派遣件数			
数値目標又は管理指標	年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	目標又は計画	40	70	140	200
	実績	44	74	143	-
今後の事業の方向性		拡大 (理由) 組織の強化を図り、意欲ある県内中小企業の新事業展開、製品力・商品力の向上、ブランド化を支援していく。			

①事業の概要

創業者や独自の強みを発揮しようとする中小企業、経営向上をめざす中小企業を育成・支援することを目的として、財団法人奈良県中小企業支援センターが行う奈良県中小企業支援センター事業に要する経費について補助金を交付するものである。

具体的な補助事業は、以下の表にあるとおり、奈良県中小企業支援センター事業補助金交付要綱に記載されている。なお、上記の表に記載されている中小企業支援センター事業の金額は、下表の中小企業支援センター事業（人件費を除く）の金額である。当該交付要綱では下記の補助事業が列挙されており、県の予算上は数件の補助事業に分けて実施されている。

補助事業	内訳	金額 (千円)
支援体制整備事業	①プロジェクトマネージャー等支援人材充実強化事業 ②事業可能性評価委員会運営事業 ③支援体制整備円滑化事業★ ④支援機関等連携促進事業 ⑤支援担当者能力開発事業	5,255
窓口相談等事業	①窓口相談等事業★ ②取引適正化・苦情紛争処理委員会開催事業	638
専門家派遣事業	★	972
人材育成・情報提供等事業	①人材育成事業 ②情報提供事業★ ③調査分析事業 ④取引情報提供等事業	32
運営推進費		4,778
小計	中小企業支援センター事業（人件費を除く）●	11,677
販路支援事業	①東京新拠点販路開拓支援事業★● ②大都市圏販路支援事業 ③デザインを活用した販路開拓支援事業★●	6,432
奈良高専技術情報活用支援事業	①高専産学官コーディネーター等活動助成★● ②企業従業員育成活動助成●	1,734
人件費	中小企業支援センター事業（人件費）★	69,432
合計		89,275

★は、平成22年度の補助事業として実施しているものである。

●は、県の予算上の補助事業の区分である。

②管理目標（意見）

当該事業は、支援体制整備事業、窓口相談等事業、専門家派遣事業をメインとしている。数値目標として専門家派遣件数としているが、専門家派遣事業は窓口相談事業のうち、センター職員では対応しきれない専門性の高い相談内容について専門家を派遣するという事業である。したがって、窓口相談事業とセットで考えるべきであり、窓口相談件数と合わせた件数について管理目標の設定をすべきである。

③補助金交付要綱（意見）

当該交付要綱は平成12年度に作成されたものが数回改正されてきており、補助対象事業は8事業、8事業がさらに細分化されて18事業となっている。しかし、上記の表のとおり、18事業のうち8事業しか実際は実施されていない。

年度ごとに新規で実施する事業の追加は行うものの、必要性のなくなった事業は削除されずに残されてきており、現状に合わない交付要綱となっている。

毎年度交付要綱を見直し、実施する必要がない事業は削除するべきである。

（8）県庁力活用リエゾン事業

（単位：千円）

事業名（所管課所管係）		県庁力活用リエゾン事業（工業振興課産業創出促進係）			
事業目的		大学・公設試験研究機関等の研究成果を活かした新産業の創出			
事業内容		技術の目利き、マッチング先の選定を行う事業創出コーディネーターと、マーケティングを中心とした情報収集、分析、企画への支援を行う産業コーディネーターを設置し、両者が連携して研究開発から販売までを一貫してサポートし、技術マッチングの促進を図る。			
事業主体		県			
事業開始年度		平成19年度			
補助期間		1年			
補助率		全額			
交付先（上位3件）（平成22年度）		相手先		金額	
		1（財）奈良県中小企業支援センター		18,134	
事業費	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	予算	19,076	19,253	19,577	19,792
	実績	17,308	18,378	18,134	-
財源	国	-	-	-	-
	一般財源	19,076	19,253	19,577	19,792
	その他	-	-	-	-
数値目標又は管理指標の内容		サポイン（戦略的基盤技術高度化支援事業）の採択件数			
数値目標又は管理指標	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	目標又は計画	3	5	7	7
	実績	1	2	7	-
今後の事業の方向性		維持 （理由） 企業活動の川上から川下までの一連の支援体制が完備されつつあり、研究開発資金獲得、新事業創出のためのマッチング成立等の効果が現れつつあるため、引き続き継続する。			

①事業の概要

技術・人材、県に蓄積されたその他の産業資源を有効に活用し、地域産業の自立的発展を促す事業環境を整備することにより、創業及び新規中小企業の創出並びに新商品の

開発または生産若しくは新役務の開発または提供、商品の新たな生産又は販売方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動の創出を促進し、もって活力ある経済社会を構築することを目的として、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の定めにより奈良県が作成した「地域産業資源を活用した事業環境の整備のための基本構想」に基づき、「地域における新事業創出のための総合的支援体制（地域プラットフォーム）」を整備するために実施する事業である。

②管理目標（意見）

当該事業の前身である平成 21 年度の産学官コーディネート活動推進事業と技術移転活動推進事業では、産学官の連携が中心であったため管理目標として、戦略的基盤技術高度化支援事業（経済産業省委託研究開発事業）の件数を設定していたが、平成 22 年度の事業創出コーディネーターは産学官を超えて企業対企業のマッチングを推進する役割が求められていることから、BtoB マッチングに関する管理目標を設定する必要がある。

③交付要綱（意見）

「県庁力活用リエゾン事業」は、奈良県新産業創出総合支援事業補助金交付要綱に基づいた補助事業であり、同交付要綱に記載されている 11 事業の中の 1 事業「産学官連携強化推進事業」を指しており、予算上の事業名と補助金交付要綱が一致していない。

同交付要綱は平成 14 年度に作成されたもので、数回の改訂を経て、現在は 11 事業が補助対象事業として設定されているものの、8 事業は実施していない状況である。

当該補助金交付要綱の趣旨は、「地域における新事業創出のための総合的支援体制（地域プラットフォーム）」を整備するというものであり、新事業創出支援体制連携強化事業や新事業支援機関国際連携構築事業等、新事業創出のための 11 の事業が設定されているが、現在は、3 事業しか実施しておらず、当該補助金交付要綱の目的を十分に果たすものとはなっていない。予算上、「県庁力活用リエゾン事業」という別の名称を付しているのも、実態として奈良県新産業創出総合支援事業補助金と一致していないからとも考えられる。

奈良県新産業創出総合支援事業補助金交付要綱の改正、あるいは、県庁力活用リエゾン事業の補助金交付要綱を別途作成することが必要と考える。

(9) 起業家支援・創業促進の施策

①概要

県の起業家支援・創業促進施策における、施設及びソフト面のサポート体制は以下の通りである。

施設については、「やまと創業インキュベータ」として奈良市と大和高田市に 2 か所の施設を提供している。

ソフト面でのサポートについては、支援センターによって実施されており、インキュベータ入居者に対しては下表のような内容の支援を受けることが可能となっているが、起業家の育成・成長・発展に特化したサポート体制は存在しない。

	奈良（平成 15 年度設置）	大和高田（平成 18 年度設置）
所在地	奈良県奈良市高畑町 102 番地 奈良国際研修館 3 階	奈良県大和高田市幸町 2-33 奈良県産業会館 4 階
交通	奈良交通市内循環バス（近鉄奈良 駅から約 10 分） 高畑町下車徒歩 5 分	J R 高田駅 東出口すぐ 近鉄大和高田駅より徒歩 5 分
施設概要	賃貸オフィススペース 7 室（面 積 約 24 平方メートル）	賃貸オフィススペース 12 室
入居料金	1 室あたりの月額（共益費含む） 1 年目 500 円/㎡、2 年目 1,000 円/㎡、3 年目 1,500 円/㎡	
入居者への支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の経営指導による事業計画の進捗状況の評価 ・他府県のインキュベーション施設とのネットワーク構築支援 ・創業者向け各種イベント、支援情報の提供 ・当課ホームページ内での入居企業情報発信 	

過去 3 年間の入居状況は、以下の通りであり、必ずしも入居率が高いとはいえない状況である。また、やまと創業インキュベータに入居後、従業員を雇うまでに成長した企業はこれまでに 3 社であり、そのうち最も大きくなった企業でも従業員数は 3 名という状況である。

<過去 3 年間の平均入居率>

	奈良	大和高田
全室数	7 室	12 室
平成 20 年度	86% (6 室)	58% (7 室)
平成 21 年度	64% (4.5 室)	50% (6 室)
平成 22 年度	57% (4 室)	46% (5.5 室)

②サポート体制の拡充等（意見）

このような状況から判断すると、起業家支援・創業促進の成果は、これまでのところ十分とは言えない状況である。

この原因の一つとして考えられることは、ロケーションが悪いこと、また、起業家へのサポート体制が不十分であることが挙げられる。

ロケーションに関しては、奈良市のインキュベータは、奈良国際研修館という外国語の講座や外国人のための日本語教室等の開催や貸会議室の運営を行っている 3 階建て建物の 3 階部分である。近鉄奈良駅から路線バスに約 10 分乗車し、下車徒歩 3 分という場所であり、近隣には奈良教育大学があるが、金融機関等はなく産業の中心地ではない。また、大和高田市の産業会館は交通の便はよく、大ホール・展示ホール・大会議室等のある貸館であり、その 4 階部分がインキュベータとなっている。これら二つのインキュベータは、支援センターから遠く経営相談に適時に乗ってもらえないというデメリットがある。さらに、建物全体が貸館であるため様々な事業分野の関係者との人的ネットワークを築くことができないというデメリットもある。

起業に関する複雑な経営相談は、電話で解決できるものではなく、直接対面して相談内容をじっくり聞きながら解決方法を探るということになるため、支援センターが近くにあるに越したことはない。また、建物に関しては、例えば県の新事業支援機関や協力機関と同じ建物に入ることにより、これら関係者とのネットワークが構築され、ネットワークを通じて多くの有益な情報を入手することが可能になる。

サポート体制に関しては、県は支援センターを通じて実施しており、支援センターは中小企業の経営に関する相談に総合的に対応しているが、起業家の育成・成長・発展に関する一貫したサポート体制は十分とは言えない状況である。また、インキュベータ入居者への支援内容は、上表に記載のとおり経営指導はあるが、事業計画の進捗状況の評価に重点が置かれており、起業家支援をサポートする専門スタッフが置かれているわけではない。

しかしながら、ロケーションの悪さによるデメリットは、他府県の事例のようにインキュベーション施設に支援機関を入居させ、サポート体制を拡充させることで解決は可能となる。

例えば、大阪府のクリエイション・コア東大阪では、建物の 1 階に行政関係機関や NPO の事務所があり、ワンストップサービスセンターを設置し、事業活動を常時サポートする体制が整えられている。兵庫県の神戸インキュベーションオフィスでは、インキュベ-

ョン施設にビジネスサポートスタッフが週に 1 回終日常駐、支援機関を通じて随時課題解決を図る、また WEB 支援により他の支援機関へのネットワークに情報を発信するなど、サポート体制が手厚くなっている。

県において起業家を支援するためには、他府県の事例も参考にして、インキュベータ施設に起業家と新事業支援機関等を同居させ、起業家を育成から発展まで導くサポート体制を拡充させることが重要であるとする。

4. 企業立地推進課

(1) 課の役割

企業立地推進課は企業誘致グループ、企業立地支援グループ、ホテル誘致グループの3つの係から組織され、その役割は下記のとおりである。

- ア) 県外の工場・研究所の誘致に関すること
- イ) 県内の工場・研究所の立地促進に関すること
- ウ) ホテルの誘致、宿泊施設の立地促進に関すること

(2) 課が実施する事業の一覧

企業立地推進課が実施する事業の決算状況は次のとおりである。

(単位：千円)

決算額	事業	費目					総計
		人件費	扶助費	普通建設	物件費	補助費	
企業立地推進費		6,905		6,168	196,977	5,645	215,695
おもてなし産業強化資金利子補助事業						2,365	2,365
ならの企業魅力体感ツアー実施事業					15,814		15,814
ならの宿泊力強化事業					1,568	0	1,568
企業立地促進補助事業						2,000	2,000
宿泊施設総合支援事業					167	24	191
戦略的企業誘致事業		6,905			10,363	686	17,954
大和高原工業団地開発推進事業				268			268
奈良の宿おもてなし向上対策事業					156,079	22	156,101
立地企業人材確保支援事業						170	170
専門的・技術的人材確保支援事業						170	170
その他				5,900	12,986	378	19,264
企業立地推進管理費(管理費)					1,705	378	2,083
企業立地推進事業(物件費)					1,160		1,160
県内工業団地活性化推進事業(緊急雇用)(物件費)					5,921		5,921
宿泊施設デザイン制作業務委託(緊急雇用)(物件費)					4,200		4,200
文化財発掘事業				5,900			5,900
産業支援総務費		110,387	846				111,233
総計		117,292	846	ア)6,168	イ)196,977	ウ)5,645	326,928

(出典：予算決算表)

平成22年度の同課の決算の分析を行うと、以下のとおりである。

- ア) 普通建設6百万円は後述する「(9) 県営プール跡地ホテル誘致事業」にかかる当該用地の文化財発掘調査経費である。

- イ) 物件費が 196 百万円と大きいですが、これは後述する「(8) ならの企業魅力体感ツアー実施事業」や「奈良の宿おもてなし向上対策事業」等のふるさと雇用再生特別事業及び緊急雇用創出事業による一時的な支出の増加であって、同事業が終了すれば 183 百万円程度 (92.4%) の減少となる見込みであり、また、これらの事業は平成 24 年度以降には廃止される予定である。
- ウ) 決算ベースでは補助費が 5 百万円と少ないが、これは事業実績が乏しいだけであって、予算ベースで見れば補助費は大きな割合を占めている。「(5) 企業立地促進補助事業」で後述するが、同事業の平成 22 年度において予算額が 900 百万円であるのに対して実績が 2 百万円と非常に少なかったためである。

(3) 県の産業用地に関する地理的特性

【奈良県産業集積マップ（一部）】

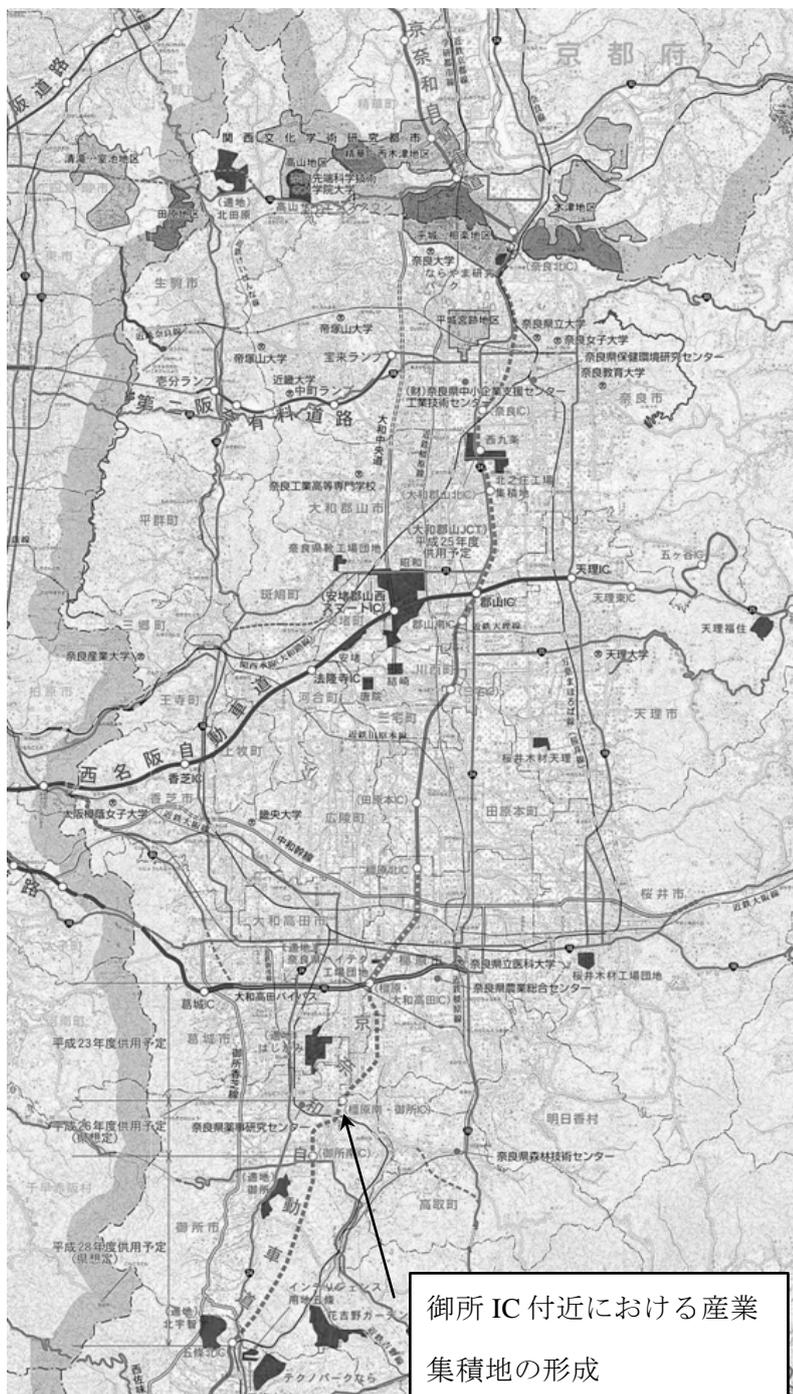
① 県の産業用地の概要

県の産業用地に関する地理的特性を簡略に記すと次のとおりである。県は北部に人口が集中しており、近郊の大阪等の大都市圏のベッドタウンとして発展してきたため、工業団地が相対的に少ない状況にある。

特に県内の工業団地のうち、企業ニーズの高い県北部の自動車道IC沿いの工業団地にはほぼ空きが無いのに対して、なお利用率が低い工業団地は比較的県南部地域に多く、同時に同地域は県の中で過疎地域を含む人口減少の著しい地域でもある。

そのため、企業立地の推進及び県南部地域での雇用創出の観点から、県の北部と南部を繋ぐ京奈和自動車道の開通とあわせて、県南部地域への企業立地促進が長期的な行政施策の戦略の視点として求められている。

この点、県では「5つの構想案」の中で「南部を元気にする構想（仮称）」を明らかにしており、県南部地域でのまとまった規模の産業集積地の形成の検討に取り組んでいるところである。



②工業用地の状況

県は、京阪神地区に比べて全体的に地価が安く、準工業地及び工業地に関しては大阪府の半額程度となっており、企業にとって低コストで用地取得が可能である。

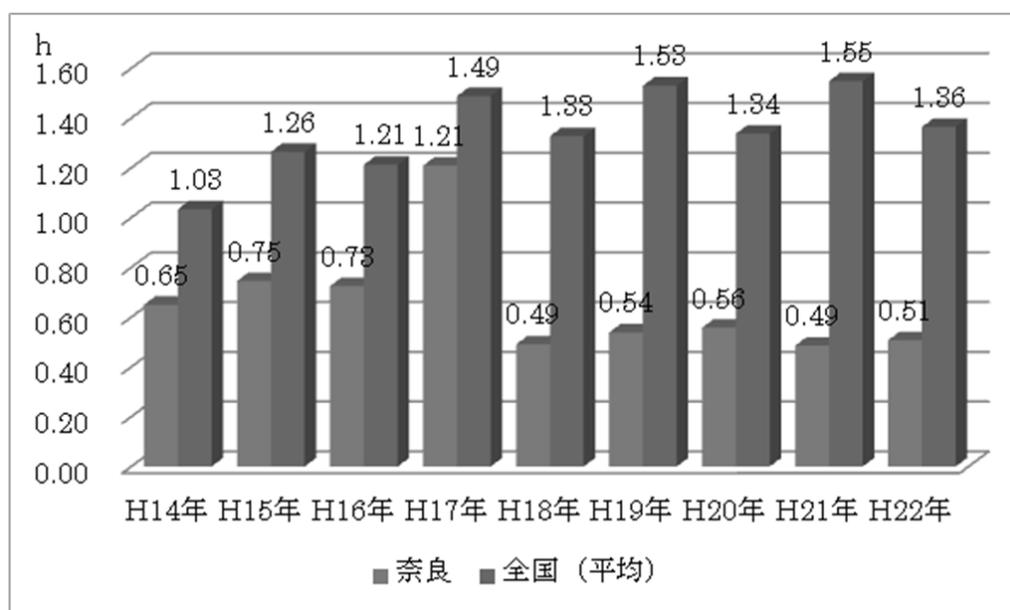
【平成 22 年公示地価（1 m²あたり）】

自治体	工業地平均	準工業地平均
京都府	69,200 円	122,700 円
大阪府	84,900 円	135,000 円
兵庫県	37,300 円	110,900 円
奈良県	29,900 円	68,800 円

（出典：平成 22 年度国土交通省「公示地価」）

しかしながら、県は山がちな地形であるため、大規模企業立地を可能とする大規模用地が不足している。下記は県の企業立地の平均敷地面積の全国平均との比較図であるが、まとまった産業用地が少ない県の状況を反映し、平成 22 年度の平均敷地面積は 0.51ha と、全国平均である 1.37ha の約 1/3 程度となっている。

【企業立地の平均敷地面積（研究所除く）】



（出典：経済産業省「工場立地動向調査」）

県では工業用地の不足に少しでも対応するため、一定の要件を満たせば市街化調整区域でも工場の立地が可能ないように規制緩和を進めてきている。

③交通の状況

県は紀伊半島の中央に位置し、海に面していないため海運はなく、また空港も存在しない。そのため、交通及び物流の手段は陸運である自動車及び鉄道に依ることとなる。

ア) 自動車道

物流の要となる主要道路は、県土を東西に横断する西名阪自動車道及び名阪国道により、大阪と名古屋に結ばれている。また、関西国際空港や大阪港へのアクセスという点では、県北部地域については第二阪奈道路が、また県南部については阪和道に直結する南阪奈道路が存在する。さらに奈良盆地を南北に縦断する京奈和自動車道が平成 18 年に一部開通し、西名阪自動車道の郡山 JCT 付近から京奈和自動車道の橿原市北部まで高速道路がつながったところである。しかしながら、京奈和自動車道のうち県南部を通じる大和・御所道路の全線開通は平成 28 年度が予定されており、県の南北を完全に繋ぐにはまだ数年を要するところである。

イ) 鉄道

人の移動の要となる鉄道のうち県内を走るのは、JR 及び近鉄の 2 種類である。そのうち、JR は大阪方面から奈良盆地を横断し奈良市内を經由して京都方面へと繋がる JR 関西本線（大和路線）・JR 奈良線、奈良盆地中部から県西部を經由して和歌山方面へと繋がる JR 和歌山線、そして奈良盆地の人口集中地域の外周を取り囲むように走る JR 桜井線がある。

また、近鉄は奈良盆地北部を大阪方面から奈良市へと繋がる近鉄奈良線、奈良盆地中部を大阪方面から名古屋方面へと東西に繋がる近鉄大阪線を含め計 4 本の大阪方面と奈良県を繋ぐ路線が存在し、さらに奈良盆地を南北に繋ぐ近鉄橿原線があり、その他複数の路線が県内に張り巡らされている。

これら鉄道は県民の通勤・通学の足となっているが、同時に、鉄道網の十分な整備と、特に大阪方面につながる多数の路線の存在が、奈良県が大阪等の近郊大都市圏のベッドタウンとして発展した要因となったともいえる。

④工業用水の状況

県には工業用水事業がなく、工場は上水を工業用水として用いるか、または地下水を汲み上げる必要がある。工業用水の不足は企業にとってコスト高要因となり、工場の立地に不利に働くおそれがある。

(4) 戦略的企業誘致事業

(単位：千円)

事業名（所管課所管係）		戦略的企業誘致事業			
事業目的		奈良県企業立地促進条例に掲げる企業立地の目標を達成するため、企業誘致活動の充実を図る			
事業内容		1. 企業誘致のトップセールス及び情報収集等 2. 企業意向アンケート調査の実施 3. 関西文化学術研究都市高山地区（生駒市）等における企業立地の促進			
事業主体		県			
事業開始年度		平成 20 年度			
契約方法		随意契約			
事業費	年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	予算	14,525	15,828	21,181	14,300
	実績	10,965	13,005	17,915	-
財源	国	-	-	-	-
	一般財源	14,525	15,828	21,181	14,300
	その他	-	-	-	-
数値目標又は管理指標の内容		平成 19 年から平成 22 年までの 4 年間に 100 件の企業立地を図る			
数値目標又は管理指標	年度	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
	目標又は計画	工場立地件数	工場立地件数	工場立地件数	工場立地件数
	実績	26	22	27	-
今後の事業の方向性		拡大 （理由） 東日本大震災の影響もあり、リスク分散を目的とした首都圏からの内在的需要が見込まれる。首都圏での PR 活動を強化し、更なる立地促進を図る。			

① 事業の概要

戦略的企業誘致事業は、企業誘致活動の充実を図るために必要とされる、包括的かつ総務費的な予算を含んだ事業である。具体的な事業内容としては、大きく以下の 3 つに分けることができる。

ア) 企業誘致のためのトップセールス

知事による直接的な企業誘致活動のほか、各種広報活動のための総務的な事業を行っている。知事による具体的な活動内容としては、例えば首都圏において知事自らが企業向

けの講演を行うとともに企業への直接の働きかけ等があげられ、県への企業誘致に向けた精力的な取組を行っている。

イ) 企業立地アンケート調査の実施

約 2,500 社に対して、A 社に委託して、企業立地等に関するアンケート調査を実施し、個々の企業の投資意欲及び投資計画を把握し、企業立地の意向のある先については直接連絡をとることで、積極的な企業誘致へとつなげている。同時に、奈良県における今後の産業振興施策の基礎資料とするとともに、あわせて報告書も作成している。なお、アンケート送付先に対する抽出条件に必要なデータを有しているのが、A 社のみであったため、随意契約としている。

ウ) 企業立地コンシェルジュの配置

民間企業の出身者を企業立地コンシェルジュと命名して採用し、その専門知識を活かして企業誘致に向けた各種活動を行う。企業立地コンシェルジュの企業に対する交渉件数は、平成 19 年度から平成 22 年度の 4 年間でおよそ 1,000 件程度である。

②実績

当該事業は企業立地のための基礎となる包括的な事業であるため、奈良県における企業立地の実績数がそのまま事業実績に該当すると考えられる。平成 19 年以後、県は目標件数として 4 年間で 100 件の工場立地件数を設定したが、過去 4 年間の工場立地件数は下記のとおり最終的に 101 件となって数値目標を達成した。ただし、当該数値には奈良県から流出した工場数は含まれていない。

【県の工場及び研究所の過去 4 年間の立地件数の推移】

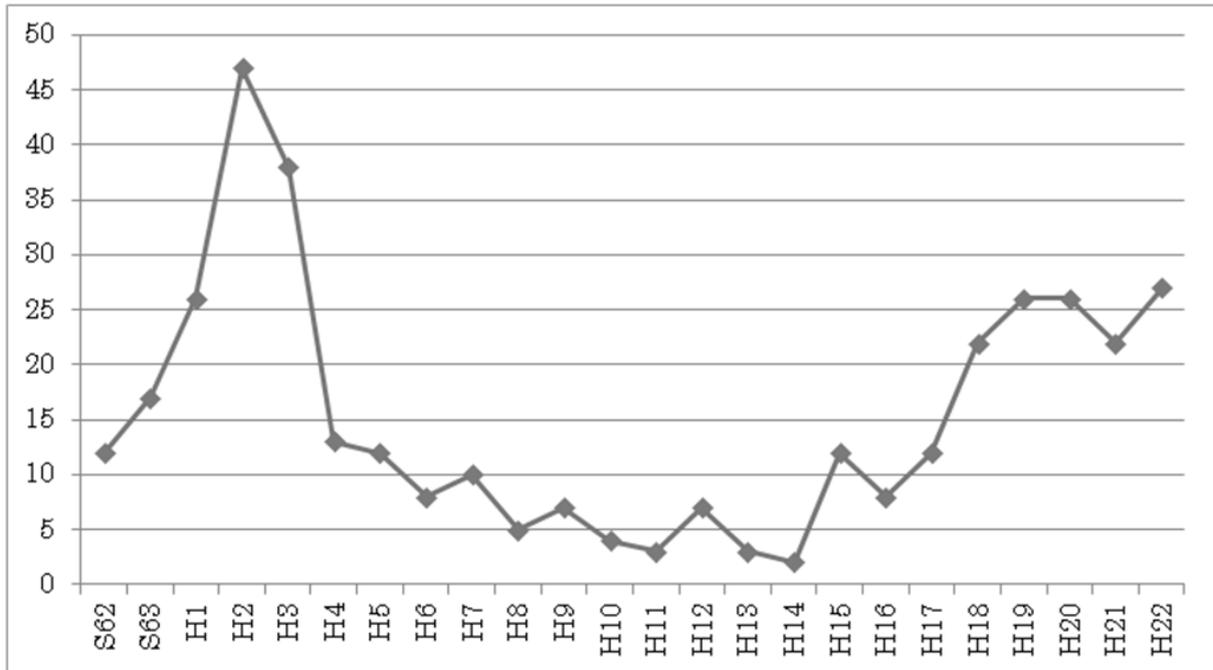
	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	4 年間合計
工場立地件数	26	26	22	27	101

※工場は立地のために敷地面積 1,000 m²以上の土地を取得又は借用した企業数

また、昭和 62 年からの工場立地件数をグラフに表すと下記のとおりである。バブル期の平成 2 年頃に一時的に急増したものの、バブル期崩壊以降の平成 4 年から平成 17 年ま

では、毎年数件から多くて 10 件強程度であった。それが景気の回復や規制の緩和等とあわせ、平成 18 年を境に毎年 20 件を超えるようになり、企業立地件数は大きく増加していることが読み取れる。

【県における企業及び研究所の立地件数の推移】



(出典：経済産業省「工業立地動向調査（工場立地のために 1,000 m²以上の土地を取得又は借用した企業数）」に、立地した研究所の件数を加算したもの)

③事業の拡充の方向性（意見）

当該事業は総合的な事業であり、すべての企業立地に関する事業の土台となるものである。また、上記「②実績」にも述べた通り、企業立地件数は増加傾向にあり、当該事業による事業効果は得られていると考えられる。企業の誘致は産業の拡大、税収の拡大及び雇用の創出を産むものであり、今後も引き続き同事業を拡充していく必要があるものと考えられる。

(5) 企業立地促進補助事業

(単位：千円)

事業名 (所管課所管係)		企業立地促進補助事業			
事業目的		地域経済の活性化と雇用の創出に貢献する企業立地を促進するため、県内に工場・研究所を立地する企業等に対して補助金を交付する			
事業内容		1. 企業立地促進補助金(大規模立地向け) 2. 企業活力集積促進補助金(中規模立地向け) 3. 企業定着促進補助金(県内立地企業向け) ※雇用者加算制度 (全補助金共通)			
事業主体		県			
事業開始年度		平成 20 年度(上記 2, 3 及び※については平成 21 年度開始)			
補助期間		随時 雇用者加算は 3 年間の増加人数分			
補助率		1. 固定資産投資額の 5% 付帯経費の 5% 県内新規常用雇用者 1 人につき 10 万円(雇用者加算) 2. 固定資産投資額の 10% 付帯経費の 5% 県内新規常用雇用者 1 人につき 10 万円(雇用者加算) 3. 機能強化に要する経費の 5% 付帯経費の 5% 県内新規常用雇用者 1 人につき 10 万円(雇用者加算)			
交付先 (上位 3 件) (平成 22 年度)		相手先		金額	
		1. A 社		2,000	
事業費	年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	予算	600,000	900,000	900,000	900,000
	実績	-	49,000	2,000	-
財源	国	-	-	-	-
	一般財源	600,000	900,000	900,000	900,000
	その他	-	-	-	-
数値目標又は管理指標の内容		平成 19 年から平成 22 年までの 4 年間に 100 件の企業立地を図る			
数値目標又は管理指標	年度	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
	目標又は計画	工場立地件数	工場立地件数	工場立地件数	-
	実績	26 件	22 件	27 件	-
今後の事業の方向性		拡大 (理由) 景気の低迷にもかかわらず、立地件数は増加傾向である。H23 年度当初に要綱改正を行い、更に利用しやすい制度となった。今後は、立地件数の増に向けて更なる立地促進活動を行う			

①事業の概要

県は平成 19 年度まで、企業立地を促進するための企業向け立地補助金制度を保有していなかった。これは、県が大阪や京都などの近隣大都市圏のベッドタウンとして成長したため、積極的に企業誘致を図る必要がなかったためである。しかしながら、県として地域産業の集積を図るため、平成 20 年度より、県内工場を誘致するため新たに補助制度を創設した。当該補助事業の目的は、企業立地に向けたインセンティブを設定することにより、県内産業用地への優良企業の立地を目指すことにある。

②制度の全体像及び創設の経過

当該補助事業は、立地の規模及び目的に応じて大きく下記の3つに分類され、さらに県内雇用者を新規雇用した場合の雇用者加算補助制度が存在している。

- | |
|-------------------------|
| 1. 企業立地促進補助金(大規模立地向け) |
| 2. 企業活力集積促進補助金(中規模立地向け) |
| 3. 企業定着促進補助金(県内立地企業向け) |
| 4. 雇用者加算補助制度 (全補助金共通) |

平成20年度の事業創設当初においては、1.企業立地促進補助金(大規模立地向け)のみであったが、創設当初の補助要件は事業規模500億円以上と厳しいものであり、適用補助率は3%であった。補助の利用の促進を図るため、平成21年度において、新たに2.企業活力集積促進補助金(中規模立地向け)及び3.企業定着促進補助金(県内立地企業向け)並びに4.雇用者加算補助制度が創設されるとともに、1.企業立地促進補助金(大規模立地向け)について補助要件を事業規模200億円以上に緩和し、かつ補助率を5%に引き上げた。

「⑥平成23年度からの同事業の要件の緩和」で後述するとおり、平成23年度からは更なる要件の緩和及び補助内容の充実と拡大を図ったところである。

③補助の性質別の概要(平成23年4月制度改正後の内容)

各補助制度の概要は以下のとおりである。

ア) 企業立地促進補助金(大規模立地向け)

雇用の創出および地域経済の活性化に大きく貢献する大規模な立地を支援する。

対象企業	製造業の工場・研究所を立地する企業
対象事業	平成26年3月31日までに着工する事業で (1)～(3)のすべての要件を満たすもの (1)固定資産投資額(土地の取得に要する経費を除く)が200億円以上 (2)県内新規常用雇用者が100人以上 (3)市町村から立地に関する支援を受けるもの
補助金の額	固定資産投資額の5% 付帯経費の5% (※付帯経費の例…埋蔵文化財調査、地下水調査、造成工事等) 県内新規常用雇用者1人につき30万円(3年間の増加人数分) 補助限度額30億円 ※5年間で均等に分割して交付

イ) 企業活力集積促進補助金(中規模立地向け)

経済効果の高い一定規模の立地(中規模立地向け)を支援する。

対象企業	製造業の工場・研究所を立地する企業、コールセンター・本社機能を立地する企業
------	---------------------------------------

対象事業	平成 26 年 3 月 31 日までに着工する事業で (1)または(2)のいずれかの要件を満たすもの ※コールセンター・本社機能については、平成 23 年 4 月 1 日以降の着工分に限り (1)固定資産投資額（土地の取得に要する経費を除く）が 5 億円以上 （※県南部地域での立地においては 3 億円以上） かつ県内新規常用雇用者が 10 人以上 （※県南部地域への立地については県内新規非常用雇用者（注）を 0.5 人分に算入可） (2)常用雇用者が 100 人以上 （※コールセンターについては非常用雇用者（注）を算入可）
補助金の額	固定資産投資額の 10% ※成長分野及び被災企業の工場・研究所は 5%を上乗せ 付帯経費の 5% （※付帯経費の例…埋蔵文化財調査、地下水調査、造成工事等） 県内新規常用雇用者 1 人につき 30 万円（3 年間の増加人数分） 補助限度額 3 億円 ※ただし知事が特に認める場合 ◎県内新規常用雇用者が 50 人以上：限度額 5 億円 ◎県内新規常用雇用者が 100 人以上：限度額 10 億円

（注）非常用雇用者は、1 年以上雇用継続見込の雇用保険被保険者に限る

ウ) 企業定着促進補助金（県内企業向け）

県内立地企業による安定的かつ継続的な企業活動を促進するために、工場・研究所の機能強化（建物の改築・改修等）を支援する。

対象企業	製造業の工場・研究所を県内に立地している企業で、以下のすべての要件を満たす企業 (1)県内に立地後、20 年以上経過している企業 (2)県内における常用雇用者が 50 人以上で、かつ総従業員に占める常用雇用者の割合が 3 分の 2 以上である企業
対象事業	平成 26 年 3 月 31 日までに着工する事業で (1)または(2)のいずれかの要件を満たすもの (1)機能強化に要する経費（土地の取得に要する経費を除く）が 10 億円以上 ※中小企業は 5 億円以上 （※機能強化に要する経費の例…建物の改築・改修、機械装置の設置等） (2)県内新規常用雇用者が 20 人以上
補助金の額	機能強化に要する経費の 5% 付帯経費の 5% 県内新規常用雇用者 1 人につき 30 万円（3 年間の増加人数分） 補助限度額 1 億円

④他自治体間の制度比較

企業立地補助事業は、企業を誘致しようとする近畿地方の他自治体と競合し、自治体間の誘致合戦となることから、近畿地方の他自治体との補助内容の比較は重要である。近畿地方の大阪府、京都府、兵庫県、滋賀県、和歌山県及び関西と経済的結びつきの強い三重県をあわせた 2 府 4 県の、企業立地補助制度の内容を比較したものが別表である。これについて、各府県の特徴を述べると次のとおりである。

- ア) 三重県は大規模誘致に関して、表の中で最大の 15%の補助率となっており、なおかつ補助上限額も 90 億円と比較的大きい。当該補助事業を利用した一例として、シャープ(株)の亀山工場があげられる。
- イ) 大阪府は補助上限が 150 億円と大規模でかつ補助率も 5%と他と比較しても遜色がなく、大企業にとって最もバランスがよいと考えられる。当該補助事業を利用した一例として、シャープ(株)の堺工場があげられる。
- ウ) 兵庫県は大規模誘致に関して、補助率は 3%ながら補助上限額が無制限であり、巨大な工場等を作る際に有利となる。補助上限額が無制限の当該補助事業を利用した一例としてパナソニック(株)の尼崎工場があげられ、これについて兵庫県は当初 218 億円を補助する計画であった。しかしながらパナソニック(株)の企業戦略の見直しに伴い同工場は撤退する見通しとなり、兵庫県は同社に対し補助金の返還を求める見込みとなっている。
- エ) 滋賀県は中小規模補助制度が充実しており、中規模でありながら補助上限が 30 億円で補助率も 10%と高く、中小規模の工場立地に最も有利である。
- オ) 京都府は、中小規模補助制度の要件が緩和されている。反面、大規模補助制度は補助要件も厳しく、上限も低い。これは、大規模工場に適した土地がない反面、高密度な集約型産業を育成しようとする狙いがあるものと考えられる。
- カ) 和歌山県は事業規模の補助要件が緩和されている。ハードルを低くすることで、積極的に産業を呼び込もうとする狙いがあるものと思われる。反面、県内雇用者の条件はもっとも厳しく設定され、また県内採用者の補助制度も設けており、雇用の確保に主眼があると考えられる。

これらに対して奈良県は、大規模立地型及び中規模立地型ともに、近隣他府県と比較してごく標準的な補助内容となっている。これは、用途を限定しない幅広い業種の誘致を進めるとともに、奈良県が当該補助事業については後発であり、他府県を研究したうえで、他府県と比較して遜色のない制度内容としたものである。ただし、補助要件の雇用人数については県内新規常用雇用者 10 人以上等と相対的に厳しく定めており、奈良県の企業立地の主目的として県内雇用の創出があることがわかる。

また、奈良県独自の補助制度として、企業定着補助金が存在する。これは、県内企業の県外流出を防ぐ目的の補助制度である。奈良県がこのような他府県にない独自の補助制

度を定めたのは、平成 21 年に大和郡山市においてパナソニック(株)関連工場の大規模な縮小があり、かつそれが近隣の滋賀県に移転したことの反省に立ったものである。定着目的であっても、対象企業要件として、雇用者数 50 名以上と厳しめに設定されており、県内雇用の創出という目的を主眼とすれば、必ずしも誘致補助だけでなく、定着補助も政策効果があると考えられる。

以上、奈良県の企業立地補助制度は、競合する他府県と比較しても遜色ないものとなっていると同時に、企業の他府県への流出を防ぎ、なおかつ県内雇用の創出にも力眼を置いており、県の財政規模から見ても適切な事業規模であり、また県の政策の方向性にも整合していると考えられる。

府県名	大規模				中小規模				定着補助金				雇用に対する補助 (1人当たり単価)	備考	
	補助率(最大) [%]	補助限度額 (通算)(億円)	補助要件		補助率(最大) [%]	補助限度額 (通算)(億円)	補助要件		補助率(最大) [%]	補助限度額 (通算)(億円)	補助要件				
			投資額	雇用者数			投資額	雇用者数			投資額	雇用者数			
三重県	15%	90億円	製造業のうち、情報通信関連の業種に属する工場、事業所 600億円以上 (対象:情報通信関連製造業)	かつ 専業主事者600人以上 (うち常用雇用者300人以上and県内常用雇用者100人以上)	10% (公的分譲地は15%)	5億円	パラー構想先端産業等立地促進補助金	医療、健康、福祉、ロボット、電池、情報通信、高度部材など						県南部地域を対象として、別途「地域資源活用型産業等立地促進補助金」を設定 要投資額0.3億～1億、要県内新規雇用10～15人	
滋賀県	10% or 0.3億円×県内常用雇用者数のうち低い額	30億円	県版特区地域内での製造業の立地 大企業:2億円以上 中小企業:0.5億円以上 (対象:県認定「経済振興特別区域」への立地)	かつ 県内新規常用雇用者30人以上 (中小企業は5人以上) (常用雇用者50人以上の場合、障害者雇用率2%以上)	10% or 0.3億円×県内常用雇用者数のうち低い額	30億円	企業立地促進助成金 (滋賀県版「経済振興特区制度」)	県版特区地域内での製造業の立地							
京都府	10% (京都市地域は5%)	20億円 (中北部地域、木津川右岸地域の場合、京都市周辺地域、宇治郡市地域は3億円、京都市地域は4億円)	製造業の工場・研究所(情報通信産業は別要件) 500億円以上	かつ 府内常用雇用者501人以上	10% (京都市地域は5%)	23億円 (地元雇用100人超の場合は5億円)	京都産業立地戦略21特別対策事業費補助金	製造業の工場・研究所(情報通信産業は別要件)					40万円/人 (非正規雇用等は10万円/人、障害者は50万円/人)		
大阪府	5% (投資額300億円までは最大20%)	150億円 (1補助対象地域当たり)	指定産業拠点でのバイオ・ライフサイエンス、ロボット、情報家電、新エネルギー等の分野のうち、先進的な事業と認められる工場又は研究開発施設の新設 100億円以上 ※指定産業団地に限る (対象:バイオ、新エネ、情報家電などの先端産業)	※100億円以上の要件にかかる場合 府内常用雇用者:100億円につき10人	5% (府内本社企業等は10%)	0.5億円	府内投資促進補助金	補助対象地域内で工場又は研究開発施設の新築・増改築							
兵庫県	3%	上限は定めず (単年度上限10億円)	指定地域での製造業の工場・研究所 50億円以上 ※促進地域は1億円以上 (対象:先端技術型事業)	—	3%	上限は定めず	(研究開発型企業向け設備投資補助)	指定地域での製造業の工場・研究所					(雇用基準)		
奈良県	5%	30億円	製造業の工場・研究所 200億円以上	かつ 県内新規常用雇用者100人以上	10% (対象分野は15%)	3億円 (公債特別は10億円)	企業活力促進補助金	製造業の工場・研究所 5億円以上 (県南圏は3億円以上)	かつ 県内新規常用雇用者100人以上 (コールセンターは初年度を0.5人として算入可)		5%	1億円	企業定着促進補助金	県内標準20年以上かつ従業員50人以上の製造業の工場・研究所	30万円/人 (コールセンターの非常雇用は10万円/人)
和歌山県	10% (県工業団地は5%)	100億円 (新規地元雇用500人以上の場合)	工場、物流施設 1億円以上	かつ 県内新規常用雇用者500人以上	10% (県工業団地は5%)	2億円 (新規地元雇用50人未満の場合)	雇用奨励金、立地奨励金	工場、物流施設						30万円/人 (一般用地で100人以上雇用または県工業団地は50万円/人)	

※複数の補助制度がある場合には、適合する代表的な制度を記載

-滋賀県の「経済振興特別区域」は、びわ湖東部(大津市、草津市)、長浜・バイオ(長浜市)、滋賀総合物流(米原市)、びわ湖山鏡光(高島市)、国際陶芸産業(甲賀市)

-京都府の対象地域は、「中北部地域、木津川右岸地域」「京都市周辺地域」「京都市高度集積地区及び桂・バレーゾーン(バー)」

-大阪府の「先端産業」とは、バイオ・ライフサイエンス、ロボット、情報家電、新エネルギー等の分野のうち審査会で認定された事業

-大阪府の「第二種産業集積促進地域」は、堺市、岸和田市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、高石市、東大阪市、大東市で指定する地域

-大阪府の大規模補助金の「指定産業団地」とは、彩都、りんくう、阪南、ちきりアイランド、住之江区平林北地区(投資額100億円以上の場合には彩都及び住之江に限る)

-大阪府の大規模補助金のうち投資額300億円までについての補助率は、建物・機械の投資額の5%に加え、土地購入費の5%及び各種加算5%で最大20%

各種加算・・・①りんくう、阪南、彩都、ちきりへの立地、②府内に本社、工場、研究開発施設がある、③府内100事業者又は補助金と同額の仕入、補助要件5倍の府内正規常用雇用

-兵庫県は促進地域は、県指定の但馬、丹波、淡路地域

⑤実績

過去の実績及び既に認定済みの事業計画から、今後執行が見込まれるものは下記の通りである。いずれも中規模立地型の補助制度を活用したものであり、大規模立地型及び企業定着型の実績はまだない。

企業名	業種等	立地場所	H20 実績	H21 実績	H22 実績	H23 予定額	H24 予定額	H25 予定額
A 社	建築用集材製造	五條市 (テクノパーク・なら工業団地)				68,000		
B 社	化粧品等の高級パッケージ印刷	生駒市 (高山サイエンスタウン)					287,000	
C 社〔中規模立地補助及び雇用加算分〕	屋根・壁材など住宅部材製造	大和郡山市 (昭和工業団地)		49,000 ※中規模立地補助	2,000 ※1年目雇用加算	※2年目雇用加算	※3年目雇用加算	

上記の他、現時点で、中規模立地型の補助制度で 5 件、また、企業定着型補助で 2 件の、確実性の高い案件が予定されており、企業への認知が徐々に広まっているものと考えられる。

⑥平成 23 年度からの同事業の要件の緩和

奈良県では更なる企業立地の促進を図るため、当該補助事業を活用しやすくなるよう特に中規模立地型補助金について、平成 23 年度より下記の通り補助要件の緩和及び補助内容の充実を図ったところである。

ア) 補助対象施設の拡大

従前は補助対象施設が工場及び研究所のみであったところ、平成 23 年度より、本社機能とコールセンターを新たに補助対象施設に含めた。これらはいずれも労働集約型の施設であり、新たな雇用の創出が望めるためである。

イ) 事業規模の補助要件の緩和

県南部に対する立地について、従前は事業規模を 5 億円以上としていたところ、3 億円に緩和した。この緩和の趣旨は「(3) 県の産業用地に関する地理的特性」で述べた通り、特に県南部の企業立地数が少なく、また南部の人口流出を防ぐため、南部へ施策的な重点を置いたためである。

ウ) 人的な補助要件の緩和

従前は新規の県内雇用者を常勤 10 名以上としている補助要件（固定資産投資型）について、県南部地域については非常用雇用者について常勤の 0.5 人換算で加算を認め、またコールセンターについては常用雇用者が 100 人以上としている補助要件（雇用型）について、非常用雇用者も算入可とするという要件緩和を行った。これは、奈良県は特に女性の非就労者が多く、女性が働きやすい労働集約型の雇用要件と職場を考慮した結果、南部及びコールセンターについて非常用雇用者の換算算入という要件緩和につながったものである。

エ) 成長分野に対する補助率の上乗せ

将来の県の発展を支えるであろう成長分野の誘致を促進するため、特に成長が見込まれる分野については従前の補助率 10%にさらに 5%を上乗せして 15%とした。

オ) 雇用者加算制度の補助額の拡大

従前は県内新規常用雇用者 1 名につき 10 万円であったところ、1 名につき 30 万円（南部及びコールセンターで認められる非常用雇用者については 1 名につき 10 万円）に増額した。

⑦事業効果の測定

県の試算に基づく産業連関表を用いた事業効果は下記のとおり、大規模立地型で 10 億円の補助金に対して 3 年間で 1,559 百万円の税収効果が、また、中規模立地型では 2 億円の補助金に対して 5 年間で 232 百万円の税収効果が見込まれ、企業立地補助事業は税収の拡大に効果があるものと考えられる。なお、大規模立地型の方が補助率が低いこともあって補助額に対する税収効果は高いものの、「⑤実績」の項で既に述べたとおり、実際には中規模立地型のほうが需要が高いため、奈良県は中規模立地型の充実に力を入れているといえる。

【大規模立地型】

(単位：百万円)

前提条件：リチウムイオン電池工場、工場面積 30,000 m²、工場想定出荷高 280 億円/年

①固定資産投資額	⇒	①設備投資による効果			
20,000 補助額： 1,000 (=20,000×5%)		GDP 誘発額	雇用者所得誘 発額	営業余剰誘発 額	税収効果※3 (A)
		13,211	8,229	1,637	332

②製品出荷額	⇒	②生産による効果 (年間)			
28,000		GDP 誘発額	雇用者所得誘 発額	営業余剰誘発 額	税収効果※3 (B)
		16,581	8,578	2,574	409

投資+3年間の生産効果：(A)+(B)×3	1,559
-----------------------	-------

※県内雇用創出効果は補助要件である 100 人を予想

【中規模立地型】

(単位：百万円)

前提条件：精密機械製造業、工場面積 3,300 m²、工場想定出荷額 21 億円/年

①固定資産投資額	⇒	①設備投資による効果			
2,000 補助額：200 (=2,000× 10%)		GDP 誘発額	雇用者所得誘 発額	営業余剰誘発 額	税収効果※3 (A)
		1,051	644	138	27

②製品出荷額	⇒	②生産による効果 (年間)			
2,100		GDP 誘発額	雇用者所得誘 発額	営業余剰誘発 額	税収効果※3 (B)
		1,512	880	261	41

投資+5年間の生産効果：(A)+(B)×5	232
-----------------------	-----

※1 県内雇用創出効果は補助要件である 10 人を予想

※2 奈良県投資効果測定 WG による分析手法による試算

※3 税収効果には、県民税、事業税、その他の直接税及び間接税を含む

⑧当該事業の更なる整備促進 (意見)

当該補助事業は近隣他府県と比較すると、まだ始まったばかりであり、事業開始当初は件数及び金額ともに少なかったが、周知が進むにつれ、徐々に増えつつある。奈良県の当該補助制度は近隣他府県と比較して、相対的に厳しい県内雇用条件を付していることから、県内雇用の確保に対しても当該補助事業は効果的であると考えられる。京奈和自動車道の整備とあわせ、今後も企業立地件数の拡大が期待できることから、当該事業の更なる周知の徹底と、十分な予算の確保を行い、企業立地について積極的な推進を図られたい。

⑨補助要件を満たさなくなった場合の報告義務の制定（意見）

補助金交付要綱第 13 条には、「5 年以内に正当な理由なく県内常用雇用者数が規定人数を下回ったとき」には「県知事は補助金の交付の取消しをすることができる」と定めているが、補助金交付後の操業の状況について、定期的な報告義務は課していない。そのため、補助事業者が事後的に補助要件を満たさなくなった場合であっても、県がその状況を把握できないおそれがある。

補助要綱上に補助要件を満たさなくなった補助事業者には自主的な報告義務がないため、それに対して報告義務を定め、状況に応じて補助金の返還を求めるなどの措置が必要となる可能性がある点に今後留意する必要がある。

⑩補助要件の拡大による政策目標の達成（意見）

女性の就労につながるよう、平成 23 年度より新たにコールセンターを補助対象とし、かつ、非常勤であっても新規雇用者数に算入できるよう補助要件を緩和したところである。これは、奈良県の女性の未就職率の高さを解消するために、女性のニーズに対応しやすい就労先と雇用形態を考慮した結果である。そういった雇用形態であってなおかつ新規雇用につながりやすい労働集約型の産業としては、コールセンター以外にも、例えば福祉関係事業所などがあげられるだろう。また、平成 28 年の県南部の高速道路の開通にあわせ、新たに物流センター等を対象とすることも考えられる。

このような補助対象施設や業種の拡大に関しては、地域における必要性や政策的な誘致がもたらす事業効果を考慮したうえで、どのような促進策が有効であるかといった検討が必要という課題がある。

しかしながら、補助対象施設や業種の拡大は、予算規模を増やさずに県の産業の発展や雇用を拡大するうえで有効な手立てである。

各種産業のニーズ調査や研究等を進め、誘致政策による効果の期待できる業種について、ニーズに沿った補助要件や補助対象の緩和につなげることで、県の雇用不足等の政策課題を解決し、かつ、数値目標の達成に努められたい。

(6) 立地企業人材確保支援事業

(単位：千円)

事業名 (所管課所管係)		立地企業人材確保支援事業			
事業目的		本県に進出する企業の専門的・技術的な人材確保を支援するため、人材情報事業を展開する民間人材会社を活用して行う人材の確保事業の一部に補助金を支出する。			
事業内容		1 求人広告事業 人材を確保するため職業紹介事業者の運営する人材情報サイト、雑誌、新聞等に求人広告を掲載する事業 2 人材紹介事業 人材を確保するため職業紹介事業者に人材紹介を依頼して雇用関係を成立させる事業			
事業主体		県			
事業開始年度		平成 21 年度			
補助期間		1 年			
補助率		1/2(上限は各事業 1,000 千円)			
交付先 (上位 3 件) (平成 22 年度)		相手先		金額	
		1 A 社		170	
事業費	年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	予算	-	20,000	10,000	3,000
	実績	-	0	170	-
財源	国	-	-	-	-
	一般財源	-	20,000	10,000	3,000
	その他	-	-	-	-
数値目標又は管理指標の内容		新規立地企業の人材確保			
数値目標又は管理指標	年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	目標又は計画	-	該当なし	該当なし	該当なし
	実績	-	0 名	1 名	-
今後の事業の方向性					

① 事業の概要

県内雇用者を採用する際の広告費に対し県がかかった費用の 2 分の 1 を助成することで、企業の人材確保のための「求人広告」や「人材紹介の活用」を支援し、ひいては県内雇用の拡大に繋げることを目的とした補助事業である。

類似した補助制度として「(5) 企業立地促進補助事業」で説明した雇用者加算制度が存在するが、雇用者加算制度が企業立地補助金を活用した企業が県内の新規雇用者を採用した際に追加で支給される補助金であるのに対して、立地企業人材確保支援事業は広告費に対して補助するものであること、また企業立地補助金を活用していなくとも活用できる補助制度である点で相違している。

②制度の概要

当該事業の補助交付要件は以下のとおりである。

対象企業	製造業の工場・研究所を新たに立地する企業で 以下のすべての要件を満たす企業 (1) 1,000m ² 以上の土地において立地 (2) 平成 21 年 4 月 1 日以降に着工又は操業 (3) 県内新規常用雇用者 5 人以上を予定しているもの
対象事業	(1) 求人広告事業 職業紹介事業者の運営する人材情報サイトや同者が発行する雑誌、新聞等に 求人広告を掲載する事業 ※対象経費…デザイン制作及び広告掲載料 (2) 人材紹介事業 職業紹介事業者に人材紹介を依頼して雇用関係を成立させる事業 ※対象経費…職業安定法第 32 条の 3 に記載されている手数料のうち、人材 紹介にかかる成功報酬（手数料）
補助金の額	補助対象経費の 2 分の 1 以内 補助限度額(1)(2)各々100 万円

③実績

当該事業は、過去 3 カ年の事業実績の合計が補助件数で 1 件、採用者数で 1 名のみと、実績が極めて低調である。なお、「②制度の概要」で述べた通り補助対象事業者は 5 名以上の県内新規常用雇用者を約することが必要でありそのための事業計画を提出する必要があるが、その全員を当該補助事業で採用する必要はなく、また、5 名以上の県内雇用者を予定するのみで良いため、上記のように県内常用雇用者が結果として 1 名であったとしても補助要綱違反とはならない。

④低調な事業実績の改善（意見）

当該事業は実績が非常に少なく、実施方法の改善が必要である。企業に対する周知の徹底や、提出書類を簡便化し企業への事務負担を軽減してより使いやすくする等、事業の実施方法や周知方法について改善する必要があると考えられる。

⑤補助要件の緩和及び積極的な同事業の促進（意見）

当該事業は実績が非常に少ないものの、その趣旨は企業立地の促進とあわせて県内常用雇用者と企業とのマッチングを目的としたものであり、県の目標や他の雇用施策と政策的な整合性のある事業であることから、より推進していくことが望ましい。

更なる活用の促進の手法としては、例えば、当該事業の対象となる企業は「（５）企業立地促進補助事業」の補助を受けることができる企業に比べて事業規模がより小さいところが想定されることから、1,000m²以上の土地かつ県内新規常用者 5 名という規模に関する補助要件を緩和する、補助率を現行の 2 分の 1 から中小企業者等については 3 分の 2 に引き上げる、過疎化対策等の他の施策との整合性及び雇用促進の観点から県南部地域についてはさらなる優遇措置を実施する、等を検討することが考えられる。

(7) 奈良県進出企業支援融資制度

(単位：千円)

事業名（所管課所管係）		奈良県進出企業支援融資制度			
事業目的		政府系金融機関である株式会社日本政策投資銀行と連携し、県内に進出する企業に対する融資制度を設けるとともに、その融資の一部について利子補給を行い、市場金利に比して有利な融資を行うことにより、奈良県への企業進出を促進する。			
事業内容		県が利子の一部を負担 範囲 融資実行額のうち10億円を限度 期間 10年間 補給率 年0.2%			
事業主体		県			
事業開始年度		平成20年度			
利子補給支給先（上位3件）		相手先		金額	
		1	-	-	-
		2	-	-	-
		3	-	-	-
事業費	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	予算	3,000	5,655	5,655	5,672
	実績	0	0	0	-
財源	国	-	-	-	-
	一般財源	3,000	5,655	5,655	5,672
	その他	-	-	-	-
事業費内訳	利子補給額	0	0	0	0
数値目標又は管理指標の内容		制度利用3件			
数値目標又は管理指標	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	目標又は計画	3件	3件	3件	3件
	実績	0件	0件	0件	0件
今後の事業の方向性		維持 （理由）大企業に対して有効な低利融資制度であり、本来有効な誘致ツールであることから、引き続き制度を活かした誘致活動を進める。現に、大企業を中心に活用検討するケースがあるが、平成20年の世界金融不況以降の景気状況などを理由に設備投資計画が中止または延期になることが多く、活用に至っていない。			

①事業の概要

政府系金融機関である株式会社日本政策投資銀行と連携し、県内に進出する企業に対する融資制度を設けるとともに、その融資の一部について利子補給を行い、市場金利に比して有利な融資を行うことにより、奈良県への企業進出を促進するものである。平成20

年度に創設された「(5) 企業立地促進補助事業」及び平成 21 年度に創設された「(6) 立地企業人材確保支援事業」とともに、企業誘致のために創設された事業である。

なお、このような企業の負債利子に対する自治体の支援方法としては、直接企業に利子相当額を補助する「利子補助」と、自治体が金融機関に利子補給を行うことで間接的に企業の支払利子を減らす「利子補給」の 2 種類があり、当該事業は後者の「利子補給」の形態をとっている。「利子補給」の場合、金融機関側から企業に当該事業を提示する形となるため、企業誘致を間接的に金融機関が行う形になる点で企業誘致の幅が広まるというメリットがある反面、直接企業に補助金を交付するわけではないために企業側は効果を感じにくいというデメリットがある。

②制度の概要

制度の概要は下記のとおりである。

なお、平成 23 年度より、対象業種にデータセンターを新たに加えるとともに、対象事業の要件の「3 事業規模を拡大する場合」の要件について、平成 22 年度以前は 30%以上の事業規模の拡張を要件としていたところ、平成 23 年度からは撤廃している。

対象業種 (対象施設)	製造業（工場・研究所）、情報通信業（データセンター、コールセンター）、運輸業（配送センター）、宿泊業（宿泊施設）
対象事業	次のいずれかに該当し、かつ投資額（用地取得費を除く）が5億円を超える事業で、知事が認めるもの 1 本社が県外にある企業が新たに対象施設を建設する場合 2 企業活動の本拠が県外にある企業が新たに対象施設を建設する場合 3 県内の既存対象施設を拡張し、事業規模を拡大する場合
融資条件 融資の実行	株式会社日本政策投資銀行が審査のうえ決定し、融資を実行 融 資 率 投資額に対し最大50% 金 利 日本政策投資銀行による有利な金利（案件により変動） 貸付限度 特になし
県による 利子補給	県が利子の一部を負担 範 囲 融資実行額のうち10億円を限度 期 間 10年間 補給率 年0.2%

③実績

当該利子補給事業は、平成 20 年度の制度開始以来、現在のところ活用企業の実績はない。これは当該事業の補助対象が、日本政策投資銀行が対象とするような大規模企業の大規模投資案件に限られているのに対し、実際に県に立地する企業の大半は中小企業であって、企業立地促進法に基づく融資制度である日本政策金融公庫の資金を活用する事例が多

いためと考えられる。また、制度制定時の平成 20 年度には予想していなかった世界的な景気の低迷による企業業績の低迷も一因と考えられる。

④制度間の連携（意見）

当該事業は事業活用実績が皆無のまま事業開始後 3 年が経過しており、事業の存続意義にも疑義が向けられるところである。しかしながら、当該事業は「（５）企業立地促進補助事業」及び「（６）立地企業人材確保支援事業」とともに、企業誘致の一翼を担う事業であり、今後も関係機関や金融機関と連携を図り、制度の活用につながるよう努めるべきである。

⑤制度要件の更なる緩和の検討（意見）

当該事業は平成 23 年度に融資要件を緩和したところであり、当面は要件緩和による効果を検証しつつ、将来的にはさらに企業誘致に有利となるよう、企業ニーズ等も調査しつつ、さらなる要件の緩和について検討するのが望ましいと考えられる。

(8) ならの企業魅力体感ツアー実施事業

(単位：千円)

事業名（所管課所管係）		ならの企業魅力体感ツアー実施事業			
事業目的		奈良県内の新規立地企業や主要な企業を視察することにより、県内高校等の教育機関との関係構築を促進する			
事業内容		1 高校生、工業高等専門学校、大学生向け企業視察 2 教職員向け企業視察 3 企業経営者講演			
事業主体		その他（右側に記載）	(社)奈良工業会		
事業開始年度		平成 21 年度			
契約方法		随意契約			
事業費	年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	予算	-	15,814	15,814	15,814
	実績	-	14,896	15,814	-
財源	国	-	-	-	-
	一般財源	-	-	-	-
	その他	-	15,814	15,814	15,814
数値目標又は管理指標の内容		新卒生の県内就業率の向上			
数値目標又は管理指標	年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	目標又は計画	-	該当なし	該当なし	該当なし
	実績	-	該当なし	該当なし	-
今後の事業の方向性					

① 事業の概要

県内の高校生が県内企業を視察することで、企業の理解と交流の促進を図り、将来的な県内企業への就職へと結びつくことを期待した事業である。財源にはふるさと雇用基金を用い、事業については社団法人奈良工業会に随意契約による委託にて実施している。

②実績

平成 22 年度の実績は、52 社を視察し、延べ 1,083 人の高校生・高専生等の参加となっている。

当該事業は教育現場や企業から好評な事業で、参加者である生徒や学生へのアンケートにおいても、事業に対する印象について約 90%が大変良かった・良かった、見学した工場について 80%以上が良くわかった・分かったと回答しており、教育の観点・県内企業を知るといふ観点から有効な事業であると考えられる。

しかしながら、当該事業により視察したことが将来の県内企業への就労に結びついていくか否かについては、学校（クラス）単位で視察を実施しているため、視察した企業とは別の企業に就労を希望する生徒等も参加していること、また、事業実施直後に就労に結

びつかない高校2年生等も参加していることから効果測定ができず、企業立地及び雇用促進の観点から当該事業の効果を図ることが困難である。

③事業効果の測定が可能となるような制度設計の必要性（意見）

当該事業について、県は高校生の事後進路等について調査していなかった。

産業・雇用振興部全体として判断した場合、当該事業の本来の趣旨が県内高校生の将来的な県内企業への就職へと結びつくことを期待した事業であることを鑑みれば、事後進路調査等を実施できるよう、制度開始時当初から事後調査が可能となるような制度設計をすべきであった。

④雇用施策との連携（意見）

後述する「5.（5）新卒学生等地元就職応援事業」のように、雇用振興施策として、学生の県内就職を目標とした事業が存在するが、ならの企業魅力体感ツアー実施事業を実施するに当たり、就職活動時期に合わせた事業実施時期という点での事業間連携は見られるが、当該事業と更なる連携をすべきであった。

今後、施策を実施するにあたっては、産業・雇用振興部を総括する部署が企画調整に積極的に関与することで、関連する施策との連携を視野に入れることに留意が必要である。

(9) 県営プール跡地ホテル誘致事業

①事業の概要

平成 20 年 2 月当時、県営プールは建設から 30 年余りが経過し老朽化が進み改修が課題であった。一方で、その場所が、平城宮跡や奈良公園、西の京等に近くホテルの立地に優れた条件を備え、また、平城遷都 1300 年祭の開催を控えていたこと等から、県営プールを廃止して当該用地に良質ホテルを誘致する計画を平成 20 年 2 月に発表した。

平成 20 年 9 月末に県営プールが営業を終えた後に当該施設を取り壊し、さらにその後、隣接する奈良警察署が移転し平成 26 年度を目途にその庁舎を解体することが決まったため、その用地と合わせ、ホテルを核とし、賑わいの広場、バスターミナル等を含め一体的に整備する「ホテルを核とする賑わいと交流の拠点整備」が平成 22 年 1 月に新たに発表された。

しかしながら、計画決定後、3 年が経過した平成 23 年 9 月時点でホテルの誘致に至っておらず、現在、現場は空き地となっている。

所在地：奈良市三条大路一丁目 691-1

敷地面積：約 2.2ha＋奈良警察署用地約 0.9ha の計約 3.1ha



②現在までの経過

平成 20 年 2 月に当該計画が発表され平成 20 年 4 月に第 1 回目の公募を行った結果、1 事業者の応募があったものの、資金計画の確実性が見込めないこと及びホテルブランドが確定していないことによる提案内容の不確実性から、審査委員会の判断に基づき不採択とした。その後、第 2 回目の公募を行ったが、平成 20 年 9 月に発生したいわゆるリーマン・ショックと重なったこともあって応募はなく、その後は個別交渉型の誘致活動に切り替えて現在に至っている。

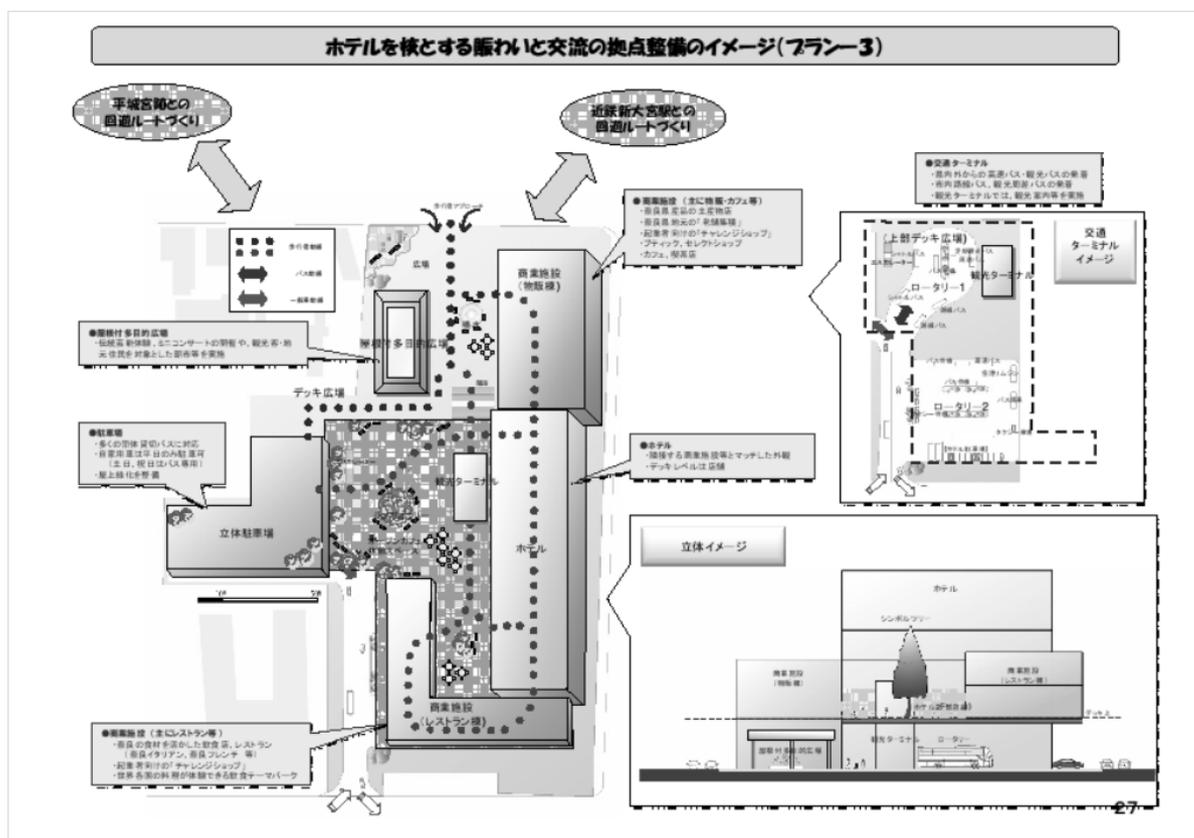
【「ホテルを核とする賑わいと交流の拠点整備」の経過】

年度	事項
平成 20 年 2 月	大型良質ホテル誘致の報道発表
平成 20 年 4 月	公募開始
平成 20 年 6 月	1 事業者の応募あり
平成 20 年 9 月	検討の結果、資金計画の確実性が見込めないこと及びホテルブランドが確定していないことによる提案内容の不確実性から、応募事業者を不採択とした。再度、第 2 回目の公募を行った。
平成 20 年 12 月	応募者なし。今後は公募によらず、個別に業者との調整を行うこととした。
平成 21 年 2 月	当該地に隣接する奈良警察署について、平成 26 年度を目途に撤去することが決定。あわせて、当該地と奈良警察署用地を合わせて一体開発とすることを報道発表。
平成 22 年 1 月	「ホテルを核とする賑わいと交流の拠点整備」の発表

③当該拠点整備の概要

当該用地については奈良県の観光の拠点とすべく、宿泊施設のホテルを核としつつ、交通の要所としてバスターミナル及び大型駐車場を併設するとともに、賑わい広場を設置し、複合的商業施設を配置する計画である。

【「ホテルを核とする賑わいと交流の拠点整備」で示されているイメージの一例（プラン3）】



(出典：「5つの構想案」)

④概算事業費の課題（意見）

当該計画にかかる費用の総額については、明確な見通しは立っていない。しかしながら、「ホテルを核とする賑わいと交流の拠点整備」関係資料をもとに試算したところ、概算事業費はおよそ以下のとおり、事業の規模や内容にもよるが、79 億円から 104 億円の間と見積もられた。

【（試算例）概算事業費が最大の場合（ホテルを核に、複合商業施設、広場、ターミナル、駐車場を整備する案。上図で示したプラン3に相当）】

（単位：億円）

施 設	事業費見込	
ホテル	66	66
商業施設	17	25
商業施設(デッキ上)	8	
多目的広場	2	13
交通ターミナル	2	
観光ターミナル	1	
駐車場	6	
デッキ	2	
合 計		

この試算のうち、ホテル事業費については66億円程度と見積もっている。また、多目的広場、各ターミナル、駐車場及びデッキ部分の設置主体については今後検討する予定とのことであるが、当該部分の事業費は13億円程度と見込まれる。一方、当初事業費25億円程度で複合商業施設部分も計画していたが、これについて県は地域商業との兼ね合いを考慮し、商業施設の整備は抑制する方針に転換していることから、全体事業費は最大で104億円程度、商業施設を抑制した場合で79億円程度と推定した。

以上の試算から、仮にホテル部分及び商業施設部分を民間事業者が負担するとした場合、民間事業者が負担すべき施設整備費は66億円から91億円程度となることが予想される。しかしながら、もともと、平成20年9月の第1回公募時の事業提案者の計画を不採択とした理由の一つに、資金計画の見通しがなかったことが挙げられる。66億円から91億円程度と見積もられるホテル及び商業施設の投資に関して、事業採算の見通しを立てられる事業者を見出せるかが課題となっている。

⑤用地の有効活用について（意見）

前述の通り、当該用地について3年にわたり空き地となっており、平成23年度は埋蔵文化財の発掘調査を行っている。今後のホテル誘致の実現可能性についての説明を求めたが、複数の民間事業者と個別交渉中であり、交渉経緯は各事業者の企業戦略上の内容になるので詳細な説明はできないとのことで、交渉内容等の詳細は示されなかった。また、平成21年度に県の願いを示した「5つの構想案」において、「ホテルを核とする賑わいと

交流の拠点整備」を外部コンサルタント等に委託して検討しており、その構想自体は壮大かつ雄大なものであるが、平成 26 年度の奈良警察署の解体を待たずに現時点の県営プール跡地の開発を先行するののか等の具体的スケジュールについても、民間事業者との交渉内容の一部になっているとの理由により、具体的な資料の提示及び説明は得られなかった。

当該用地は、平成 20 年 3 月 1 日における土地価格鑑定評価額に基づいた場合、売却した場合には約 12 万円/㎡、また定期借地権を設定した場合には月額約 270 円/㎡の地代が見込まれる。しかしながら、現時点では空き地の状態が 3 年にわたって続いており、機会収入の減少につながっている。

当該土地は、県内中心部に残された貴重な土地であり、拙速な判断を求めるものではないが、当該遊休の状態が長期にわたることのないよう、事業の促進等により活用を進める必要がある。

5. 雇用労政課

(1) 課の役割

雇用労政課は4つの係から組織され、その役割は主として下記のとおりである。

- ア) 勤労者福祉、労働相談、その他労働政策全般に関すること
- イ) 若年者・高齢者等の雇用の促進に関すること
- ウ) 公共・民間職業訓練等職業能力開発及び技能振興に関すること

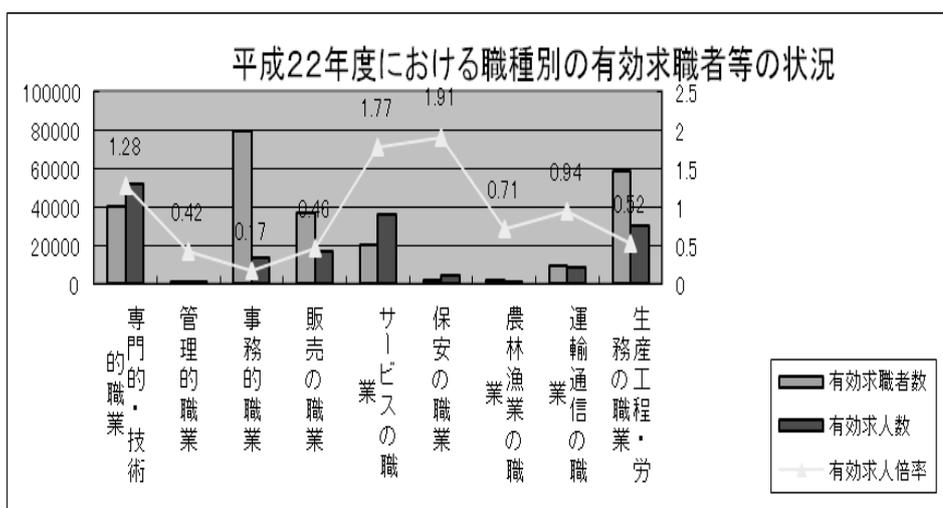
(2) 県における雇用に関する現状と課題

①雇用のミスマッチ

職種別に有効求人数と有効求職者数を比較し、職種別に有効求人倍率を見てみると、奈良県では、全国と同様に、各職種別に雇用のミスマッチが生じていることが分かる。

まず、“事務的職業”について、女性の求職者が著しく多くなる傾向にあるが、反して求人数が低く、ミスマッチが生じている。また、“生産工程・労務の職業”については、平成22年のデータでは全国値より有効求人倍率は高いが、奈良県内において当該職種に係る職業を提供する企業自体が、他都道府県と比較しても少なく、他の職業分野に比べて有効求人倍率は低い。

一方、“サービスの職業”や“専門的・技術的職業”は有効求人倍率が高いが、これには医療等の専門性が高い職業が含まれており、雇用のミスマッチが顕著となっている。



(出典：奈良労働局 平成22年)

②若年者の雇用の状況

県では、県内の若年者(15～34歳)の非正規就業者の割合が全国平均を上回るペースで増加し(奈良県:平成14年31.8%→平成19年37.6%、全国:平成14年30.4%→平成19年33.6%)、ニートやフリーターと呼ばれる無業あるいは不安定な就業状態にある若年者層の問題が深刻化してきている。

	平成19年				平成14年				増減(平成19年-平成14年)			
	奈良県		全国		奈良県		全国		奈良県		全国	
	実数 (千人)	割合 (%)	実数 (千人)	割合 (%)	実数 (千人)	割合 (%)	実数 (千人)	割合 (%)	実数 (千人)	割合 (%)	実数 (千人)	割合 (%)
雇用者(役員を除く)	188	100	18,649	100	203	100	19,733	100	-14		-1,084	
正規の職員・従業員	117	62.5	12,375	66.4	138	68.1	13,721	69.5	-20	-5.7	-1,345	-3.2
非正規就業者	70	37.6	6,368	33.6	64	31.8	5,993	30.4	6	5.8	274	3.2
パート	16	8.5	1,462	7.8	15	7.5	1,465	7.4	0.7	1.0	-3	0.4
アルバイト	32	17.1	2,666	14.3	36	17.7	3,011	15.3	-4	-0.6	-345	-1.0
派遣社員	7	3.9	827	4.4	3	1.6	443	2.2	4	2.3	384	2.2
契約社員	8	4.7	917	4.9	6	3.3	823	4.2	3	2.2	218	1.4
嘱託	1	0.8	124	0.7								
その他	4	2.5	269	1.4	3	1.6	249	1.3	1	0.9	19	0.2

(出典:総務省「平成14・19年就業構造基本調査」)

新規学卒者内定率の推移は、以下の表のとおりであり、特に大学新規学卒者及び高等学校新規学卒者の内定率は、直近5年で減少し、全国平均と比較しても下回っている。

【厚生労働省調べ 単位:%】						
		19年3月末	20年3月末	21年3月末	22年3月末	23年3月末
大 学	全 国	96.3	96.9	95.7	91.8	91.1
	奈良県	89.2	93.7	89.4	85.2	84.2
短期大学	全 国	94.3	94.6	94.5	88.4	84.1
	奈良県	94.8	94.4	91.7	89.5	87.9
高等専門学校	全 国	98.8	99.6	100.0	99.5	98.6
	奈良県	100.0	100.0	97.7	100.0	100.0
【文部科学省調べ 単位:%】						
高等学校	全 国	93.9	94.7	93.2	91.6	93.2
	奈良県	94.8	93.6	93.1	92.8	90.4

また、県における平成20年3月卒業者の内定後3カ年離職状況は以下の表のとおりであり、卒業後3年以内に、大学卒業者35.4%、高等学校卒業者51.0%が離職している。

	就職者数 (人)	卒業から3カ年の 離職者数合計		1年目		2年目		3年目	
		離職者数 (人)	離職率 (%)	離職者数 (人)	離職率 (%)	離職者数 (人)	離職率 (%)	離職者数 (人)	離職率 (%)
大学	1,853	656	35.4	310	16.7	191	10.3	155	8.4
高校	1,027	524	51.0	302	29.4	136	13.2	86	8.4

県内の若年者の非正規就業者の割合が高い要因について、総務省が実施した「平成 19 年就業構造基本調査」の結果を基に、一定の整理を行ったところ、県内の若年者の中でも、特定の階層について全国と比較して高い割合を示している。例えば、女性の未婚者の非正規就業者は総じて高く、特に 25～29 歳の階層が高い。また、男性の未婚者のうち、20～24 歳の階層が高く、アルバイトの形態で労働力を提供する者が多くなっている。

また、県実施の「平成 20 年度 職場環境調査」において、事業者における非正規雇用についての意識調査を実施した結果、主な調査結果は以下のとおりであった。

(主な調査結果)

質問内容	主な回答	回答率
非正規従業員を採用している主な理由	正規従業員でなくても対応できる業務であるため。	37.0%
	労務コストを削減するため。	29.3%
事業所が考える、若年者が離職してしまう理由	若年労働者の職業人としての意識の希薄さによる。	50.6%
	若年労働者が今の仕事に合わなかったため。	38.6%
事業所が考える、若年労働者の離職率を下げるための効果的な施策	若年者に対する職業意識の醸成など、教育の充実。	55.9%
事業所が考える、非正規従業員から正規従業員を増やすために効果的な支援	必要な知識、技術など求職者のレベルアップ。	30.2%
	採用や正規従業員への転換にあたっての助成制度。	31.2%
長期的な視点での現在の非正規従業員の割合に対する考え	今のままでよい。	52.7%

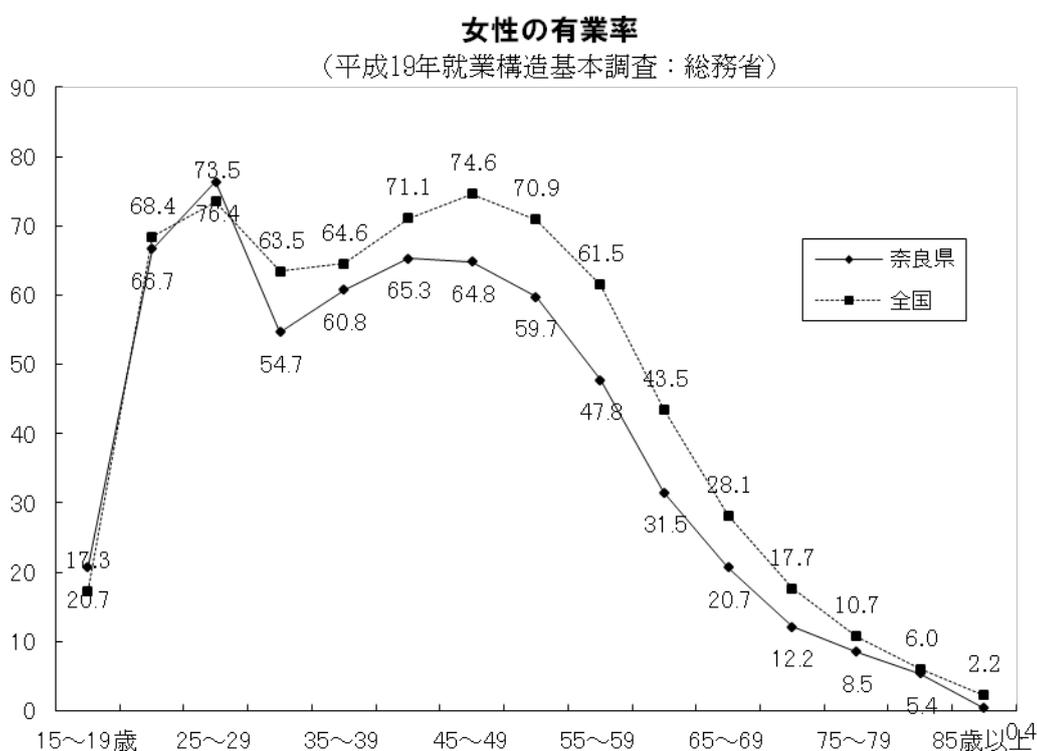
③女性の雇用の状況

総務省実施の平成 19 年就業構造基本調査によれば、女性の有業者の割合（有業率）が県では 42.9%となり、全国平均 48.8%を下回り全国最下位となっている。県の女性有業率は、20 歳代ではほぼ全国平均並みであるが、30 歳代以降になると全国に比べて就業率が低くなる。その特徴は、第一に、女性有業率曲線のM字の谷が深いこと、第二に、しかも二つ目の山も低いという点にある。つまり、全国に比べて県の女性は、結婚・出産・育児期に離職する傾向があり、さらに、子育て後に再就職をする人の割合が低くなっている。

このことから奈良県では、女性の就業等に関する意識や実態を把握するために、平成 21 年に「女性の就業等意識調査」を実施した。当調査の結果や、国や県が実施した他の調査結果を踏まえ、結婚・出産・育児期の就労継続と子育て後の再就職が困難である理由

として、「こどもの育児・教育」「家族の介護・看護」により働くことができず、「仕事と家族の両立が難しい」ことが女性の最大の悩みであり、育児と仕事の両立を可能にする職場が、通いやすい場所で見つからないという環境上の問題が要因の一つと考えている。

平成12年及び平成17年の国勢調査をもとに女性の失業率を見ると、県では若干増加し（1.7%→2.2%）、若干減少している全国平均の推移（1.9%→1.8%）と異なる動きをしている。これは、県の女性の労働力人口の増加率（3.1%）が全国平均の増加率（1.0%）と比較して高いことも一因となっていると考えられるが、いずれにしても県の女性失業者の絶対数は増加している。



奈良				全国					
			平成12年	平成17年			平成12年	平成17年	
労働力人口 (人)	全体	(A)	689,656	679,555	労働力人口 (万人)	全体	(A)	6,609	6,539
	男性	(B)	426,125	407,891		男性	(B)	3,925	3,828
	女性	(C)	263,531	271,664		女性	(C)	2,684	2,710
完全失業者 (人)	全体	(D)	33,993	45,006	完全失業者 (万人)	全体	(D)	320	294
	男性	(E)	22,493	30,004		男性	(E)	196	178
	女性	(F)	11,500	15,002		女性	(F)	123	116
完全失業率 (%)	全体	(D)/(A)	4.9%	6.6%	完全失業率 (%)	全体	(D)/(A)	4.8%	4.5%
	男性	(E)/(A)	3.3%	4.4%		男性	(E)/(A)	3.0%	2.7%
	女性	(F)/(A)	1.7%	2.2%		女性	(F)/(A)	1.9%	1.8%

(出典：国勢調査)

(3) 雇用労政施策に係る、国・地方公共団体の役割

雇用労政施策は、他の行政分野と比較して国が果たす役割が大きいといえる。例えば、「雇用対策法」について整理すると、次のようになる。

国	
役割	全国的・広域的に国民に保障すべき行政サービス水準に関する施策を推進する。
根拠条文「雇用対策法」	
第一条 （目的）	
<p>1 この法律は、国が、少子高齢化による人口構造の変化等の経済社会情勢の変化に対応して、雇用に関し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより、労働市場の機能が適切に発揮され、労働力の需給が質量両面にわたり均衡することを促進して、労働者がその有する能力を有効に発揮することができるようにし、これを通じて、労働者の職業の安定と経済的社会的地位の向上とを図るとともに、経済及び社会の発展並びに完全雇用の達成に資することを目的とする。</p> <p>2 この法律の運用に当たっては、労働者の職業選択の自由及び事業主の雇用の管理についての自主性を尊重しなければならない。また、職業能力の開発及び向上を図り、職業を通じて自立しようとする労働者の意欲を高め、かつ、労働者の職業を安定させるための事業主の努力を助長するように努めなければならない。</p>	
第三条 （基本的理念）	
労働者は、その職業生活の設計が適切に行われ、並びにその設計に即した能力の開発及び向上並びに転職に当たつての円滑な再就職の促進その他の措置が効果的に実施されることにより、 職業生活の全期間を通じて、その職業の安定が図られるように配慮されるものとする。	
第四条 （国の施策）	
国は、第一条第一項の目的を達成するため、前条に規定する基本的理念に従つて、次に掲げる事項について、必要な施策を総合的に講じなければならない。	
一	職業指導及び職業斡旋に関する施策を充実
二	職業訓練及び職業能力検定に関する施策を充実
三	労働者の職業の転換、地域間の移動、職場への適応等を援助するために必要な施策を充実
四	失業の予防、離職を余儀なくされた労働者の円滑な再就職を促進するために必要な施策を充実
五	女性の職業の安定を図るための必要な施策を充実
六	青少年の職業の安定を図るための必要な施策の充実
七	高齢者の職業の安定を図るための必要な施策の充実
八	障害者の職業の安定を図るための必要な施策の充実
九	不安定な雇用状態の是正を図るため、雇用形態及び就業形態の改善等を促進するために必要な施策を充実
十	高度な専門知識・専門技術を有する外国人の我が国における就業促進、並びに労働に従事するために在留する外国人の適切な雇用機会の確保のため、必要な施策を充実
十一	地域的な雇用構造の改善を図るための必要な施策の充実
十二	前各号に掲げるもののほか、職業の安定、産業が要する労働力の確保等に資する雇用管理の改善、その他労働者の能力を有効に発揮できるように必要な施策を充実

県	
役割	各種法律に基づき、地域特性やその時々 ¹ の社会情勢を踏まえ、施策の重点化を図りつつ、機動的に施策展開を図る。
根拠条文「雇用対策法」	
第五条 （地方公共団体の施策）	
地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるように努めなければならない。	

国が失業対策等に係る大枠の制度設計を行っており、全国一律の雇用施策を担っている。県は、国が定めた各種施策の執行を行う他、県の地域特性上必要となる施策を実施することとされている。

なお、県内の労政行政機関を示すと次のとおりである。

県内の労政行政機関			
県	産業・雇用振興部	雇用労政課	労働会館（奈良・中和）
			しごとiセンター（奈良・高田）
			高等技術専門学校
国	奈良労働局		各公共職業安定所（ハローワーク：奈良・大和高田・桜井・下市・大和郡山）
			労働基準監督署（奈良・葛城・桜井・大淀）
他の雇用労政行政を担う機関	（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構 ポリテクセンター奈良（2011年10月1日、職業能力開発業務が（独）雇用・能力開発機構から移管）		

(4) 課が実施する事業の一覧

雇用労政課が実施する事業の決算状況は次のとおりである。

(単位：千円)

目名称	事業名称	補助率	人件費	積立金	物件費	補助費	その他	総計
雇用促進費					67,835	79,097		146,932
	若年者雇用対策推進事業	県 100%			770	388		1,158
	就労困難者在宅就業支援事業	国 100%			84	68,961		69,045
	新卒学生等地元就職応援事業	国 100%			59,735			59,735
	人材確保対策事業	県 100%			63	3,074		3,137
	奈良県就職ポータルサイト作成事業	国 100%			5,376			5,376
	その他	-			1,807	6,674		8,481
しごと i センター費			64,632		3,511	8,997	260	77,400
	しごと i センター運営事業	県 100%	20,480		3,511	8,997		32,988
	その他	-	44,152				260	44,412
高等技術専門学校費			169,392		30,127	303,399	3,998	506,916
	高等技術専門学校における障害者職業訓練事業	国 100%	10,035		1,313	2,886		14,234
	障害者職業能力開発訓練委託事業	国 100%	996		637	8,490		10,123
	民間教育訓練施設等活用型職業訓練事業	国 100%	4,384		9,429	284,908		298,721
	その他	-	153,977		18,748	7,115	3,998	183,838
職業訓練総務費			58,765		6,906	64,735	1,404	131,810
	職業能力開発訓練手当給付事業	国 50% 県 50%				26,408		26,408
	認定職業訓練校在職者訓練実施事業	国 100%			1	14,323		14,324
	その他	-	58,765		6,905	24,004	1,404	91,078
	職業能力開発協会補助金					22,573		22,573
労使関係安定促進費			540		13,535	7,764		21,839
	テレワーク導入企業モデル事業	国 100%			11,550			11,550
	社員・シャイン職場づくり推進事業	県 100%			61	19		80
	その他	-	540		1,924	7,745		10,209
労政総務費			66,204	1,788,315	32,196	2,018,006	140	3,904,861
	ふるさと雇用再生特別対策事業	国 100%				406,072		406,072
	ふるさと雇用再生特別基金一時金支給					1,800		1,800
	ふるさと雇用再生特別市町村補助事業					404,272		404,272
	緊急雇用創出事業	国 100%			24,042	1,611,656		1,635,698
	緊急雇用創出対策県事業（物件費）				24,042			24,042
	緊急雇用創出対策市町村補助事業					1,611,656		1,611,656
	その他	国 100%	66,204	1,788,315	8,154	278	140	1,863,091
	ふるさと雇用再生特別基金積立金			11,612				11,612
	緊急雇用創出特例基金積立金			1,776,703				1,776,703
労働会館費			9,182		20,122	1,654	45	31,003
商工振興費						982		982
総計			368,715	1,788,315	174,232	2,484,634	5,847	4,821,743

(出典：予算決算表)

①事業内容の分析

雇用労政課の平成 22 年度事業費 4,821 百万円のうち、緊急雇用創出関連とふるさと雇用関連の積立金及び市町村への補助金が 3,904 百万円含まれており、これらを除くと県が実施している事業費は 916 百万円となる。なお、ふるさと雇用関連事業は、平成 23 年度で終了し、また緊急雇用創出関連事業は、原則として平成 23 年度で終了し、重点分野雇用創出事業及び地域人材育成事業は平成 24 年度に終了する。ここで、重点分野雇用創出事業とは、介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用及びこれらの成長分野を支える基盤としての教育・研究の分野並びに各都道府県において当該地域の成長分野として設定された 4 分野の重点分野に対する緊急雇用創出事業である。また、地域人材育成事業とは、地域のニーズに応じた人材育成を行うための緊急雇用創出事業である。

緊急雇用及びふるさと雇用関連事業費を除いた 916 百万円の内訳の主なものは、下表の各職業訓練関連事業費合計は 594 百万円となり、約 65%を占めている。職業訓練関連事業に次いで、しごと探しで悩みを抱える方やキャリア形成・ライフプランについて知りたい方を対象に、キャリアカウンセリングや就業相談等を行う“しごと i センター”の運営費が 73 百万円（下表に記載したしごと i センター技術講習費用を除く）と約 8%を占め、それに次いで、ひとり親や寡婦、障害者の自立を目的として IT を中心とした在宅就業を促進する就労困難者在宅就業支援事業が 69 百万円と約 7.5%、新卒学生等若年者を対象に県内の雇用創出の促進を図る新卒学生等地元就職応援事業費が 59 百万円と約 6.5%を占める。

新卒学生等地元就職応援事業費は、ふるさと雇用再生特別基金事業によって運営されており、ふるさと雇用再生特別基金事業が終了する平成 23 年度までは当該事業を平成 22 年度と同程度の規模で継続する予定である。

以上のとおり事業の構成を見ると、雇用労政課では、主に国の事業を活用して県が実施する事業と、様々な職業訓練の継続的な運営の 2 本を柱とした上で、県外就職率が高いこと等、奈良県が独自に抱える問題に対処する独自の事業が運営されている。

なお、各職業訓練関連事業の概要を以下に記載する。相互の事業で内容が類似しているものが見受けられるため、各事業の内容を吟味し、今後事業を効率的に運用するのが望ましいと考えられる。

【職業訓練関連事業の対比表】

(単位：千円)

事業名	高等技術専門校における障害者職業訓練事業	障害者職業能力開発訓練委託事業	民間教育訓練施設等活用型職業訓練事業	しごとiセンター運営事業の一部(就職支援技術講習事業)	就労困難者在宅就業支援事業	認定職業訓練校在職者訓練実施事業	高等技術専門校
平成22年事業費実績	14,234	10,123	298,721	4,190	69,045	14,324	183,838
補助率	国100%	国100%	国100%	県100%(受講料の半額は受講者負担)	国100%	国50%, 県50%	国約52%, 県約48%
訓練場所	施設内	民間教育訓練施設、民間企業等	施設外(高等技術専門学校が、外部教育機関に委託)	iセンター	自宅、但し3回集合研修あり	中小企業事業主団体等が実施主体	施設内
内容	販売実務課にて、スーパーでの業務(レジ、接客、商品配置)	IT、総務実務等 口清掃、配食、介護、軽作業等	約40コース パソコン、介護、ビジネス等	パソコン、医療事務	パソコンを利用した在宅就業セミナー、eラーニング	職場や協会の実状に即した内容	ITシステム、家具工芸・建築、住宅設備、服飾ビジネス等8コース
対象者	知的障害者(ハローワークが窓口)	障害者(ハローワークが窓口)	離職者(ハローワークが窓口)	就業を希望する県民	ひとり親や障害者かつ一定のPCスキル保持者	在職者	離職者(ハローワークが窓口)
訓練期間中の雇用保険受給の有無	有	有	有	無	無	無	有
訓練期間	1年間	3か月以内/平均100h/月	平均3か月長くて1年間。それ以外に複数年(2年間)職場実習等あり。	10日前後	基礎：3か月、応用：6か月(4ヶ月)	6か月、1年～2年	6ヶ月1年
就職率	22年度は86%(スーパーマーケット)	イ知識・技能習得訓練コース0/22人 ロ実践能力習得訓練コース22/30人	平均60～70%	50%弱	第1期生11/17人(他に継続訓練受講者4名あり)	—	80%

(5) 新卒学生等地元就職応援事業

(単位：千円)

事業名(所管課所管係)		新卒学生等地元就職応援事業(雇用労政課雇用政策係)			
事業目的		<p>奈良県は県内就業率が全国最下位であり、県内への就業が課題となっている。特に昨今厳しい状況にある新卒学生の雇用を確保する課題と併せて取り組むものである。</p> <p>県内企業に対して新卒者向けの求人開拓等を行うとともに、県内外の大学等の就職活動をしている学生を対象にして、県内企業の新卒求人情報の提供、就職相談、就職セミナーやカウンセリングの実施により、雇用のミスマッチを解消し、新卒者等の県内への就職を図る。また、求人開拓等により得られた情報を奈良県就職ポータルサイト(ジョブならnet)で情報発信することで、失業者の就職支援と企業の求人活動の活性化を図る。</p>			
事業内容		<ul style="list-style-type: none"> ・委託先において求人開拓員と「地元就職魅力発見カウンセラー」を新規雇用。 ・求人開拓員が県内事業所を個別訪問し、新卒求人の開拓を実施。 ・「地元就職魅力発見カウンセラー」が県内外の大学等を訪問し、開拓した求人情報や企業の情報・魅力を学生へ提供。併せて相談やカウンセリングを実施。 ・企業及び学生に対し、ジョブならnetへの求人求職の登録を働きかけ。 ・企業へ雇用に関する支援制度の資料提供、人材ニーズ等の聞き取りの実施。 			
事業主体		県			
事業開始年度		平成22年度			
契約方法		随意契約			
事業費	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	予算	-	-	59,740	60,452
	実績	-	-	59,735	-
財源	国	-	-	59,740	60,452
	一般財源	-	-	-	-
	その他	-	-	-	-
数値目標又は管理指標の内容		訪問企業数			
数値目標又は管理指標	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	目標又は計画	-	-	・求人開拓 ・求人情報提供	・求人開拓 ・求人情報提供
	実績	-	-	訪問企業1,412社	-
今後の事業の方向性		<p>維持</p> <p>(理由) 県内企業の大半を中小企業が占めることもあり、企業情報を学生が知る機会がほとんどないという大学等の声があることから、積極的に企業・求人情報を学生に提供することで、県内企業への就職を期待できることから、事業を継続する方向で考えている。</p>			
その他		契約は随意契約によるが、当該事業は公募提案事業である「奈良まほろばふるさと雇用再生特別対策事業」を活用したものであり、企画内容を総合評価で審査のうえ、採択した業者と契約を締結した。			

① 事業の概要

新卒学生等地元就職応援事業は、主に近畿圏内(奈良県を含む)の新卒学生を県内企業に就職させることを目的とし、県内企業に対して新卒者向け求人開拓を行うと同時に、県内外の大学等の就職活動中の学生を対象に、県内企業の新卒求人情報の提供、就職相談等を実施することで、若年者層の雇用のミスマッチを解消し、新卒者等の県内への就職を図ることを目的としている。

平成 22 年度より、ふるさと雇用再生特別基金事業を活用したものである。委託先にて、求人開拓員 5 名を雇用し県内企業を訪問し、新卒求人の開拓を実施する。また、地元就職魅力発見カウンセラーを委託先にて 5 名雇用し、開拓した求人情報や企業情報を学生等に提供する。更に、委託先で 1 名事務員を雇用し、事務サポートを遂行する。

平成 22 年度の求人獲得の実績については、県内の企業を 1,412 社訪問し、約 500 名程度の求人数の獲得となった。当該求人に対して新卒者等の就職が内定した件数は、県が把握できているだけで 93 件であった。また、求人開拓における企業調査や企業訪問を実施する中で、県内の企業における人材ニーズ等の実状を把握しているため、これらの情報を今後利用し、新卒学生等とのマッチングに役立たせる。

② 県内の企業情報の今後の利用（意見）

本事業は、ふるさと雇用再生特別基金事業を活用した取組であり、平成 22 年度が初年度であるため、マッチング件数の拡大等課題を残すものの、県内企業の雇用実態を把握して求人情報を掘り起こし、新卒者等の県内就職を生み出すという当初の目的については、少なからず達成されている。県としても、今後も同様の事業を続け、県内雇用の創出を更に加速させていきたいとの考えであった。しかしながら、ふるさと雇用再生特別基金の制度は、平成 23 年度で終了するため、当該事業が同程度の規模で継続するかは未定である。過年度の大規模な投資の結果により入手した県内の人材ニーズ等の有用な企業情報について、今後も活用し県内の雇用の活性化に利用できるようにするには、入手した情報を整備し、今後の運用方針を定めることが望ましい。

（6）奈良県就職ポータルサイト作成事業

（単位：千円）

事業名（所管課所管係）		奈良県就職ポータルサイト作成事業（雇用労政課雇用政策係）			
事業目的		若年者等の雇用失業情勢が今後さらに厳しさを増す中で、H21 年度に（財）奈良県中小企業支援センターが実施した「若年者の就労意識と実態に関する調査」においても、若年者が行政に求めるものとして「きめ細かな求人・求職情報の提供」を求める声が多かったことから、県内での求人求職に関する情報をはじめとする就業支援に関する情報を総合的に集約したポータルサイトを整備。			
事業内容		県内の求人求職をはじめとする就業支援に関する情報を提供するホームページを委託により作成。			
事業主体		県			
事業開始年度		H22 年度			
契約方法		随意契約			
事業費	年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	予算	-	-	5,384	-

	実績	-	-	5,376	-
財源	国	-	-	-	-
	一般財源	-	-	-	-
	その他	-	-	5,384	-
数値目標又は管理指標の内容		サイト閲覧数			
		求人登録件数			
		求職登録者数			
数値目標又は管理指標	年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	目標又は計画	-	-	・サイトの作成 ・サイト運営	・サイト運営
	実績	-	-	閲覧数 46,478 件 登録求人数約 120 人 登録求職者数延べ 310 人	閲覧数 31,143 件 登録求人数約 150 人 登録求職者数延べ 400 人
今後の事業の方向性		その他 (理由) 作成事業としては単年度事業。サイト運営は職員で行っており、経費はかからない。 求人求職情報やセミナー等の就業支援情報の蓄積を更に進めるため、幅広く情報を収集していくとともに、企業合同説明会やセミナー等求職者が集まる場をとらえてPRしていく。			
その他		契約は随意契約であるが、公募型プロポーザルで行い、企画内容を総合評価で審査の上、採択した業者と契約を締結した。			

① 事業の概要

奈良県就職ポータルサイト作成事業は、県内の求人求職に関する情報をはじめとする就業支援に関する情報を総合的に集約したポータルサイト“ジョブなら net”の作成事業である。緊急雇用創出基金事業を活用して作成された当ポータルサイトは、平成 22 年 8 月末委託先におけるサイト完成後、職員によりサイト運営が行われている。求職者及び県内の事業主は、当ポータルサイト内の情報を自由に見ることができ、更に会員登録することで、メール等で求人求職双方の当事者間での情報交換ができる仕組みが構築されている。

②ポータルサイトの運用と周知(意見)

当ポータルサイトの利用数等は以下のとおりとなっている。

平成 23 年 11 月 15 日現在

累計閲覧者数	85,947 件
登録求人数	約 42 人
登録事業所数	207 件
登録求職者数	134 人
企業情報への累計アクセス数	34,980 件
求人情報への累計アクセス数	1,598 件
個人情報への累計アクセス数	1,846 件
累計お問い合わせ件数【個人→企業】	26 件
累計お問い合わせ件数【企業→個人】	142 件
累計マッチング件数(※)	2 件

(※) マッチング件数はサイト内では把握できないため、2011 年 5 月 6 日に、登録企業 181 社に対して、当サイトを通じて採用に至った件数をメールで一斉照会し、回答入手分 74 件についてのみ集計。

当ポータルサイト運用の目的の一つである求人と求職者のマッチングについて、平成23年5月10日現在2件と非常に件数が少なく、当ポータルサイトが県民によって十分に活用されていない。当事業の主な目的は、就職に関する総合的な情報提供であり、マッチング件数のみをもって良否を判断することはできない。また、マッチング件数は、当ポータルサイト内で自動的に把握されるものではなく、県が把握できていない案件が存在する可能性がある。しかしながら、雇用の促進という観点からは、マッチング件数を増大させる必要性は高いと考える。稼働開始以降、チラシ等により企業合同説明会や各種セミナー参加者等に都度、当ポータルサイトの利用を呼びかけているが、県内における周知の更なる徹底を図るべきである。

今後は、多くの県民が目にする「県民だより」に掲載する、当ポータルサイトに助成金制度等の有用な情報を掲載すること等で、利用者を拡大することを検討しているとのことである。早期に方針を確定し、当ポータルサイトを周知徹底し、有用な情報提供の場として多くの利用者に参加してもらい、運用されることが望ましい。

(7) しごと i センター運営事業及び就職支援技術講習事業（しごと i センター）

① 事業の概要

ア) しごと i センター運営事業

しごと i センターとは、平成14年4月1日に奈良市及び大和高田市の2ヶ所に設置された施設であり、就業を希望する県民等に対し、就業・職業・労働・生活に関する広範な情報の提供、就職に関する相談などを行う総合的窓口として運用されている。

平成14年4月1日以降のしごと i センターの沿革は以下のとおりである。

沿革	
平成14年4月1日	奈良県奈良しごと i センター、奈良県高田しごと i センターを設置。
平成16年5月20日	国の施策のもと、奈良県奈良しごと i センター内に、ならジョブカフェ（ヤングコーナー）を設置。
平成21年2月25日	奈良県奈良労働会館内に、奈良県地域就職支援センター（厚生労働省管轄）を設置。
平成21年4月1日	奈良県地域就職支援センター内に、生活・就労相談窓口を設置。
平成23年6月1日	奈良県奈良しごと i センター内に、奈良県無料職業紹介所を開設。

また、しごと i センターでは、就業支援を柱として、以下のような業務を行っている。

業務	設置場所	補助率	業務内容
しごと相談	奈良 高田	県 100%	就業に関する総合窓口として、「しごと相談ダイヤル」による電話及び窓口での就業全般にわたる相談・情報提供を実施。
ならジョブカフェ	奈良	県 100%	若年者（40 才未満）の就職支援のため、セミナー・イベント・キャリアコンサルタントによる相談等を実施。
無料職業紹介	奈良	県 100%	平成 23 年 6 月 1 日開始業務。県内企業の人材確保支援と求人・求職の円滑なマッチング支援を実施。
内職相談	奈良 高田	県 100%	希望者に対し、内職のあっせん・紹介を実施。
技術講習	奈良 高田	県 100%	就職希望者である県民に就職機会の拡大を図るため、必要な知識・技術を付与するための技術講習を実施。 具体的には、以下の（就職支援技術講習事業）参照。

なお、予算の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

予算事業名内訳	予算額		
	(奈良センター)	(高田センター)	(合計)
しごと i センター運営事業	18,020	10,692	28,712
嘱託職員給料	10,707	6,318	17,025
社会保険料等	2,221	1,330	3,551
期末勤勉手当	3,703	2,185	5,888
通勤手当	372	514	886
運営経費	824	345	1,169
公用車に係る経費	193	-	193
就職支援技術講習事業			5,228
講師派遣委託			2,949
講習室パソコンリース料			2,060
その他			219
職業情報強化事業			366
パソコン・プリンターリース料			180
プロバイダ料・ADSL 回線料			176
その他			10
		計	34,306

老若男女問わず県民の就職支援を行っているが、ならジョブカフェの設置により、若年者（40 才未満）のサポート体制が手厚くなっている。

ならジョブカフェでは、正規雇用を目指して就職活動をしている若者に対し、必要に応じてキャリアカウンセリングによる相談やセミナー、講習などの支援サービスを提供している。

ならジョブカフェの来所者数・登録者数・就職者数は以下のとおりである。

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
来所者数	3,261	3,906	4,204	5,074	5,545
登録者数	631	646	755	876	817
(年齢別)					
20歳未満	22	29	37	24	49
20～24歳	278	246	250	325	314
25～29歳	216	184	261	260	245
30～34歳	87	153	165	164	115
35歳以上	28	34	42	103	94
(性別)					
男性	375	335	347	460	403
女性	256	311	408	416	414
就職者数	307	314	383	446	434
就職率(※)	44.34%	45.51%	46.78%	47.69%	48.61%
(形態別)					
正社員	197	173	238	240	231
契約社員	20	37	22	37	72
パート・アルバイト	68	72	87	138	96
派遣	22	32	36	31	35

(※) 就職率は、延べ登録者数に対する延べ就職者数の割合

イ) 就職支援技術講習事業

(単位：千円)

事業名(所管課所管係)		就職支援技術講習事業				
事業目的		就職を希望する県民等に就業機会の拡大を図るため、必要な知識・技術を付与する講習を実施するとともに、受講期間中に個々に応じた就業相談や情報提供も総合的に行うことにより受講者の就業支援とする。				
事業内容		パソコン講習、医療事務講習など仕事に役立つ実践的な内容を、奈良と高田の両会場で実施。				
事業主体		県				
事業開始年度		平成 14 年度				
契約方法		入札・指名競争				
事業費	年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
	予算	5,546	5,466	5,228	3,624	
	実績	4,599	4,823	4,190	-	
財源	国	-	-	-	-	
	一般財源	2,709	2364	2126	1428	
	その他	2,837	3102	3102	2196	
数値目標又は管理指標の内容		受講者の就業率				
数値目標又は管理指標	年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	
	目標又は計画	講習の実施	講習の実施	講習の実施	講習の実施	
	実績	受講者の就業率 46.0%	受講者の就業率 40.8%	受講者の就業率 46.1% (H23.6月現在)	-	
今後の事業の方向性		維持 (理由) 就業相談や就職に関する情報提供なども含めて総合実施する内容は民間にはない特徴であり、受講生に好評である。また、職業訓練に比べて短期間でスキルを身につけることができ、早く就職につながることから、継続実施する必要がある。				

就職を希望する県民に就業機会の拡大を図り、必要な知識・技術を提供するため、しごと i センター内で募集・開催される講習である。主な講習内容は、エクセルやワードの操作方法を教えるパソコン講習や、医療事務講習であり、県民の就業希望者を対象に、約 1～2 週間の短期間で連続して受講できるように設計されている。

② 受講修了者の就職支援（意見）

平成 22 年度の受講者について、平成 22 年度技術講習受講者就業状況（奈良・高田総計）の平成 23 年 6 月現在の就業率は平均 46.1%であり、他の講習提供事業と比較すると低い。内容は、“民間教育訓練施設等活用型職業訓練事業”で提供される講習と比較すると基礎的な内容のものが多く、受講修了後即座に実践的に活用することは難しいとのことである。しかしながら、当該事業の趣旨を勘案すると、受講により受講者が何らかの方法で就業機会を獲得する必要がある。そのため、受講修了後の就職支援や、受講修了後の応用講座の斡旋等により、就業率の向上を図るべきである。

(8) 就労困難者在宅就業支援事業

(単位：千円)

事業名（所管課所管係）		就労困難者在宅就業支援事業			
事業目的		ひとり親等や障害者の就労困難者の在宅就業を支援するため、安心こども基金を活用し、ITを用いた在宅就業の実践について民間事業者に委託する。これにより、自営型のテレワークを普及させ、新たな雇用を創出し、県経済の活性化を図ることを目指す。			
事業内容		ひとり親等、障害者を対象に e-ラーニングにより在宅で働くためのスキルを身につける訓練を実施する。訓練終了後は、事業の修了まで就労支援を行う。			
事業主体		その他（右側に記載）	「IT活用等による在宅就業委託業務」受託コンソーシアム		
事業開始年度		平成 22 年度			
契約方法		随意契約			
事業費	年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	予算	-	-	71,000	103,000
	実績	-	-	68,950	-
財源	国	-	-	-	-
	一般財源	-	-	-	-
	その他	-	-	71,000	-
数値目標又は管理指標の内容		訓練生数			
		訓練終了後の就労状況			
数値目標又は管理指標	年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	目標又は計画	-	-	・訓練実施	・訓練実施 ・就業支援

	実績	-	-	85名訓練開始 (3期に分けて 訓練を実施)	-
今後の事業の方向性	拡大 (理由) 22年度は2回、23年度は1回募集を行っているが、定員を上回る募集があり好評だった。特に2回目と3回目の募集時においては、6倍を超える募集があり、在宅で働くためのスキルを身につけることの需要が多いことが確認できた。 また、訓練中のOJT先の確保や訓練終了後の仕事についてもある程度確保できる見通しであることから、事業を継続する方向で考えている。				
その他	契約は随意契約によるが、業者の選定にあたっては、プロポーザルを実施し、業者選定審査会で最も優秀と判断された業者と契約を締結した。				

① 事業の概要

就労困難者在宅就業支援事業は、ひとり親や寡婦、障害者の経済的な自立を目的として、ITを中心とした在宅就業を促進するため、訓練期間中は受講者全員にパソコンを貸与し、e-ラーニングにより在宅で働くためのスキルを身に付ける訓練を実施し、家庭と仕事の両立が図られるよう在宅就業の拡大に向けた環境整備を図り、新たな雇用創出を図る事業である。安心こども基金を活用した事業であり、月60時間で3カ月の基礎訓練につき、受講者一人に対して訓練手当を月5万円支給する。また、月30時間で6カ月の応用訓練については、受講者一人に対して訓練手当を月2.5万円支給する。訓練中に、OJTを実施し、また訓練修了後の就業支援を実施している。

平成22年度は、3期に分けて85名(訓練開始時)の受講者を受け入れている。具体的に第1期生を取り上げるが、第1期生は85名の内30名であり、その内訓練を修了した者は17人となった。さらに、17名中11名は就業し、4名はレベルアップのため管理訓練に進んだが、残りの2名は未就業となっている。修了後に確保できる業務内容としては、facebookの更新業務・キーワードライティング業務・ブログ更新業務・映像データから文字を起こす業務・メールによる相談回答業務(国の委託業務)・ブログの論調調査業務等であり、訓練修了者に適任業務をマッチングさせ、業務を振り分けている。

② 受講終了後の貸与パソコンの再利用(意見)

受講者に対する貸与パソコンの使用状況について平成23年11月1日現在のパソコン台数127台(約10万円/1台)について確認した結果、以下のとおりであった。

平成 23 年 11 月 1 日現在のパソコン台数	127 台
うち、受講者保有台数	78 台
うち、トレーナー使用台数	16 台
うち、事務局対応用台数	2 台
うち、代替機器用台数	31 台

※127 台は第 1 期～第 4 期の受講生（120 名分）の当初必要パソコン台数

平成 23 年 11 月 1 日現在で代替機器用台数として使用されていない 31 台が存在する。

購入したパソコンの所有権は委託事業者にあるため県が自由に利用することはできないが、定期的に委託事業者から貸与パソコンの管理状況について報告を受け、未使用パソコンの活用方法について委託事業者と協議すべきである。

新品のパソコンであれば 1 年程度で大幅に陳腐化するわけでもなく、十分に再利用できる機能を有していると考えられる。現在のところ、事業年度を延長したり、受講者数を増やすなどは予定していないが、今後、当該事業を拡大することを検討する場合には、パソコンの再利用等について委託事業者と協議を行い、事業の効率化を図るよう留意すべきである。

③ 訓練修了者の本事業に係る就業による報酬（意見）

平成 23 年 9 月～11 月の期間を対象として就業状況のアンケートを実施し、対象者 30 人のうち 23 人からの回答があり、結果は以下のとおりである。「本事業に関わる新規の報酬を全く得ていない」のは、6 名であった。また、「新規の報酬を得ている」と回答した 17 人（A コース 14 人、B コース 3 人）について分析すると、1 ヶ月の平均報酬は A コース（ダブルワーク、トリプルワークの解消につながるレベルの収入：5 万円目標）で約 34 千円であり、B コース（生活の維持、将来の教育費支出に備えるレベルの収入：3 万円目標）で約 13 千円であった。本事業で県が当初考えていた目標報酬を下回っているが、前回調査（6 月～8 月）の平均報酬約 7 千円を上回っており改善は認められる。

今後は、こうした状況も踏まえ、さらに事業の効果を高めるために、何が必要なのかを分析し、引き続き支援する必要がある。

(9) 障害者職業能力開発訓練委託事業

(単位：千円)

事業名（所管課所管係）		障害者職業能力開発訓練委託事業			
事業目的		地域の多様な委託先等（民間教育訓練機関・事業所・福祉法人・NPO 法人）に委託して障害者の能力、適性及び地域の障害者の雇用ニーズに応じた委託訓練を機動的に実施し、就職に必要な知識・技能の習得を図ることにより障害者の促進に資する。また障害者の委託訓練受託企業の開拓に係る事業を県内の障害者支援機関へ委託し、受託企業の開拓を促進する			
事業内容		障害者訓練委託事業・障害者支援機関委託事業			
事業主体		県			
事業開始年度					
契約方法		随意契約			
事業費	年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	予算	13751	14,243	16,167	19,082
	実績	10414	11,293	10,123	-
財源（決算ベース）	国	10,407(9,027)	11,293(9,408)	10,123(8,490)	-
	一般財源	7	-	-	-
	その他	-	-	-	-
数値目標又は管理指標の内容					
数値目標又は管理指標	年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	目標又は計画	-	-	-	-
	実績	-	-	-	-
今後の事業の方向性		(理由)			

①事業の概要

障害者職業能力開発訓練委託事業は、職業能力開発促進法に基づき障害者の能力、適正及び地域の障害者の雇用ニーズに応じた委託訓練を機動的に実施し、就職に必要な知識や技能の習得を図り、障害者の雇用促進に資する事業である。

平成 22 年度において、「知識・技能習得訓練コース」と「実践能力習得訓練コース」の 2 コースが設定されている。それぞれのコース概要は下表のとおりである。

	「知識・技能習得訓練コース」	「実践能力習得訓練コース」
委託先	民間教育訓練施設、NPO 法人等	民間企業、福祉法人、NPO 法人等
訓練期間	3 ヶ月以内	3 ヶ月以内
訓練時間	100 時間/月標準（最低 80 時間）	100 時間/月標準（最低 60 時間）
講座内容	パソコンスキル講座、事務業務スキル講座 etc	実践的な職業能力の開発・向上のため、企業等を委託先とし事業所現場を活用して実施する訓練。 清掃、荷物の仕分け、農作業、介護サービス etc
受講者数 (うち、受講修了者)	30 人 (25 人)	30 人 (28 人)
就職者数	0 人	22 人

②訓練修了後の就業率について（意見）

上表のとおり、「知識・技能習得訓練コース」の訓練修了者の就職者数は 0 人であり、事業の趣旨である障害者の雇用促進を達成できていない。一方、「実践能力習得訓練コース」は事業所現場を活用した訓練であるため、同事業所にて受講修了後の就業に結び付きやすい。そのため、就業者数は 30 人中 22 人と訓練修了後の就職率は相当程度高い。

「実践能力習得訓練コース」の委託先の充実に努めつつ、「知識・技能習得訓練コース」については、就職に効果的な訓練内容を検討し、また、本事業の認知を高め応募者の拡大を図り、就職支援の強化に努めることが望ましい。

(10) 民間教育訓練施設等活用型職業訓練事業

(単位：千円)

事業名（所管課所管係）		民間教育訓練施設等活用型職業訓練事業			
事業目的		中高年齢求職者、就職困難者の能力向上を図るための職業訓練により再就職を支援する。			
事業内容		中高年齢求職者、離職者、母子家庭の母、若年者等に対し、それぞれ科目設定、早期実施が可能な民間教育訓練施設等を活用した委託訓練により能力開発をする			
事業主体		県			
事業開始年度					
契約方法					
事業費	年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	予算	36,865 (31,897)	233,134 (220,892)	377,912 (361,426)	396,998
	実績	32,746 (28,338)	159,300 (149,148)	298,721 (284,690)	-
財源	国	32,727 (28,338)	159,269 (149,148)	298,666 (284,690)	-
	一般財源	19	31	55	-
	その他	-	-	-	-
数値目標又は管理指標の内容					
数値目標又は管理指標	年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	目標又は計画	-	-	-	-
	実績	-	-	-	-
今後の事業の方向性		維持 (理由) 事業規模を維持しつつ、より求人・求職のニーズにあった訓練科の見直しを行う			

① 事業の概要

民間教育訓練施設等活用型職業訓練事業は、中高年齢求職者や就職困難者に対して職業訓練を提供し能力開発を行うことにより、再就職につなげることを目的とする事業である。平成 22 年度は約 900 名が受講対象者となっている。民間の教育機関において、原則 3 ヶ月間の職業訓練が実施される。

履修科目は幅広く、ビジネス実践知識、財務会計関連講座、介護福祉士養成、CAD 基礎など多岐にわたり、平成 22 年度で約 40 コース設定された。

受講生は、訓練修了後、就職状況に関する追跡調査を実施されることになっている。調査の結果、訓練修了後 3 ヶ月以内に 4 ヶ月以上の雇用期間の就職率が 75%以上であれば、就職支援費として、満額の 20 千円に受入月数（上限 3 ヶ月）と訓練者数を乗じた額を各委託先にインセンティブとして付与される。就職率が 55%以上 75%未満であれば 50%減額され、55%未満になると支給されない。

② 職業訓練コースの設定について（意見）

雇用労政課における「（４）課が実施する事業の一覧」にも記載のとおり、平成 22 年度の事業費合計に占める職業訓練に関する事業費は相当程度大きく、その中でも本事業費が最大となっている。

また、当事業の趣旨は、中高年齢求職者や就職困難者の再就職の支援のための職業訓練の提供であり、訓練修了後、各委託先に対して支給される就職率を基準としたインセンティブ報酬により、一定の就職率維持を図っている。各コースにより、就職率には乖離があるが、平均すると修了後 3 ヶ月内の就職率について、60～70%は確保できている。また、就職率の状況や、求人・求職のニーズに応じて訓練コースの見直しを行っているとのことである。

しかしながら、雇用労政課の事業費合計に占める本事業の割合が相当程度重要であることを勘案すると、県が有する課題に関連させて本事業を活用すべきと考える。

具体的には、例えば「（２）県における雇用に関する現状と課題」に記載のとおり、職種別に有効求人倍率を見ると、事務職の有効求人倍率が低く、求人と比較して求職者が多くなっているが、それにも関わらず本事業で扱う経理事務関連コースが相対的に多く設定され、事務業務で必要とされるパソコン操作スキルに係る訓練コースの提供が手厚くな

っている。受講者及び潜在的受講者のニーズに合わせたコース設定という観点のみだけでなく、例えば職種別の有効求人倍率を基礎とした分析結果などにより、県の実状に合わせた柔軟なコース設定という俯瞰的な観点を持つことが望ましい。

(11) ふるさと雇用再生特別基金事業

(単位：千円)

事業名 (所管課所管係)		奈良県ふるさと雇用再生特別基金事業補助金 (雇用労政課雇用促進係)			
事業目的		奈良県ふるさと雇用再生特別基金を活用して、地域における雇用の再生を図るため、市町村が地域の求職者等を雇い入れて行う継続的な雇用の機会を創出する事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。			
事業内容		<p>地域における継続的な雇用機会の創出を図るために、民間企業、特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) に基づく特定非営利活動法人 (以下「NPO法人」という。)、その他の法人又は法人以外の団体等に対する委託により行う。</p> <p>① 市町村が企画した新たな事業であること (既存事業 (実質的にそのように判断されるものを含む。)) の振替でないこと。)</p> <p>② 建設・土木事業でないこと。</p> <p>③ 雇用機会を創出する効果が高い事業であること (委託事業に係る経費のうち、失業者に向けられる人件費は概ね2分の1以上であること。)</p> <p>④ 地域内にニーズがあり、かつ、今後の地域の発展及び地域における継続的な雇用が期待される事業であること (草刈り、単純清掃等の軽作業、事業継続性の見込まれない調査研究事業等は除く。)</p>			
事業主体		市町村	(広域連合及び一部事務組合を含む)		
事業開始年度		21			
補助期間		3年			
補助率		10/10			
交付先 (上位3件) (平成22年度)		相手先	金額		
		1 檀原市長	100,097		
		2 十津川村長	50,924		
		3 五條市長	36,962		
事業費	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	予算	-	281,177	529,990	800,000
	実績	-	138,361	404,272	-
財源	国	-	-	-	-
	一般財源	-	-	-	-
	その他	-	138,361	404,272	800,000
数値目標又は管理指標の内容		雇用創出基金 (ふるさと雇用、緊急雇用) を活用し、平成24年度までにあわせて8,000人の雇用創出を図る。			
数値目標又は管理指標	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	目標又は計画	-	2,000人	2,508人	3,028人
	実績	-	2,294人	2,887人	-
今後の事業の方向性		その他 (理由) 国の実施要領において、事業実施期間が平成23年度末までと定められている。			

(※) 上記表中の金額は、市町村が実施主体となった事業にかかる市町村への補助金額であり、県自らが実施した事業を含まない。

①事業の概要

ふるさと雇用再生特別基金事業とは、国の交付金をもとに「奈良県ふるさと雇用再生特別基金」を造成し、地域における継続的な雇用機会の創出を図ることを目的とする事業である。地方公共団体は、地域内でニーズがあり、今後の地域の発展に資すると見込まれる事業のうち、その後の事業継続が見込まれる事業を計画し、民間企業等に事業委託する。選定された民間企業等が求職者を新たに雇い入れることにより雇用を創出する。

事業期間	平成 21 年度～平成 23 年度の 3 年間		
基金総額	5,010 百万円 (3 年間合計)		
雇用期間	労働者と原則 1 年の雇用契約を締結し、必要に応じて更新		
事業実施の要件	事業費に占める新規雇用失業者の件数割合は 1/2 以上		
積極的な活用が求められる分野	介護、農林水産業、環境、観光分野 (建設・土木事業は不可。また、草刈り、単純清掃等の軽作業、事業継続性が見込まれない調査研究事業等は除く。)		
その他 (一時金)	正規雇用化のための一時金支給 30 万円。		
		平成 21 年度	平成 22 年度
	正規雇用	53 人	141 人
	内、一時金受取	6 人	23 人
一時金支給要件	次のいずれにも該当する事業主 (1) 奈良県ふるさと雇用再生特別基金事業 (以下「委託事業」という。) を実施する事業主又は再委託を受けた事業主 (2) 委託事業の実施による新規雇用者又は派遣労働者 (登録型) との間で委託事業に係る雇用契約期間の終了の日までの間に、期間の定めのない労働契約を締結し、委託事業終了後も引き続き雇い入れる事業主		

②一時金制度の周知徹底による雇用継続機会の増大 (意見)

ふるさと雇用再生特別基金事業は、事業の概要にも記載のとおり、地域の求職者等が継続的に働く場を作り出すことを目的とした事業である。この目的を達成するための方策の一つとして、委託事業終了後の継続雇用に対して、1 人当たり一時金 30 万円を支給するという制度がある。当一時金は、一定の要件を満たした場合、委託事業主が自発的に所定の申請手続を行うことにより、支給を受けることになる。上表によると、平成 21 年度及び平成 22 年度のどちらにおいても、実際の継続雇用人数を大幅に下回る一時金支給対象人数となっている。これは、手続申請期間が委託契約期間終了の 1 ヶ月以内までと短く、申請を失念したまま期限切れとなった等の要因があるが、事業主が本制度を熟知していないことも考えられるため、事業の趣旨を勘案すれば、一時金制度の周知徹底を行うことが望まれる。

(12) 緊急雇用創出事業

(単位：千円)

事業名（所管課所管係）		奈良県緊急雇用創出事業補助金（雇用労政課雇用促進係）			
事業目的		奈良県緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して、離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の失業者の生活の安定を図るため、市町村が行う短期の雇用・就業機会を創出・提供する事業について、予算の範囲内において補助金を交付する。			
事業内容		<p>市町村が行う下記の事業に対し、補助を行う。</p> <p>（1）失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出・提供及び人材育成のために、民間企業、シルバー人材センター、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（NPO法人）、その他の法人又は法人以外の団体等（民間企業等）に対する委託により行う次のいずれかの事業（委託事業）</p> <p>① 失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供する事業であって、②以外のもの（緊急雇用事業）</p> <p>② 失業者に対する短期の雇用・就業機会を創出・提供する事業であって、重点分野（介護、医療、農林水産、環境・エネルギー、観光、地域社会雇用及びこれらの成長分野を支える基盤としての教育・研究の分野並びに奈良県が地域の成長分野として設定した4分野をいう。以下同じ。）に係るもの（重点分野雇用創出事業）</p> <p>③ 失業者に対する短期の雇用機会を提供した上で、地域のニーズに応じた人材育成を行う事業（地域人材育成事業）</p> <p>（2）失業者に対する短期の雇用・就業機会の創出・提供及び人材育成のために、自ら実施する（1）①から③までのいずれかの事業（直接実施事業）</p>			
事業主体		市町村（広域連合及び一部事務組合を含む）			
事業開始年度		21			
補助期間		3年または4年			
補助率		10/10			
交付先（上位3件） （平成22年度）		相手先		金額	
		1 大和高田市長		126,405	
		2 御所市長		108,456	
		3 田原本町長		93,986	
事業費	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	予算	-	740,813	2,134,449	3,100,000
	実績	-	561,315	1,611,656	-
財源	国	-	-	-	-
	一般財源	-	-	-	-
	その他	-	561,315	1,611,656	3,100,000
数値目標又は管理指標の内容		雇用創出基金（ふるさと雇用、緊急雇用）を活用し、平成24年度までにあわせて8,000人の雇用創出を図る。			
数値目標又は管理指標	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	目標又は計画		2,000人	2,508人	3,028人
	実績		2,294人	2,887人	
今後の事業の方向性		<p>その他</p> <p>（理由）国の実施要領において、事業実施期間が平成23年度末まで（緊急雇用事業）、または、24年度末まで（重点分野雇用創造事業）と定められている。</p>			

（※）上記表中の金額は、市町村が実施主体となった事業にかかる市町村への補助金額であり、県自らが実施した事業を含まない。

① 事業の概要

緊急雇用創出事業は、リーマン・ショックに伴い雇用失業情勢が大幅に悪化したことに鑑み、非正規労働者や中高年齢者等の失業者の一時的な就業の機会を創出するために国が創設した事業である。

県は、国から受けた交付金によって基金を創設し、基金を取り崩す形で事業を実施する。また、県は県自らが事業を行うほか、市町村が実施する事業に対して、補助金の交付を行っている。

事業は平成 21 年度～平成 23 年度までの時限的事業（一部事業については平成 24 年度まで延長可能）であり、3 年間の事業のために、国から交付され県が造成した基金は 9,030 百万円である。

奈良県緊急雇用創出事業臨時特例基金の状況は次表のとおりである。

（単位：千円）

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	総額
基金受入	1,860,000	5,410,000	1,760,000	-	9,030,000
取崩（執行）（※）	-	△ 1,085,542	△ 493,178	△ 2,428,239	△ 4,006,959
運用益	-	7,799	14,706		
残高（3 月末ベース）	1,860,000	6,192,257	7,473,785		

（※）上表における取崩（執行）は、現金収支年度におけるものであり、歳出の決算年度とは異なっている。平成 23 年度において、2,428 百万円の執行となっているが、これは平成 22 年度における事業に係るものであり、出納整理期間中（5/31）において、現金支出（市町村への補助金交付）があったため、平成 23 年度に区分されているものである。

基金は、平成 22 年度において 2,354 百万円（※）執行されており、平成 22 年度における執行主体別の状況は、次のとおりである。

（単位：千円）

実施主体	緊急雇用事業	重点分野雇用創出事業	地域人材育成事業	総計
奈良県	198,506	437,888	144,805	781,200
大和高田市	118,217	8,187	-	126,404
御所市	87,545	13,368	-	100,913
奈良市	61,356	30,968	-	92,324
桜井市	23,429	67,902	-	91,332
上牧町	85,262	1,658	-	86,921
田原本町	79,400	7,300	-	86,700
広陵町	66,802	5,906	-	72,709
河合町	56,845	15,103	-	71,948
大和郡山市	57,056	8,860	-	65,916
五條市	47,011	15,868	-	62,879
平群町	52,636	10,149	-	62,785
王寺町	55,335	5,841	-	61,177
香芝市	45,551	6,260	-	51,812
宇陀市	43,370	7,536	-	50,907
吉野町	25,459	19,628	-	45,087
大淀町	12,266	4,093	17,015	33,375
生駒市	32,854	-	-	32,854
橿原市	24,838	7,633	-	32,472
川西町	25,924	6,488	-	32,413
下北山村	17,842	11,492	-	29,334
安堵町	28,387	-	-	28,387
川上村	22,723	3,141	-	25,864
高取町	11,064	13,804	-	24,868
下市町	15,670	8,509	-	24,179
十津川村	5,153	9,903	6,591	21,648
御杖村	17,324	1,783	-	19,107
明日香村	13,620	3,110	-	16,730
葛城市	12,126	3,764	-	15,890
上北山村	9,045	5,154	-	14,199
天理市	6,079	7,345	-	13,424
中和広域消防組合	12,127	-	-	12,127
東吉野村	9,953	1,595	-	11,548
山添村	11,483	-	-	11,483
曾爾村	5,583	3,540	-	9,124
天川村	4,095	4,831	-	8,926
野迫川村	7,651	-	-	7,651
三宅町	6,895	-	-	6,895
黒滝村	2,406	4,358	-	6,764
斑鳩町	2,848	-	-	2,848
三郷町	1,350	-	-	1,350
総計	1,423,102	762,978	168,412	2,354,493

（※）上表では、事業費本体のみを集計しており、その他の経費（臨時職員の雇用に要する経費等）については集計の範囲外としている。

なお、緊急雇用創出事業は、上表のとおり、ア) 緊急雇用事業、イ) 重点分野雇用創出事業、ウ) 地域人材育成事業の3種類に区分される。その内訳は次のとおりである。

(単位：千円/人)

	事業額	人件費	新規雇用の失業者に係る人件費		事業に従事する全労働者数	新規雇用の失業者の人数
				割合		
1. 緊急雇用事業						
緊急雇用事業	1,423,102	1,240,887	1,013,266	71.2%	1,830	1,564
臨時職員の雇用に要する経費	69,152				78	78
生活・就労相談支援事業	3,799					
周知・広報及び管理運営等に要する経費	178					
小計	1,496,232				1,908	1,642
2. 重点分野雇用創出事業						
重点分野雇用創出事業	762,978	610,870	512,744	67.2%	855	648
小計	762,978				855	648
3. 地域人材育成事業						
地域人材育成事業	168,412	130,151	121,948	72.4%	114	93
周知・広報及び管理運営等に要する経費	616					
小計	169,028				114	93
緊急雇用事業合計	2,428,239				2,877	2,383

当該事業は、国が100%の財源を拠出する事業であり、事業実施にあたっては、国が定めた「緊急雇用創出事業実施要領」に従う必要がある。また、県として別途「奈良県緊急雇用創出事業補助金交付要綱」を定めて、市町村補助事業における実務的な取扱いを定めている。

緊急雇用創出事業実施要領のポイントは次のとおりである。

・対象事業（緊急雇用事業および重点分野雇用創出事業）（第5-1(1)）

都道府県が企画した新たな事業であること。

建設・土木事業でないこと。

雇用・就業機会を創出する効果が高い事業であること。

地域内にニーズがあり、離職した非正規労働者、中高年齢者、未就職卒業者等の失業者の次の雇用までの短期の雇用・就業機会にふさわしい事業であること。

・新規雇用する労働者（第5-1(2)）

安定所への求人申し込みのほか、文書による募集、直接募集等においても募集の公開を図るものであること。

緊急雇用：雇用・就業期間は6カ月以内とし、1回に限り更新を可能とすること。

重点分野：雇用・就業期間は1年以内とし、更新は不可とする（一部例外あり）。

失業者であることの確認を雇用保険受給資格者証、廃業届、履歴書、職務経歴書等により実施すること。

・委託契約等（第5-3）

競争性のある手続を原則とするが、契約の性質又は目的が競争を許さない場合等については、**例外的に随意契約に準じた手続によるものとする。**

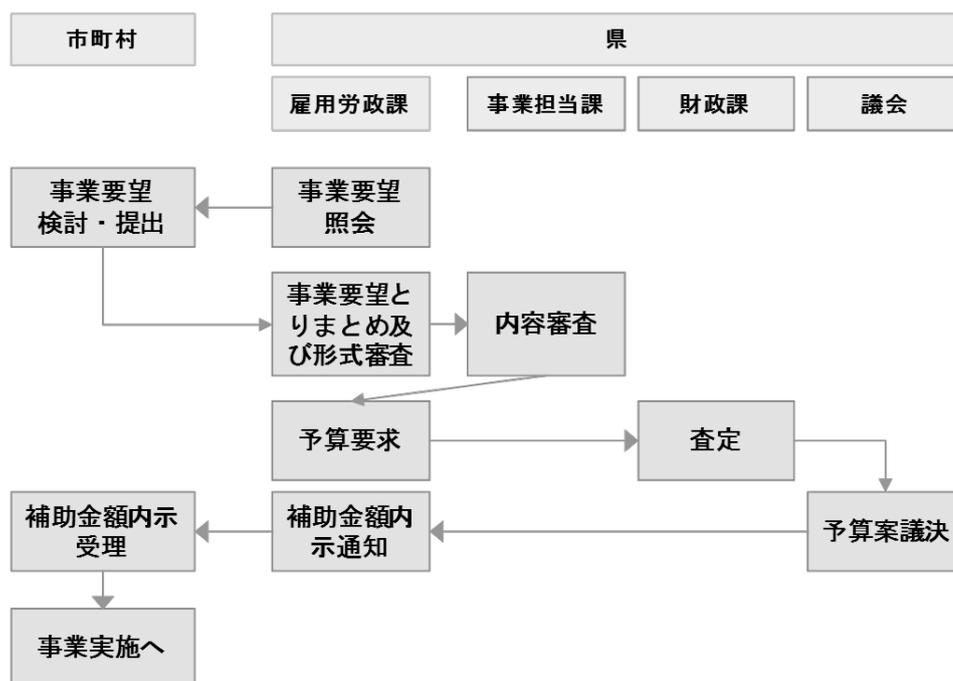
事業が実施した場合は、実績報告書を作成し、都道府県に提出すること。

委託契約額を確定した結果、概算払いにより受託者に交付した**委託費に残額が生じたとき**、又は、委託費により発生した収入があるときは、委託者は受託者に対し、**返還を命じなければならないこと。**

・事業計画全体としての要件等（第10）

年度ごとのそれぞれの**事業計画全体として**、事業費に占める**新規雇用する失業者に向けられる人件費の割合が2分の1以上**であることを要件とする。

事業の審査体制の概要は次のとおりである。（市町村事業、通常型）



形式審査は雇用労政課が行い、内容審査は事業担当課（事業に係りの強い課が指定される）が、また財政課における査定、議会における予算案審議を経て、補助対象事業が決定される仕組みとなっている。

② 台帳整備関連事業について

平成 22 年度において 285 件（1,423 百万円）の緊急雇用事業が実施されている。このうち、29 件（500,511 千円）を占めているのが、公有財産台帳の整備や道路台帳の整備など、各種台帳整備関連の事業である。なお、県が直接実施主体となっている業務はなく、すべて、市町村が実施主体となっている事業である。

平成 22 年度において台帳整備関連事業が数多く実施された背景として、平成 21 年度から新地方公会計制度が導入され、市町村が保有する公有財産について、台帳管理を適切に実施し、新地方公会計制度上求められる固定資産の価格情報を適切に管理することが求められることとなったことがあると思われる。

平成 22 年度に実施された台帳整備関連事業の一覧は次のとおりである。

（単位：千円）

実施市町村名	事業名	事業費 ①	人件費 ②	新規雇用の失業者に係る人件費 ③	割合 ③/①	新規雇用の失業者の人数	委託業者
上牧町	上牧町道路台帳デジタル化等業務	46,725	41,568	23,950	51.3%	23	A社
広陵町	広陵町道路台帳電子化業務	36,240	32,749	18,428	50.9%	17	B社
大和高田市	大和高田市公有財産管理台帳デジタル化業務	31,605	28,675	16,749	53.0%	15	A社
御所市	地形図作成業務	29,925	24,764	15,674	52.4%	13	B社
上牧町	上牧町公有財産管理台帳デジタル化業務	27,300	25,164	14,504	53.1%	21	A社
河合町	河合町基盤地図情報作成事業	26,775	23,127	13,553	50.6%	13	A社
田原本町	田原本町公園台帳デジタル化事業	26,250	21,505	13,737	52.3%	13	A社
田原本町	田原本町道路施設現況調査事業	24,150	22,321	14,037	58.1%	16	A社
宇陀市	宇陀市境界明示データ作成事業	23,100	20,587	12,272	53.1%	12	A社
大和郡山市	大和郡山市公有財産調査業務	22,661	19,603	11,924	52.6%	12	A社
平群町	平群町地形図作製業務	20,475	16,738	10,240	50.0%	13	B社
大和高田市	大和高田市地形図作成業務	20,475	17,754	11,222	54.8%	18	B社
生駒市	明示申請書及び明示確定図個人情報対策処理事業	20,160	18,278	12,016	59.6%	11	A社
安堵町	安堵町公有財産管理台帳デジタル化業務	19,524	17,706	10,354	53.0%	11	A社
河合町	公有財産調査業務	17,955	16,563	9,537	53.1%	16	A社
平群町	平群町公有財産管理台帳デジタル化業務	17,506	15,019	9,382	53.6%	10	A社
香芝市	台帳等再整理事業	17,261	17,209	15,167	87.9%	16	(直営)
広陵町	広陵町公有財産調査業務	16,229	15,361	9,137	56.3%	11	A社
御所市	公有財産管理システム構築業務	12,075	10,564	6,091	50.4%	5	C社
大和高田市	大和高田市屋外広告物台帳作成業務	10,920	9,118	5,604	51.3%	9	B社
大和高田市	大和高田市開発申請等に伴う公共施設帰属管理データ等作成業務	10,794	9,435	5,785	53.6%	8	B社
大和高田市	大和高田市管理道路台帳作成業務委	5,355	3,795	2,711	50.6%	4	D社

	託						
奈良市	体育施設の備品台帳のデーター化及び照合業務	4,620	4,108	3,415	73.9%	3	B社
川西町	川西町公有財産台帳精緻化業務委託	4,095	3,066	2,224	54.3%	5	E社
橿原市	新地方公会計整備に伴う、公有財産台帳整備事業	2,954	2,520	1,920	65.0%	4	F社
川西町	川西町不明地番解明データ作成業務	2,215	1,860	1,410	63.7%	2	B社
東吉野村	公有財産台帳整備事業	1,829	1,605	1,605	87.8%	2	(直営)
五條市	公有財産管理台帳システム化事業	957	727	727	76.0%	1	(直営)
五條市	公有財産管理台帳システム化事業	376	376	376	100.0%	1	(直営)
合計		500,511	441,881	273,765	54.7%	305	

ア) 発注先業者について

上表に記載のとおり、29件の業務のうち、13件についてはA社が、8件についてはB社が受注している。金額比でいえば、A社は319,942千円（同種業務の63.9%）、B社は135,665千円（同27.1%）を占めており、2社で91%を超えるシェアとなっている。

業者の選定に至った経緯について県を通じて各市町村に問い合わせを行ったところ、指名競争入札によって同社を選定したとの回答が大半を占めていた。なお、発注先の選定は、各市町村が各々の財務規則に則って実施するものであり、県は契約行為を監督する立場にはない。

イ) その他人件費について

緊急雇用事業は失業者を新たに雇用し、一時的な就労の機会を提供することを目的とする。しかし、失業者のみでは業務運営が円滑に行えない場合も想定されるので、その他の社員に係る人件費（以下、「その他人件費」と呼称する。）も事業費に含めることが認められている。

台帳整備関連事業費500,511千円のうち、人件費は441,881千円（事業費の88.3%）を占めているが、そのうち失業者に対する人件費は273,765千円（同54.7%）であり、その他人件費は168,116千円（同33.6%）、物件費は58,629千円（同11.7%）となっている。

緊急雇用事業全体において計上された人件費のうち、その他人件費は総額227,621千円であり、事業費に占める割合は15.7%に過ぎないが、台帳整備関連事業については33.6%をその他人件費が占めており、その高さが際立っているといえる。

その他人件費168,116千円のうち、先に記載した2社について、県に提出されている労働者名簿から勤務日数内訳を個人別に集計した結果は次のとおりである。

ウ) 奈良県在住失業者の採用割合について

本件業務では、新規失業者として、261 名が雇用され、延べ 20,105 日にわたり当該業務に従事したとされている。261 名について、労働者名簿から失業者の住所を確認したところ、奈良県在住の者は、83 名（全体の 31.8%）に留まっていた。特に、上記 2 社に関してみると、233 名中 68 名と、全体の 29.1%に留まっていた。新規失業者 261 名が均等に報酬を受領していると仮定した場合、事業費 500,511 千円のうち、87,059 千円（全体の 17.3%）が、奈良県の失業者に分配されたともいえる。

この原因について確認を行ったところ、事業実施前に採用する失業者を決定する訳ではなく、事業決定後に初めてハローワーク等を通じて応募を受け付ける仕組みとなっていたこと、また当該業務に関する主な勤務地（作業場所）が大阪近辺である事業が多かったことにより、結果的に奈良県在住の失業者が事業に応募せず、他府県の失業者が多数を占めるに至ったとのことであった。

国の事業実施要領において、「特定の失業者のみを対象とした事業とならないよう」定められており、住所地等の要件を設けることは、国の定めた要綱に反することになることとであり、このような状況となるのもやむを得ないとのことである。

③ 国の制度設計上の問題について（意見）

上記のとおり、県における業務執行上の問題点を記載したが、緊急雇用創出事業の全体を定めているのは国であり、国の制度設計の問題について以下に記載する。

基金の造成額 9,030 百万円に対し、執行額は 23 年度の計画も含めると約 8,660 百万円にも上るが、国の制度設計上の問題により、県内失業者のみに限定した事業ができないことになっていた。

また、「新規失業者」であることの要件確認についても国の制度設計に不備があるといえる。すなわち、緊急雇用創出事業によって雇用される「新規失業者」は、原則として最長 1 年以内の雇用に限定されているが、雇用実績に関する情報が県から国に報告されおらず、国において、重複雇用を発見することが出来ない仕組みとなっている。要綱に記載のとおり重複雇用をさせないのであれば、都道府県に対して、労働者名簿の提出を求め、重複雇用のチェックのための情報収集を行うことが必要であった。

これらの不備は、リーマン・ショックに伴う雇用環境の悪化に対応して、急ごしらえで設けられた制度であることも影響していると考えられるが、県から国に対して精緻な制度設計を求めることが望まれる。

6. 財団法人奈良県中小企業支援センター

奈良県の中小企業支援事業は、県とともに、財団法人奈良県中小企業支援センター（以下「支援センター」という）に対して貸付、基金の出捐、補助金の交付等の財政支出を行い、支援センターが事業を行うという形で実施されている。そこにおける役割は、県は中小企業支援施策の立案機関であり、支援センターは県の施策の実行部隊と位置付けられる。

設立当初、支援センターは、小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき中小企業の設備貸与事業を実施するために設立された法人であったが、平成 11 年の中小企業基本法の大改正で積極的な中小企業の支援、育成方針が打ち出されたことに対応して、県の施策の実行部隊としての役割が課せられることになった。

平成 12 年度には中小企業支援法第 7 条第 1 項に基づく指定法人として奈良県中小企業支援センターを設置し、創業間もない企業や新たな分野に挑戦するベンチャー企業等の経営上生じる諸問題に対する相談業務や専門家派遣事業等、中小企業に対する総合的支援を充実させ、中小企業へのワンストップサービスを目指すこととなった。

さらに、平成 13 年に新事業創出促進法（H17 年 4 月 13 日廃止）に基づき、また、平成 17 年に中小企業新事業活動促進法に基づき中小企業支援機関の連携の中核（中核的支援機関）として機能を果たすことになった。中核的支援機関は、新事業支援機関（※1）、協力機関（※2）と連携し、県内における新事業の創出を一元的に支援するための総合的な体制（地域プラットフォーム）を整備し、綿密な連携によりワンストップサービス型の支援を行うという役割を担っている。

（※1）新事業支援機関：

雇用・能力開発機構奈良センター、奈良県商工会連合会、奈良県商工会議所連合会、奈良県中小企業団体中央会、奈良県信用保証協会、（財）奈良先端科学技術大学院大学支援財団他 12 団体

（※2）協力機関：

中小企業金融公庫、（株）南都銀行、（株）奈良銀行、奈良中央信用金庫、奈良先端科学技術大学院大学、奈良女子大学、奈良工業高等専門学校他 14 団体

(1) 支援センターの概要



①設立目的

県内中小企業の経営基盤の強化に資する設備の導入、経営課題に対する情報提供、総合相談・診断及び産研学共同体制による産業技術の研究開発に対する支援、また、その他必要な事業を行い、もって創業及び経営革新の促進、ベンチャー企業の創出、下請取引の適正化等県内中小企業及び産業の育成発展に寄与することを目的とする。

②設立年月日

昭和47年6月17日

③基本財産

出資（出捐）者の氏名	出資（出捐）財産の種類	金額
奈良県	出捐金	5百万円

(2) 組織概要

①人員

	平成 22 年度	平成 23 年度	増減
役員	5	5	0
職員	57	38	△19

(内訳)

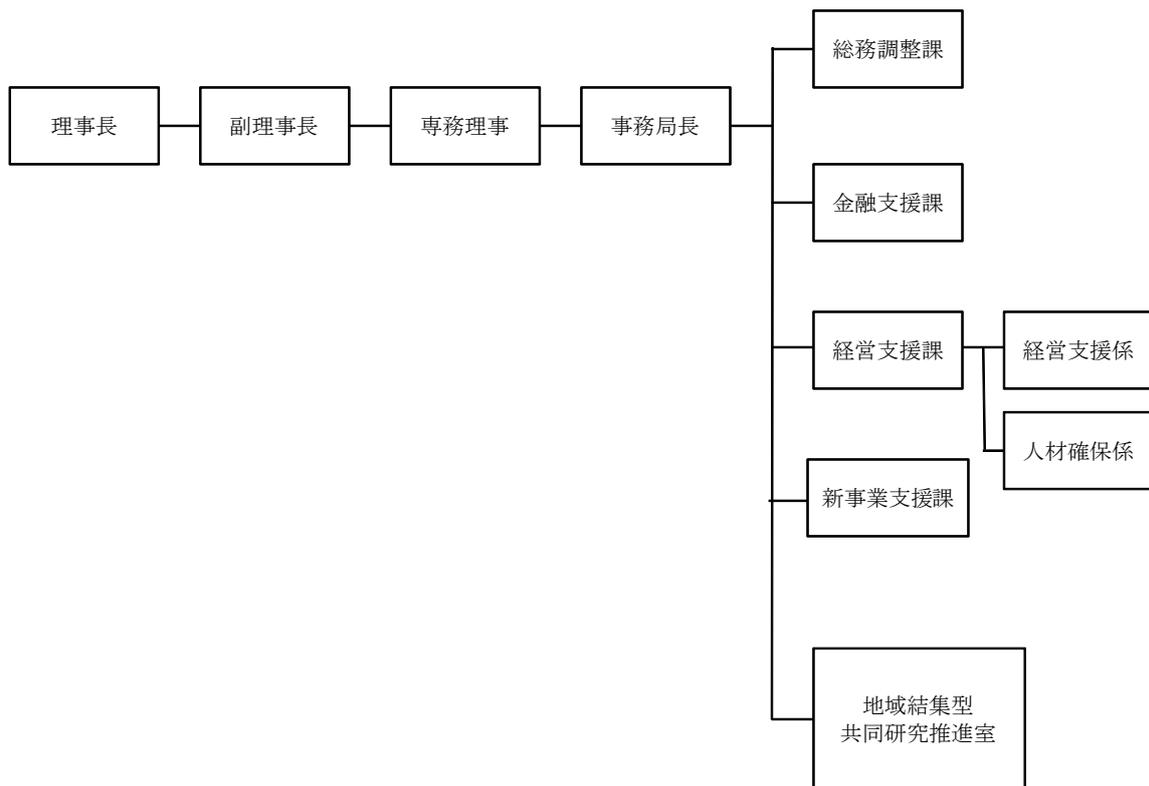
	平成 22 年度	平成 23 年度	増減
専務理事 (県)	1	1	0
県派遣職員	11	4	△7
センター職員	6	5	△1
金融機関からの 出向者	2	2	0
研究員	6	—	△6
技術員	3	—	△3
嘱託職員	19	19	0
日々雇用	9	7	△2
合計	57	38	△19

(減少理由)

県派遣職員が 7 名減少している理由は、平成 21 年 1 月の神戸市外郭団体への補助金返還請求訴訟に係る大阪高裁判決で、外郭団体への派遣職員の給与相当分を派遣元である地方公共団体が補助金として支給することは派遣法違反であると判決が下されたことにより、県の派遣職員についても、支援センターから県へ引き上げることになったためである。

また、研究員 6 名、技術員 3 名、日々雇用 2 名が減少している理由は、地域結集型研究開発推進事業が終了したことによる。

②組織図（平成 22 年 4 月 1 日現在）



(3) 主な事業内容

事業	主な内容
I 経営相談への対応	<p>(中小企業の経営に関する相談に総合的に対応するとともに、中核的支援機関として他機関と連携した支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 窓口相談事業 (2) 専門家派遣事業 (3) 情報提供・広報事業 (4) 中小企業応援センター事業 (5) 経営品質向上活動事業 (6) 企業情報化促進事業 (7) 地域産業支援事業 (8) 異業種交流促進事業 (9) 中小企業支援機関連携促進事業
II B2C企業支援事業	<p>(直接消費者に接する商業・サービス業、製造小売業事業者を対象に、その商品力、販売力を高める支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 販売力強化支援事業 (2) 大都市圏販路支援事業 (3) デザインを活用した新商品開発・販路開拓事業 (4) フィアット社とのコラボ推進事業
III 新事業展開の支援	<p>(中小企業者が、国等の資金を活用して新市場創出、製品・サービスの高付加価値化への取り組み支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) B2Bマッチング促進事業 (2) 地域イノベーション創出研究開発事業 (3) 戦略的基盤技術高度化支援事業 (4) 地域結集型研究開発推進事業 (5) 事業計画等策定支援事業 (6) なら農商工連携ファンド活用事業 (7) 大学等研究シーズ活用事業
IV 金融支援事業	<p>(市中金融機関からの設備資金調達の困難な小規模企業者への資金支援及びベンチャー企業投資支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 設備貸与事業 (2) 設備資金貸付事業 (3) ベンチャー企業創出支援事業
V 人材確保の支援	<p>(若手人材の能力育成・開発及び確保を支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 実践的ものづくり担い手育成事業 (2) 労働力確保事業
VI 知的財産活用の支援	<p>(中小企業が、企業や大学・研究機関が保有する開放特許や技術を新事業や新製品開発のために有効利用することを支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 特許流通促進事業 (2) 知的財産権戦略コンサルティング事業

(4) 平成 22 年度法人決算状況

①貸借対照表 (平成 23 年 3 月 31 日現在)

(単位:千円)			
資産の部		負債及び正味財産の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産		I 流動負債	
現金預金	818,278	県借入金	450,119
割賦設備	1,297,827	その他借入金	361,821
割賦販売未収金	128,479	割賦設備未払金	48,450
割賦設備未収損害賠償金	116,994	リース設備未払金	-
リース料未収金	16,099	未払費用	6,615
リース未収規定損害金	118,886	未払助成金	69,244
貸倒引当金	△ 151,210	前受保証料	12
未収金	24	預り金	4,014
立替金	3	消費税預り金	103,967
未収収益	5,022	受託金返還金	12,312
未収補助金	1,064	補助金返還金	9,282
未収受託金	198,932	流動負債合計	1,065,840
前払保険料	4		
流動資産合計	2,550,408		
II 固定資産		II 固定負債	
(1) 基本財産		県借入金	3,751,200
基本財産引当預金	5,000	その他借入金	1,008,724
基本財産合計	5,000	機械類信用保険預り金	34,298
(2) 特定資産		リース信用保険預り金	12,080
退職給付引当資産	94,975	退職給付引当金	94,975
割賦設備預り保証金引当資産	243,570	保険金返還引当金	48,730
共済年金引当資産	2,860	損失補償金返還引当金	1,214
地域産業活性化支援基金積立資産	322,340	共済年金引当金	2,860
リース設備引揚準備積立資産	1,989	債務保証準備引当金	8,844
情報化基盤整備促進基金積立資産	300,000	リース設備引揚準備金	1,989
二千年事業補填準備積立資産	-	割賦設備預り保証金	243,570
なら農商工連携ファンド積立資産	2,509,577	保証債務	15,603
特定資産合計	3,475,314	固定負債合計	5,224,091
(3) その他固定資産			
車両運搬具	-		
車両運搬具減価償却累計額	-		
器具備品	111		
器具備品減価償却累計額	△ 99		
リース設備	545,761		
設備資金貸付金	400,347		
設備資金貸付未収損害賠償金	6,200		
保証債務見返	15,603		
出資金	50,010		
求償権	106,532		
求償権償却引当金	△ 56,588		
その他固定資産合計	1,067,876		
固定資産合計	4,548,191		
		負債合計	6,289,931
		I 正味財産	
		1. 指定正味財産	
		寄付金	627,340
		指定正味財産合計	627,340
		(うち基本財産への充当額)	5,000
		(うち特定資産への充当額)	622,340
		2. 一般正味財産	181,327
		(うち基本財産への充当額)	-
		(うち特定資産への充当額)	-
		正味財産合計	808,667
資産合計	7,098,599	負債及び正味財産合計	7,098,599

②正味財産増減計算書（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）

(単位:千円)

科 目	産業活性化 支援事業	地域産業 支援事業	なら農商工連携 ファンド事業	設備貸与事業	設備資金貸付 事業	ベンチャー企業 創出支援事業	その他	金額(千円)
I 一般正味財産増減の部								
1. 経常増減の部								
(1) 経常収益								
① 基本財産運用益	-	-	-	18	-	-	-	18
② 特定資産運用益	-	3,434	34,939	1,331	-	-	2,500	42,204
特定資産受取利息	-	3,434	34,939	1,331	-	-	2,500	42,204
③ 事業収益	1,496	-	-	769,620	-	33	204	771,353
割賦販売収益	-	-	-	449,068	-	-	-	449,068
受取リース料	-	-	-	176,042	-	-	-	176,042
貸倒引当金戻入益	-	-	-	132,159	-	-	-	132,159
その他	1,496	-	-	12,348	-	33	204	14,082
④ 受取補助金等	144,509	-	-	-	899	-	386,360	531,769
都道府県補助金	116,555	-	-	-	669	-	-	117,224
受取その他の補助金	8,867	-	-	-	-	-	-	8,867
受取都道府県受託金	19,086	-	-	-	230	-	-	19,316
その他の受託金	-	-	-	-	-	-	386,360	386,360
⑤ 受取寄付金	-	188,054	-	-	-	-	-	188,054
受取寄付金等振替額	-	188,054	-	-	-	-	-	188,054
⑥ 雑収益	8	-	12	2,336	345	2	24	2,730
⑧ 引当金戻入益	-	-	-	-	-	115,528	-	115,528
経常収益計	146,014	191,489	34,951	778,131	1,244	115,564	384,264	1,651,659
(2) 経常費用								
① 事業費用	123,253	191,488	14,973	754,647	449	186	379,012	1,464,012
割賦販売原価	-	-	-	413,183	-	-	-	413,183
給与手当	79,651	-	-	8,826	-	-	45,432	133,910
福利厚生費	12,072	-	-	15,184	-	-	7,482	34,738
支払助成金	6,115	191,455	13,858	-	-	-	1,118	212,548
謝金	9,466	32	54	513	165	-	41,179	51,411
旅費	2,295	0	16	142	4	-	3,211	5,669
公租公課	40	-	-	9,070	8	-	239	9,357
事務費	5,688	-	3	1,603	229	-	54,746	62,271
機械装置購入費	-	-	-	-	-	-	141,512	141,512
使用料及び賃借料	2,643	-	-	38	23	-	13,693	16,399
委託費	3,389	-	-	309	-	-	65,620	69,318
リース設備減価償却費	-	-	-	101,579	-	-	-	101,579
リース原価	-	-	-	43,441	-	-	-	43,441
貸倒引当金繰入	-	-	-	151,210	-	-	-	151,210
その他	1,891	-	1,039	9,544	20	186	4,775	17,459
② 管理費	18,044	0	2	23,294	530	-	10,081	51,953
給与手当	10,167	-	-	5,396	-	-	2,818	18,382
福利厚生費	1,476	-	-	5,801	-	-	409	7,688
支払利息	40	-	-	9,803	-	-	497	10,341
その他	11,966	0	4	3,547	911	-	12,448	28,877
③ 他会計への繰出額	4,825	-	-	-	-	-	△ 4,825	-
④ 引当金繰入額	-	-	-	-	-	115,377	-	115,377
経常費用計	146,123	191,489	14,975	777,942	980	115,564	384,268	1,631,343
当期経常増減額	△ 109	-	19,976	189	264	-	△ 4	20,316
2. 経常外増減の部								
(1) 経常外収益								
① 二千年事業補填準備金振替額	-	-	-	5,445	-	-	-	5,445
経常外収益計	-	-	-	5,445	-	-	-	5,445
(2) 経常外費用								
① 除却損失	-	-	-	189	-	-	-	189
② 二千年事業補填準備金返納損失	-	-	-	5,445	-	-	-	5,445
経常外費用計	-	-	-	5,635	-	-	-	5,635
当期経常外増減額	-	-	-	△ 189	-	-	-	△ 189
当期一般正味財産増減額	△ 109	-	19,976	-	264	-	△ 4	20,126
一般正味財産期首残高	1,357	-	8,916	136,417	735	-	13,774	161,200
一般正味財産期末残高	1,247	-	28,893	136,417	999	-	13,769	181,327
II 指定正味財産増減の部								
① 特定資産運用益	-	3,248	-	-	-	-	-	3,248
② 一般正味財産への振替額	-	△ 191,356	-	△ 5,445	-	-	-	△ 196,802
当期指定正味財産増減額	-	△ 188,108	-	△ 5,445	-	-	-	△ 193,553
指定正味財産期首残高	-	510,448	-	10,445	-	-	300,000	820,894
指定正味財産期末残高	-	322,340	-	5,000	-	-	300,000	627,340
III 正味財産期末残高	1,247	322,340	28,893	141,417	999	-	313,769	808,667

(5) 中小企業支援センター事業補助金

①概要

創業者や独自の強みを発揮しようとする中小企業、経営向上をめざす中小企業を育成・支援することを目的として、財団法人中小企業支援センターが行う奈良県中小企業支援センター事業に要する経費について補助金を交付するものである。

具体的な補助事業は、奈良県中小企業支援センター事業補助金交付要綱に記載されており、内訳は以下のとおりである。

< 補助事業の内訳 >

補助事業	内訳	金額 (千円)
支援体制整備事業	支援体制整備円滑化事業	5,255
窓口相談等事業	窓口相談等事業	638
専門家派遣事業		972
人材育成・情報提供等事業	情報提供事業	32
運営推進費		4,778
販路支援事業	①東京新拠点販路開拓支援事業 ②デザインを活用した販路開拓支援事業	6,432
奈良高専技術情報活用支援事業	高専産学官コーディネーター等活動助成	1,734
人件費	中小企業支援センター事業（人件費）	69,432
合計		89,275

②奈良高専技術情報活用支援事業の実績報告書の確認（結果）

奈良高専技術情報活用支援事業とは、奈良高専産学官連携コーディネーター等が、ニーズ掘り起こしのために県内企業を訪問する事業であり、対象となる経費は、奈良高専産学官連携コーディネーターへの謝金やその活動費用である。

当該補助事業の実績報告書を確認したところ、添付資料である奈良高専産学官連携コーディネーターの活動報告一覧では2月の活動実績の記載がないにもかかわらず、月別の活動時間には実績時間の記載があり、謝金の支払が行われていた。

調査の結果、活動報告一覧の記載もれであると判明したため、補助金額は過大に交付されていなかったが、そもそも上記の活動報告一覧には活動時間の記載がなく、月別の活動時間に係る資料と整合がとれないものとなっており、実績報告書について適切な確認作業ができない状況となっている。

今後は、補助事業の実績報告書の確認を適切に実施できるように、活動報告一覧に活動時間の記載も追加することが必要である。

(6) 地域産業支援事業

①事業の概要

地域産業支援事業は、奈良県皮革関連団体の自立を促進するために、団体が取り組む新製品の開発や販路開拓又は業界関係者の資質向上に資する事業に対し、中小企業支援センターが基金を設置し、それを原資として補助を行うものである。

基金の原資は、平成 17 年度に、財団法人国際経済交流協会から受贈された寄付金 6 億円であり、当該補助事業は、奈良県からの財政援助によるものではない。

当該事業は、6 億円から生じた運用収益を毎期補助するというものではなく、6 億円そのものを補助対象団体が申請により補助の交付を受けるというスキームである。平成 23 年度末時点で 6 億円のうち既に 2 億 8 千万円は補助交付済みであり、基金残高は 3 億 2 千万円となっている。また、この基金が尽きれば、当該事業は終了となる。

事業実施要綱では、補助対象団体は 3 団体となっている。

補助の交付を受けようとする団体は、申請書を、5 名の委員からなる事業審査会に提出し、その承認を受けなければならない。

②支出を確認できる証憑の適切な保管（意見）

平成 22 年度の実績報告書を通査したところ、補助対象団体に対する補助金 49,400 千円のうち、47,500 千円について、監査時点においては補助対象団体と外部委託業者との契約書の F A X の写が添付されていたのみで、領収書や請求書等、補助対象団体が業者に対して支払ったことの実を確認できる証憑が添付されていなかった。監査日後、領収書が別途保管されていたものが発見されたとのことであり、当該領収書により補助対象団体の業者への支払事実を確認したが、本来であれば、当該補助金の適正な支出が行われていることを確認した証憑は適切に簿冊に保管しておかなければならないものである。

証憑等は適切に管理保管する必要がある。

(7) なら農商工ファンド事業

①事業の概要

なら農商工ファンド事業は、県産農林水産物を活用した、中小企業者と農林漁業者の連携体の、互いの経営資源を活用した、創意工夫を凝らした新商品・新役務開発に対して支援をすることにより、地域経済の活性化を図ることを目的とした事業である。平成 21 年度より開始している。

原資は、経済産業省管轄下の独立行政法人中小企業基盤整備機構からの奈良県への融資 20 億円と、奈良県自身の貸付金 2 億 5 千万円（以上無利子）、及び地元の複数の金融機関からの有利子負債 2 億 6 千万円の、あわせて 25 億 1 千万円の借入金を 10 年間運用し、その運用益を事業に用いるものである。

年間の運用益は平均 34 百万円、金融機関への利息支払等が 1 百万円あるため、差引およそ 33 百万円/年を 10 年間、当該事業に用いることができる。

②事業実績の改善のための連携強化（意見）

33 百万円の運用純利益に対し、平成 22 年の事業補助実績は 13 百万円であり、事業実績が低迷している。

原因は、当該事業が第 1 次産業（農林業）と、第 2 次・第 3 次産業（商工）との連携を目指すものであるが、その連携すなわちマッチングがうまくいっていないためである。

マッチングがうまくいかない理由は、当該事業が、国では経済産業省が、県では産業・雇用振興部が主導しており、農林業者のみが自ら第 2 次・第 3 次産業へと発展する（例：農家が自作した果物から自分でジャムを作り、それを自分でネット通販を行う、等）ことについては補助対象としておらず、第 2 次・第 3 次産業側から第 1 次産業側に働きかけをしているために、農林業側の情報が不足しているためと考えられる。

当該事業については農林業側との連携及びマッチングが不可欠であり、そのため県農林部及び市町村並びに地域商工会及び地域農協等との連携を強化する必要があると考えられる。

(8) 設備貸与事業

① 事業の概要

設備貸与制度は、小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、県内の中小企業が創業や経営基盤の強化に必要な設備を導入にあたり、自己資金の調達が困難であるとき、企業に代わり支援センターが設備を購入して企業者に一定期間貸与するもので、割賦とリースの2つの制度がある。

割賦の場合、損料を含む割賦代金が全額支払われると設備の所有権が企業者に移転するのに対して、リースの場合はリース期間が到来しても当然には所有権が移転しない。また、割賦の場合に設備価格10%の保証金が必要であるのに対して、リースの場合は保証金が不要になる等の相違点がある。

平成22年度末における設備貸与制度に係る債権額は2,682,011千円で、この貸付財源の多くは県及び民間金融機関からの借入である。

② 貸倒引当金の設定（意見）

支援センターは「中小企業設備貸与事業の適正な運営について」（昭和57年12月24日付 中小企業庁長官）（以下「昭和57年通達」という。）に準拠して貸倒引当金を設定しているが、同通達は設定額の限度額を定めるもので、支援センターでは平成22年度において限度額218,957百万円の範囲内で過去からの各年度の余資151,210千円を貸倒引当金として計上している。

<昭和57年通達（抜粋）>

対象事業に係る貸倒引当金の金額は、次に掲げる額の合計額を限度とすること。
イ 貸与料の支払いが滞っている者に対する貸与に係る貸与料の合計額から支払済貸与料の合計額に保証金の残額を加えた額を控除した額（以下「延滞債権額」という。）に50/100を乗じて得た額
ロ 対象事業に係る貸与料の合計額から支払済貸与料の合計額に保証金の残高と延滞債権残額との合計額を加えた額を控除した額に20/1,000を乗じて得た額

昭和57年通達は、貸倒引当金の限度内の設定を許容していること、支払いが滞っている者に対する「50/100」の割合の背景に信用保険制度（※）のあったことが考えら

れること、また、債権の区分が 2 つしかないことを考慮すると、これに準拠するだけでは適正な貸倒引当金の計上は期待できない。

※ 設備貸与事業者が設備貸与に係る債権の貸倒時に貸倒額の 50%を保険金として受取る制度で平成 15 年度に廃止された。

「金融商品に関する会計基準」（平成 20 年 3 月 10 日改正 企業会計基準委員会）によると、貸倒引当金は貸倒見積高を計上すべきであり、貸倒見積高は債権者の財政状態及び経営成績等に応じて「一般債権」、「貸倒懸念債権」及び「破産更生債権等」に区分し、一般債権については過去の貸倒実績率等の合理的基準、貸倒懸念債権や破産更生債権等については個別の回収可能額を考慮した上で回収不能見込額を算定する方法が求められる。

支援センターでは昭和 57 年通達に準じて債権を「一般債権」と「延滞債権」の 2 つに区分し、また、内部管理上「延滞債権」を、比較的短期の回収が予想される「要注意先」、回収が長期となりそうな「破綻懸念先」及び回収困難と判断される「破綻先」の 3 つに区分しており、平成 22 年度の債権区分及び残高は下記表のとおりであるが、これらの分類基準が不明瞭であった。

(単位：千円)

	一般債権 (正常債権)	延滞債権			合計
		要注意先	破綻懸念先	破綻先	
件数	210 件	12 件	10 件	32 件	264 件
金額	2,301,551	37,758	56,190	286,511	2,682,011

また、より適正な貸倒引当金設定額を算定するため、貸倒実績率について一般債権 1%、要注意先 10%、破綻懸念先 50%、及び破綻先貸倒実績率 100%と仮定し、要注意先、破綻懸念先及び破綻先については個別に預り保証金、設備処分見込額及び信用保険金（平成 14 年度以前の取扱分のみ）の回収可能額を考慮し、概算で貸倒見積高を算定すると下記のとおり 208,582 千円となり、現在の貸倒引当金残高 151,210 千円については、貸倒引当金の設定不足が懸念される。

ア) 一般債権に係る貸倒引当金

$$2,301,551 \text{ 千円 (債権額)} \times 1\% = 23,015 \text{ 千円 (i)}$$

イ) 要注意先に係る貸倒引当金

$(37,758 \text{ 千円} - 18,639 \text{ 千円} - 10,564 \text{ 千円}) \times 10\% = 855 \text{ 千円}$ (ii)

(債権額) - (預り保証金) - (設備処分見積額 (※1))

※1 過去3年間の貸倒発生時の設備処分による回収額の債権に対する割合 27.98%により算定 (以下同じ)。

ウ) 破綻懸念先に係る貸倒引当金

$(56,190 \text{ 千円} - 7,261 \text{ 千円} - 15,722 \text{ 千円}) \times 50\% = 16,603 \text{ 千円}$ (iii)

(債権額) - (預り保証金) - (設備処分見積額)

エ) 破綻先に係る貸倒引当金

$(286,511 \text{ 千円} - 80,165 \text{ 千円} - 38,237 \text{ 千円}) \times 100\% = 168,108 \text{ 千円}$ (iv)

(債権額) - (設備処分見積額) - (信用保険金 (※2))

※2 106,185 千円 (信用保険対象債権) $\times (1 - 27.98\%) \times 50\%$ で算定。

オ) 貸倒引当金合計

$23,015 \text{ 千円} + 855 \text{ 千円} + 16,603 \text{ 千円} + 168,108 \text{ 千円} = 208,582 \text{ 千円}$

(i) + (ii) + (iii) + (iv)

したがって、債権の区分基準を明瞭にして、また、過去の貸倒実績率等を調査した上で適正に貸倒引当金を設定することが今後必要である。

③ 県への回収困難予想額に係る報告内容 (意見)

支援センターは毎年県に対して設備貸与事業に係る回収困難予想額内訳表を提出しているが、「回収困難予想額」については破綻懸念先及び破綻先に対する債権残高を記載し、備考欄には平成15年度以降の取扱分については一律「契約解除後、設備を売却し未収金に充当。残額は保証人と交渉し、回収不能の場合は貸倒引当金を充当する。」と記載し、平成14年度以前取扱分については信用保険の対象となっていることから「契約解除後、設備を売却し未収金に充当。残額は保証人と交渉し、回収不能の場合

は信用保険預り金及び貸倒引当金を充当する。」と一律に記載しているため、実際の回収困難予想額や各企業の状況が不明瞭であった。

支援センターが将来負担し得ないほどの損失が発生した場合、これを支援するのは県に期待するしかなく、支援センターの回収困難予想額は可能な限り正確で、また、見積もりが困難な部分については可能な限り延滞先の状態を具体的に報告することが望まれる。

少なくとも、割賦に係る預り保証金、平成 14 年度以前取扱分の信用保険の対象となる 50%部分及び設備の見積り売却額は回収困難予想額に含まれるべきでなく、また、中小企業者の法的破綻や法人実体の有無、返済状況等の具体的情報を記載することが望まれる。

④ 未収貸与料償却基準の運用（意見）

支援センターでは「未収貸与料債権管理基準」第 11 条において未収貸与料の償却することのできる基準を設けているが、平成 22 年度末においてこの基準に合致しているにもかかわらず償却処理のされていないものが 4 件 10,106 千円あった。

未収貸与料償却基準は必ずしも償却処理を強制する基準ではないものの、基準に合致する場合、回収可能性はほぼ皆無と考えられ、また、管理コストを軽減する観点より償却処理を進めることが必要と考える。

<「未収貸与料債権管理基準」第 11 条>

未収貸与料請求後、債務者及び連帯保証人から長期に亘り（原則として 5 年以上）、一切の金員の支払がなく、次の各号に該当するものについては年度末に償却することができる。

- (1) 債務者が破産宣告、和議開始の決定等法的手続きの開始決定を受け、回収不能と認められ、連帯保証人に債務支払能力が認められないもの。
- (2) 債務者が死亡、失踪、行方不明、刑の執行、解散、事業閉鎖等により、回収不能と認められ、連帯保証人に債務支払能力が認められないもの。
- (3) 債務者が手形交換所において、取引停止処分を受け、回収不能と認められ、連帯保証人に債務支払能力が認められないもの。
- (4) 債務者が天災、事故、経済事業の急変等によりその事業を廃止又は中止し、再開の見込みがなく回収不能と認められ、連帯保証人に債務支払能力が認められないもの。
- (5) 前各号に該当しないが、将来にわたって債務者あるいは連帯保証人に弁済の能力がなく、回収不能と認められるもの。

⑤ 移転雑費の会計処理（意見）

平成 19 年 11 月に奈良県郡山土木事務所は、国道改築工事に伴い機械設備補償金及び移転雑費として設備所有者の支援センターに 5,246 千円を交付したが、支援センターは当該設備を有限会社 A にリースしており、同社が行方不明で連絡が取れず、当該設備が鍵のかかった倉庫内にあるため撤去できないまま、有限会社 A に対する債権の償還金に充当していた。

機械設備補償金の部分についてはリース物件の処分代金と同様の性格を有することから債権の償還金に充当することも可能と考えられるが、移転雑費相当額は、撤去を実施するまで「預り金」に計上して、撤去時に取崩すのが妥当な処理である。

（9）ベンチャー企業創出支援事業

①事業の概要

ベンチャー企業創出支援事業は、県内にベンチャー精神溢れた企業の創出を図る支援対策で、独立行政法人中小企業基盤整備機構 3 分の 2、県 3 分の 1 の割合での無利子借入を財源とした基金を支援センターに造成し、民間ベンチャー・キャピタル（以下「民間 VC」という。）がベンチャー企業の発行する新株予約権付社債を引受ける際に、支援センターが民間 VC に対して引受額を預託するとともに、引受額の 70%について債務保証をする事業である。

支援センターでは中小機構 456 百万円、県 224 百万円の計 680 百万円の無利子貸付を受け、平成 8 年度より 9 件 280 百万円の投資を実施し、これらに係る保証額は 196 百万円となった。

平成 22 年度までで 2 件 60 百万円について償還され、6 件 190 百万円に係るベンチャー企業については民事再生申請、銀行取引停止処分等により破綻しており、支援センターは 121 百万円の代位弁済を実施している。この代位弁済額の 50%は独立行政法人中小企業基盤整備機構からの保険金を充当しており、残額については基金の運用益によって賄われている。

平成 22 年度末において投資先は 1 件 30 百万円であり、償還期限は平成 24 年 2 月となっている。

②事業の評価（意見）

ベンチャー企業への投資はリスクがあるものの、上場が実現した場合にはキャピタル・ゲインが多額となりやすい性格がある。ベンチャー企業創出支援事業は中小機構の考案したスキームで、県においても投資先の選定には委員会に諮る等の手続を経ており、当該事業自体が批判の対象となるものではないが、投資先 9 社のうち上場した企業はなく、結果として 6 件の投資先は破綻した。破綻による県や支援センターの損失は運用益によって賄われているが、この投資結果を分析し今後の施策の教訓とされたい。

（10）ベンチャー企業育成ファンド出資事業

① 事業の概要

ベンチャー企業育成ファンド出資事業は、県内企業に対する投資を拡充し、県産業の活性化、新産業の創出及び育成並びに雇用の確保を図ることを目的に、支援センターが県内の中小・ベンチャー企業に投資する「投資事業有限責任組合 A ベンチャー企業育成ファンド」（以下「投資組合 A」という。）に出資する事業である。

平成 17 年 2 月に支援センターは投資組合 A 有限責任組合員として 50,000 千円出資しており、この財源は「投資事業有限責任組合 A ベンチャー企業育成ファンド出資金貸付要領」に基づく県からの借入で、これは無利息条件で組合精算終了時を返済期限としている。

なお、投資組合 A の受入出資金総額は 500,000 千円、存続期間は平成 26 年 12 月までで、組合財産 3 分の 2 以上の持分を有する組合員の同意により 2 年間の延長が可能とされている。

② 投資組合 A の投資状況

投資組合 A は平成 22 年 12 月までに、延 10 社に対して 371,699 千円の投資をしているが、うち 3 社に対する 129,855 千円については民事再生開始申立等により 129,754 千円の損失が確定している。

平成 22 年 12 月時点では下記表のとおり延 7 社に対する 241,844 千円があるが、この時価は 109,476 千円とされており、組合存続期間内に上場実現が見込まれる具体的な計画のある会社はない。

＜投資及び投資時価の明細（平成 22 年 12 月）＞ (単位：千円)

種類	銘柄	取得価額	期末未実現損益 (※1)	貸借対照表 計上額 (※1)
株式	株式会社 A	49,940	△49,939	0
	株式会社 B	30,000	△22,500	7,500
	株式会社 C	30,000	△15,000	15,000
	株式会社 D	9,975	△7,481	2,493
	株式会社 E	42,000	—	42,000
債権 (※2)	株式会社 F	49,929	△37,446	12,482
	株式会社 A	30,000	—	30,000
合計		241,844	△132,367	109,476

※1：「投資資産時価評価準則」に準拠して算定

※2：転換社債型新株予約権付社債

③ 投資組合出資の時価評価（結果）

平成 22 年度末において支援センターは投資組合 A に対する出資を取得価額である 50,000 千円で計上しているが、公益法人会計基準では「満期保有目的の債券並びに子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券のうち市場価格のあるものについては、時価（※）をもって貸借対照表価額とする。」（同会計基準第 2.3(3)後段）とされており、同組合に関する県の持分額は同組合から金融商品会計基準で作成された平成 22 年 12 月時点の参考情報として 17,137 千円と報告されていることから、平成 22 年度末までに重要な変動のないことを前提とすると当該金額を時価として計上し、評価損 32,863 千円を計上する必要がある。

※ 「時価」とは、公正な評価額であり、取引を実行するために必要な知識をもつ自発的な独立第三者の当事者が取引を行うと想定した場合の取引価額であり、金融資産に付すべき時価には、当該金融資産が市場で取引され、そこで成立している価格がある場合の「市場価格に基づく価額」と、当該金融資産に市場価格がない場合の「合理的に算定された価額」とがある（金融商品会計に関する実務指針 47）。

④ 損失発生懸念（意見）

支援センターは投資組合 A へ 50,000 千円投資しているが、平成 22 年度末の時価は 17,137 千円と評価されており、同ファンドの投資先がファンド存続期間内にキャピタル・ゲインの見込める新規上場を実現しない限り、損失の実現することが懸念され、また、支援センターの投資財源は県からの借入金であり、損失が実現した場合に県への返済が困難になることが予想される。

県の「投資事業有限責任組合 A ベンチャー企業育成ファンド出資金貸付要領」によると、「財団は、貸付期間満了時において、第 3 条の貸付金額（50,000 千円）に満たないと見込まれる場合で、償還の免除が必要と思われるときには、償還免除申請書を知事に提出しなければならない。」（同要領第 16 条第 1 項）とされており、支援センターにおいては適時・適切な報告が必要であることに留意する必要がある。

また、「知事は、前項の規定による償還免除申請書の提出があったときには、その内容を精査し、債務の免除を適当と認めるときには、権利の放棄に伴う議案を議会に提案する。」とされているため、県においては予め支援センターに対する当該貸付の回収可能性及び回収不能の場合の対応方針等を検討する必要があると考える。

（11）他の機関との連携

①概要

支援センターは、冒頭に記載の通り、中小企業新事業促進法における中核的支援機関として新事業支援機関や協力機関と連携し、県内における新事業の創出を一元的に支援するための総合的な体制（地域プラットフォーム）を整備し、綿密な連携によりワンストップサービス型の支援を行うという役割を担っている。

そして、中小企業新事業促進法に基づく「地域産業資源を活用した事業環境の整備に関する構想」（A 元気企業総合マスタープラン）（平成 17 年 10 月）においては、新事業支援機関との連携機能を確保し、総合的な支援体制を確立するための事業が以下の通り記載されている。

- ア) 新事業支援機関施策調整会議の開催
- イ) 新事業支援機関及び県内企業への情報提供
- ウ) 中核的支援機関と新事業支援機関相互の情報ネットワークの構築

②他の支援機関との連携強化について（意見）

上記の事業について、現状をヒアリングしたところ、新事業支援機関との連携については、個別案件ごとには機能しているものもあるが、総合的な支援体制の確立に向けた取り組みが実施されていない状況であった。

直近に開催された平成 22 年 12 月 2 日の中小企業支援機関情報交換会の議事録によると、開催の主な目的は、日頃お互いがどのようなことをしているかを知り交流を深めると記載されており、具体的には各新事業支援機関の持つ情報の共有化及び支援事業の共同実施化の検討、県からの情報提供が行われた。このことから、県・支援センター・新事業支援機関との連携不足及び情報の共有化が図られていないことが読み取れる。

また、過去に開催された中核的支援機関連絡会議では議題がでて来なかったため、数年間にわたり支援機関との会議の開催は見送られてきており、情報交換会という名称に改められている。新事業を創出させ育成していく取り組みについて何らかの検討がされれば、議題がでるのは当然と考えられる。

なお、他府県における支援センターと他の支援機関の連携の事例をみると、大阪府においては、市町村・商工会・商工会議所が参画する「地域活性化推進協議会」により、地域活性化に資する事業に対して助成事業や経営支援等を実施している（（財）大阪産業振興機構）。また、兵庫県では、県下 26 の中小企業支援機関で「中小企業支援ネットひょうご」を構築し、「成長期待企業の発掘・育成支援」等を進めるとともに、支援機関や金融機関等との連携・協働が促進されるよう、支援センターに支援ネットの活動拠点として整備された「ビジネスプラザひょうご」において参加企業の交流が図られている。

新事業の創出による県内産業の活性化のためには、各支援機関との連携は不可欠であり、連携に向けた取り組みを実施する必要があると考える。

（1 2）他府県の中小企業支援センターとの比較

①概要

支援センターの近畿 2 府 4 県と近畿に隣接する福井県、内陸の山梨県の中小企業支援センターの決算状況は以下のとおりである。

<2府6県の支援センターの決算状況>

(単位：百万円)

	奈良県	大阪府	京都府	兵庫県	滋賀県	和歌山県	福井県	山梨県
法人名称	財団法人 奈良県中 小企業支 援センタ ー	財団法人 大阪産業 振興機構	公益財団 法人京都 産業 21	公益財団 法人兵庫 活性化セ ンター	公益財団 法人滋賀 県産業支 援プラザ	公益財団 法人和歌 山産業振 興財団	公益財団 法人福井 産業支援 センター	公益財団 法人やま なし産業 支援機構
貸借対照表								
基本財産	5	2,342	210	181	50	18	497	434
正味財産	808	6,890	2,535	866	237	1,417	4,568	3,238
資産合計	7,098	98,735	12,885	22,664	4,993	11,891	12,726	13,473
正味財産増減 計算書								
経常収益	1,651	5,787	1,934	3,527	893	796	1,567	3,311
経常費用	1,631	5,114	1,948	3,459	875	846	1,590	3,305
当期経常増 減額	20	△138	△13	40	18	△50	△23	6
経常外収益	5	7	47	190	-	158	-	-
経常外費用	5	1,873	5	53	-	158	-	-
当期一般正 味財産増減 額	20	△2,004	28	177	18	△50	△23	6

(出典：各法人のホームページの決算書)

②支援センターの経営安定化等（意見）

最も特徴的な点は、県の支援センターの基本財産が5百万円であり、金額が最も低いことである。その要因は、他府県では民間企業からの出捐が行われている可能性があるが、県の支援センターは県のみによって出捐されていること、また、その金額が極端に少なかったためである。

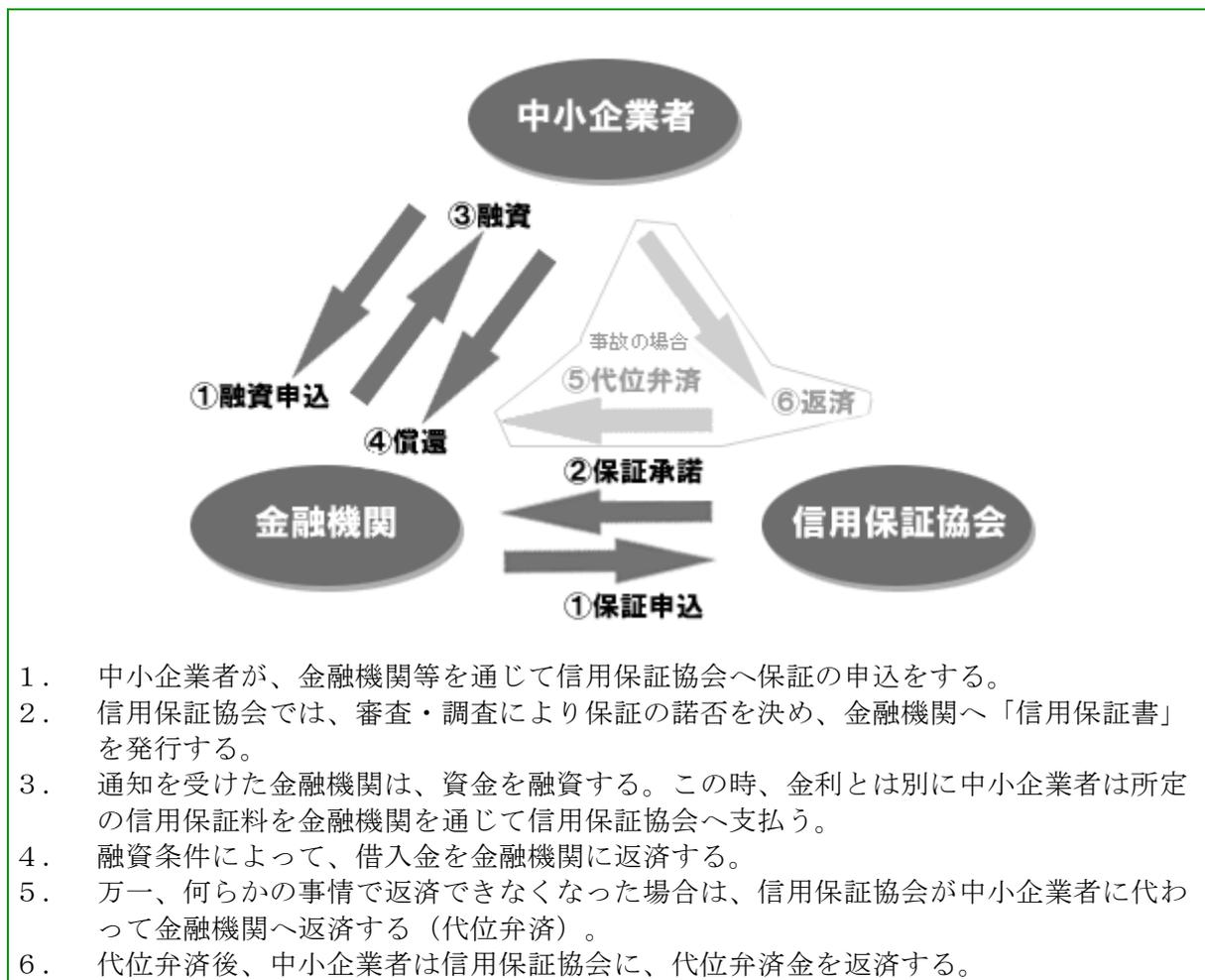
また、県の支援センターは自主事業がないが、例えば、大阪府はマイドームおおさかを所有しているため、自主事業として貸館事業を実施し、施設運営特別会計で8億円の経常収益を生み出し、当期一般正味財産増減額は21百万円である。施設運営特別会計から一般会計へ繰り出しが行われており、自主事業が生み出した収入によって中小企業支援事業の拡充を図っているという状況である。

県の支援センターの経営の安定化及び中小企業支援事業の充実を図るためには、基本財産の大幅な増額、あるいは、自主事業の運営を行うことが必要と考える。

7. 奈良県信用保証協会

(1) 信用保証協会及び信用保証制度の概要

信用保証協会は、「信用保証協会法」に基づき設立された特殊法人で、中小企業者が金融機関から事業資金の融資を受ける際、公的な保証人となって借入を容易にする機関であり、信用保証制度の図解は次のとおりである。



なお、信用保証協会は代位弁済に備えるため日本政策金融公庫と保険契約を締結しており、また、平成 19 年 10 月より導入された責任共有制度により、事故発生時に金融機関が一定割合の損失を負担することとなった。このため、事故が発生した場合の損失負担割合は概ね日本政策金融公庫 64%、金融機関 20%、信用保証協会 16%となっている。

都道府県等の自治体は信用保証協会を利用した融資制度を設計しており、一定の要件で金利や信用保証料の一部を自治体が負担して、中小企業者が低利且つ低率の保証料で融資を受けられることを図っており、また、中小企業者の信用力をより補完するため自治体が一部の制度融資について信用保証協会に対して損失補償することがある。

(2) 他府県保証協会との比較

奈良県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の人員、財務状況等は下記表のとおりで、近畿内の他府県と比較すると、都市圏と言われる大阪府、京都府及び兵庫県の規模に及ばないが、滋賀県及び和歌山県とほぼ同水準の規模と言える。

	奈良県	大阪府	京都府	兵庫県	滋賀県	和歌山県
【人員】						
常勤役員(名)	5	5	5	非公開	5	4
職員(名)	66	361	148	非公開	66	64
【財務状況】						
基本財産(億円)	160	665	365	557	209	158
(うち基金)	(39)	(665)	(75)	(194)	(72)	(72)
(うち基金準備金)	(120)	-	(291)	(362)	(137)	(85)
正味財産(億円)	216	736	非公開	736	277	195
保証債務残高(億円)	3,056	27,280	10,204	14,511	3,144	2,717
総資産(億円)	3,392	31,219	N/A	16,025	3,583	3,054
正味財産割合	6.37%	2.36%	N/A	4.59%	7.73%	6.39%
【平成22年度扱額】						
保証承諾額(億円)	1,143	11,566	5,081	5,268	1,298	※ 1,012
代位弁済額(億円)	69	932	非公開	439	73	※ 78

※ 和歌山県に関して、保証承諾額と代位弁済額について平成21年度の数値を記載。

(各府県の信用保証協会のHPより作成)

(3) 結果及び意見

① 監査の方法

今回の監査に当たり、信用保証協会の担当者及び主管している県の地域産業課の金融支援係の担当者に対する質問や関連資料の閲覧等を実施した。また、信用保証協会に訪問し、制度融資に係る平成22年度の保証案件、条件変更案件及び事故案件の一部を抽出して関連資料や保証料補給金の算定資料を閲覧した。

なお、県の産業・雇用振興施策に資することを重視して監査を行った。

②制度融資の検討（意見）

過去5年間の県制度融資残高は下記表のとおりで、平成18年度末の57,139百万円から平成22年度末82,156百万円と増加傾向にある。

（単位：百万円）

年度 県制度融資名	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		
	取扱金額	年度末残高									
季節	-	139	-	104	-	77	-	48	-	39	
小口融資	139	190	59	112	21	59	8	27	5	16	
小口簡易	585	1,363	327	965	285	687	79	438	130	321	
部落産業	-	1,173	-	666	-	425	-	350	-	309	
地域振興	1,959	6,342	1,877	5,959	1,557	5,228	1,069	4,257	655	3,415	
経営強化	4,939	11,507	7,103	12,924	8,440	14,387	5,673	13,313	4,569	11,736	
新規開業	220	789	261	758	48	514	-	309	-	171	
経済変動	4,351	6,725	6,036	9,063	4,059	9,221	2,931	8,623	1,299	7,026	
セーフティネット	6,404	11,516	5,772	12,351	2,341	7,993	-	3,359	-	1,549	
同和高度化	-	35	-	-	-	-	-	-	-	-	
再生支援	132	200	-	136	20	92	10	30	-	17	
10号台風	-	0	-	0	-	0	-	-	-	-	
景気対策	-	24	-	17	-	13	-	12	-	11	
人手不足	-	22	-	-	-	-	-	-	-	-	
長期経営安定	10,818	15,895	10,229	14,855	1,462	6,354	157	2,154	11	622	
創業支援資金	98	358	140	363	150	363	116	326	175	328	
新事業活動促進	15	160	-	91	-	-	-	-	-	-	
資金	72	279	37	205	-	-	-	-	-	-	
業種転換	-	-	-	-	-	52	-	36	-	27	
経営革新	667	414	577	420	457	253	252	133	148	86	
短期経営改善	-	-	40	38	-	36	-	-	-	-	
宿泊施設リニュー	-	-	-	-	-	-	102	115	157	280	
ール	-	-	-	-	-	-	-	-	20	20	
奈良の宿パワー	-	-	-	-	-	-	39	36	13	43	
アップ	-	-	-	-	380	337	388	547	343	645	
奈良の宿創業	-	-	-	-	-	-	-	-	5	4	
レストラン創	-	-	-	-	118	247	67	229	54	225	
業	-	-	-	-	24,023	22,839	47,870	55,627	18,478	55,229	
小口零細特別	-	-	-	-	-	-	-	-	25	25	
再チャレンジ	30,404	57,139	32,462	59,037	43,365	69,185	58,766	89,978	26,087	82,156	
支援	79,985	209,525	81,216	208,333	125,627	234,494	70,329	221,811	88,267	223,470	
フロントティア	110,390	266,665	113,679	267,370	168,992	303,680	129,096	311,789	114,360	305,627	
支援	(県制度割合)	27.54%	21.43%	28.56%	22.08%	25.66%	22.78%	45.52%	28.86%	22.81%	26.88%
緊急保証											
企業立地促進											
県制度合計											
協会制度											
協会合計											
(県制度割合)											

特に平成 20 年度から取扱を開始した緊急保証制度は、景気低迷を背景に保証枠が増加したこともあり中小企業の資金需要に応え、平成 21 年度の取扱額は 47,870 百万円と同年度の県制度融資取扱額 58,766 百万円の 81.5%を占めている。

一方、中小企業の経営安定だけでなく政策目的を持った制度融資について奈良の宿パワースタッフは平成 21 年度 102 百万円、平成 22 年度 157 百万円の実績があるものの、企業立地促進は平成 22 年度 25 百万円、レストラン創業は平成 22 年度 13 百万円の取扱額と低調である。

また、県の制度融資に係る利子補給金及び保証料補助金の決算額は下記表のとおり継続して予算額を下回っており、平成 22 年度の予算未消化額は 143 百万円であった。

(単位：百万円)

年度	平成 20 年度			平成 21 年度			平成 22 年度		
	予算	決算	未消化	予算	決算	未消化	予算	決算	未消化
利子補給金	212	94	118	288	138	150	289	194	94
保証料補給金	194	147	45	217	160	56	227	178	48
合計	406	242	164	506	299	206	516	373	143

政策目的を持った制度融資の利用が低調なことや予算未消化額がある第一の要因は資金需要が乏しいことと考えられるが、創業や県内への進出といった事業拡大を目的とした資金需要を喚起するために、創業等支援資金や企業立地促進等の制度融資の利子補給や保証料補助をより多くすることを検討する価値があるように考えられ、また、中小企業者の事業拡大の意欲を喚起するような例えば工場増設や多店舗展開等を促進するような制度融資の設計が求められる。

③条件変更先における事故発生の懸念（意見）

平成 20 年 8 月のリーマン・ショックを背景とした当時の厳しい経済金融情勢の中で、中小企業等の金融円滑化のため平成 21 年 10 月に「中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下「中小企業金融円滑化法」という。）が成立し、金融機関では貸付条件の条件変更を認める努力義務が課せられ、信用保証協会についても財政上の措置が講じられた経緯があり、奈良県信用保証協会においても多くの条件変更がされている。

県が損失補償をしている制度融資についても多くの条件変更がされており、平成 22 年度中に条件変更されたのは 180 件で保証残高は 1,146 百万円であった。

<平成 22 年度条件変更>

(単位：千円)

件数	毎月返済額合計	最終回返済金額合計	保証残高合計
180 件	509, 597	637, 251	1, 146, 848

この条件変更の内容は毎月の返済額について減額され、最終返済期日に減額分が増加されたいわゆるテール・ヘビー型の返済方法への変更が多く、また、毎月の返済額の減額が繰り返されている先もある。

平成 22 年度に条件変更された残高 1, 146 百万円に係る最終期日返済額は 637 百万円と残高の 55.7%を占めており、これが条件通りに履行されることは困難と推測される。

中小企業金融円滑化法は時限立法で、金融庁は平成 23 年 12 月に平成 24 年度末までの最終延長を公表したが、その後に金融機関が条件変更に応じない場合等には奈良県信用保証協会においても多額の損失が発生する懸念があるため、信用保証協会においては金融機関との連携等により状況を的確に把握し、県としてもこの情報を適時に入手し、対応方針の検討が必要と考える。

④損失補償額の限度額の検討（意見）

県は信用保証協会と損失補償契約を締結しており、一部の制度融資について信用保証協会が代位弁済をした場合に、これに伴う求償権の額から求償権を行使して取得した額と、日本政策金融公庫から受けた保険金の額を控除した残額の 50%（一部の制度融資については 60%）を補償することとされている（損失補償契約書第 4 条）一方、損失補償に限度額が設けられている（損失補償契約第 3 条）。

直近 5 年間の損失補償限度額、損失補償対象の制度融資の代位弁済額から保険金等を控除した求償権残高の 50%等の一定割合すなわち信用保証協会の損失の概ね半額及び県の損失補償額は下記表のとおりで、平成 22 年度においては制度融資に係る協会損失の概ね半額が限度額を下回っていたものの、平成 18 年度から平成 21 年度では限度額を上回っていた。

(単位：千円)

	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
契約上限額	40, 000	35, 000	32, 000	29, 000	23, 000
協会損失の概ね半額	52, 890	50, 400	62, 840	40, 880	14, 275

損失補償額	39,996	34,998	31,932	28,980	14,275
-------	--------	--------	--------	--------	--------

損失補償限度額の算定は、補償対象の制度融資見込残高と過去の代位弁済率等を考慮して算定されており、損失補償上限額について低下傾向にあるが、平成 20 年度以降の低下は中小企業金融円滑化法施行に伴う、条件変更の緩和や緊急保証制度の導入等による事故の減少が背景にあると考えられる。

しかし、中小企業金融円滑化法が平成 24 年度末で延長されなかった場合には、資金繰りが悪化して事故率が上昇することも予想される。したがって、今後、損失補償限度額を過去の代位弁済率等の実績だけで算定していいのか、あるいは限度額を設定することがいいのかについて検討の余地がある。

県による損失補償が十分でない場合は、信用保証協会における保証審査が厳格化することも考えられ、とりわけ近年においては、信用保証協会による求償権の回収率が低下傾向にあるため、信用保証協会の最終的な負担が上昇してくる場合は、保証審査の厳格化により損失補償の政策効果が減殺されるおそれがある。

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
奈良県回収率	4.29%	3.63%	3.56%	2.63%
全国回収率	2.65%	2.08%	1.98%	1.79%

※回収率：求償権実際回収額（元損） / （期首実際求償権残高 + 年度中代位弁済額）

一方、損失補償の政策効果の発揮を図るためには、損失補償により信用保証協会の負担を軽減させ保証審査を緩和させる必要があるが、信用保証協会の負担が現時点程度にとどまり、信用保証協会の財務への影響が少なく、保証審査の厳格化による政策効果の減殺につながらないのであれば、県の財政上の観点より損失補償額を低く抑えることも問題ないと考えられる。

現在では、この点に関する考え方が不明確で、制度融資の政策効果をより発揮させるために損失補償限度額の位置づけ、算定方法、信用保証協会との契約内容等を見直すことを検討することが望まれる。

第4．総括意見

1．産業振興施策について

今回の監査では、産業・雇用振興部が所管する主な事業内容を網羅的に聴取し、各事業の効果性の観点を中心として検討を重ねた。

個別の事業に対する意見については、各項目で記載しているので、本項では共通する課題について取り上げたい。

(1) 既存事業の継続的見直し

産業振興に関して、奈良県のおかれている状況には厳しいものがある。県民一人当たり県内総生産が低い、立地した工場の敷地面積が少ない、県内消費割合が低い等、「奈良県行財政運営プラン」や「主な政策集」「重点課題に関する評価」で奈良県の産業振興に関する様々な課題が提示されている。

県の産業振興施策は、これらの課題に対する改善の取組として存在している。県はここ数年の間に、リーディングカンパニー創設事業や企業立地補助金事業など、新たな取組みを進められており、これらの施策の方向性については概ね同意できるものの、奈良県のおかれた様々な課題を解決するという観点、現状を打破するための施策という観点でみると、企業のニーズを的確に把握した更なる事業の展開を行う必要がある。

昨今の厳しい経済環境と、税収の伸びが期待できない中で、産業振興に配分できる予算には限りがあり、現状の予算組み替えによって財源創出を行わざるを得ないと考えられる。既存事業を継続的に見直して財源を捻出し、選択と集中によって現状を打破するような施策に、より多くの予算を割くことが求められる。

産業振興のための新たな事業が展開されている一方で、地場産業に対する補助金や、商工会・商工会議所等に対する補助金などが過去から継続的に実施されており、今後も継続的な予算見直しを進め、県が現在抱えている課題に対応した施策への展開を進められたい。

(2) 企業立地に関する取り組みの成果と課題

奈良県の企業立地件数は、平成 14 年度に 2 件に留まるなど低迷していたが、近年は、県の企業立地施策の充実を受けて件数が増加傾向にある。立地件数については平成 19 年度～22 年度における目標件数 100 件に対して実績が 101 件と、目標を上回る結果となっている。

奈良県は大阪等の大都市近郊に位置しており、また労働力の供給面からも問題がなく、企業誘致における優位性は他の都道府県に比しても遜色のないものであるといえる。企業立地施策は、産業振興の観点のみならず、雇用促進にも直接的に効果が発揮されるものであり、今後一層の取り組みを進められたい。

(3) 研究機関との更なる連携

産業振興という観点で研究機関との連携は必須である。奈良県においても、産学官共同研究拠点整備事業や、県庁力活用リエゾン事業等が展開されているところであるが、まだ十分な連携が図られているとは言い難い。

研究機関として、奈良県には奈良先端科学技術大学院大学が立地しており、情報科学、バイオサイエンス、物質創成科学の 3 領域において、全国的にも先進的な研究活動を展開しているところである。しかし、同大学との協業・協力に関しては、まだまだ進んでいない印象を受けた。

他の自治体では、たとえば堺市と大阪府立大学のように、自治体が大学に対して補助金を提供し、地元企業と大学との共同研究資金を出す事業なども行われており、県として、より能動的に研究機関と地元企業を結び付ける取組みが求められる。

また、奈良県は、県北部に国内を代表する学術研究拠点であるけいはんな地域を擁している。けいはんなには、インキュベータ施設として「けいはんなプラザ」があり、入居者に対する支援も手厚い。奈良県は、「やまと創業インキュベータ」として 2 か所のインキュベータ施設を抱えているが、むしろ、県外ではあるが、けいはんなプラザへのインキュベーション機能の集約・有効活用を県としても図っていく方が良いのではないかと考える。

すべて県自前で行うのではなく、関西のインキュベーションの拠点としてのけいはんな地域の活用は、奈良県にとっても有意義なものであり、更なる連携を進められたい。

2. 雇用労政施策への取組について

雇用対策の推進も、奈良県における大きな課題である。県内の有効求人倍率は、全国平均を概ね下回り、依然厳しい状況にあり、対策が急務となっている。

監査の対象とした平成 22 年度は、国が主導した緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生特別対策事業が実施され、多額の予算が配分されていた。これらの施策を中心とした施策展開により、雇用創出については一定の成果が上がっていると思われる。

しかし、緊急雇用・ふるさと雇用とも緊急的・時限的な取組みであって、持続的に雇用を維持できる施策ではない。平成 22 年度は両基金事業によって県内県外含めて 2,887 人の雇用創出が図られた一方で、事業費は 3,285 百万円に上っており、国からの予算措置を前提としなければ到底継続できない施策である。また、2,887 人といっても、県の完全失業者数約 32,000 人の 10%に満たず、これだけ多額の予算を投じたとしても失業者の一部にしか施策効果を行き渡らせることができていない。また、自治体が直接事業を行って雇用を創出することは、雇用の長期的・安定的な創出にはつながりにくく、予算の使い方として不効率な面が大きいと考える。

限られた予算を有効に活用して雇用対策を行う、失業者に広く雇用機会を見出す、という観点でいえば、自治体が直接事業を創出するよりもむしろ、①高度な職業訓練を通じた高付加価値人材を創出すること、②県内企業立地による雇用創出を図ること、の 2 点が重要である。企業立地の重要性については先に述べたので、以下では職業訓練について述べる。

県が実施する職業訓練事業について、国事業・県単独事業それぞれを検討したが、現状では、国が主導する職業訓練が多くを占めており、また訓練内容についてもパソコン操作研修、簿記研修等の基礎的な訓練が多く含まれている。たしかに、そのような基礎的な職業訓練も必要であるが、正規労働者として十分な収入を得ることを目指す者には、より高度な職業訓練、専門的・応用的な職業訓練が必要である。奈良県立高等技術専門校にお

ける職業訓練の更なる充実や、大学等の高等教育機関も巻き込んだ職業訓練を今後検討していくべきではないかと考える。

労働意欲のある失業者に対して質量ともに十分な職業訓練を提供することにより、新たなフィールドでの就業を実現してもらうことが、県の取組みとして重要である。

また、希望職種と求人職種が一致しない雇用のミスマッチの問題も重要であるが、この問題は県側だけで解消できるものではなく、失業者側にも一定の努力も求めていかなければならないものである。それぞれの一層の努力が期待される。

3. 産業・雇用振興部全体の連携について

県は、中期計画にあたる「主な政策集」において、県の目標として『「県外で働き、県外で消費する」から「奈良で暮らし、奈良で働く」へ転換』することを設定しており、産業と、雇用と、消費を、相互補完しあうサイクルとして捉え、それらが県内で完結することを目標としている。

現在、県の産業・雇用振興施策は、各担当課がそれぞれ産業振興は主に県内産業に対して、消費振興は主に県内小売業者に対して、雇用対策は主に県内失業者に対して、個別に事業を実施している。

しかし、産業・雇用振興施策を進めるにあたり、施策の効果をより高めるためには、各種施策を総合的に運用し、施策の相乗効果を生み出すような企画立案機能を備えることによって、担当部署及び各種施策間で更なる相互連携を図ることが必要と思われる。

例えば、産業振興と雇用対策は補完関係にあり、産業振興を進めるためには、産業振興を担う人材の確保が必要であり、逆に雇用対策を進めるためには県内に然るべき産業が創出されていなければならない。そういう意味で雇用を担当する部署と産業振興を担当する部署の連携は重要である。

具体的には、職業訓練のメニューについて、関係課等が連携して誘致する企業の業種・求人ニーズに合わせた形で設定し、求人ニーズと求職者のマッチングを図ることによる雇用と産業振興の連携が考えられる。また、県内生産物の地産地消の推進のための県内消費と産業振興施策の連携など、様々な連携方法が考えられるだろう。

政策の方向性を取りまとめ、部内の連携を進めるため、現行の組織を発展させ、産業と、雇用と、消費の施策の相互連携が可能となるように行政運営及び施策を統括することが望まれる。

以上